

令和5年度入札契約・総合評価方式の実施方針

《 工事 》(港湾空港関係)

- 本資料内の評価方法・評価表は一般的な例であるため、各工事の入札説明書を確認下さい。
- 本資料については、下記に掲載しております。
([四国地方整備局HP](#) > [港湾空港部](#) > [入札・契約情報](#) > [規則・基準・様式等](#))
- 判定結果表は、発注部局、事務所の契約担当課等において閲覧できます。
- 令和5年4月1日以降の公告案件から適用します。

令和5年3月

四国地方整備局 港湾空港部

※赤字は令和4年3月版からの主な見直し

1. 総合評価の基本ルール	
1) 総合評価方式選定表	P3
2) 施工能力評価型の加算点	P4
3) 技術提案評価型(S型・1テーマ)の加算点	P5
4) 技術提案評価型(S型・2テーマ)の加算点	P6
2. 総合評価の方法	
1) 総合評価方式の配点ウェイト(基本ルール)	P8
2) 技術者の評価の変更点	P9
3) 企業の評価(基本企業評価)の変更点	P10
4) 企業の評価(その他の企業評価)の変更点	P11
5) 資格保有者又は顕彰の加点評価について	P12~14
6) 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者の評価	P15~16
7) 施工体制評価後の加算点	P17
8) 総合評価の方法(落札者の決定方法)	P18
3. その他発注方式(試行)	
1) WLBを考慮した総合評価落札方式(段階選抜方式)	P20~21
2) 任意着手制度(試行)	P22
3) 一括審査活用方式(試行)	P23
4) 地元企業活用審査型(試行)	P24
5) 施工能力評価型におけるチャレンジ型(試行)	P25
6) 地元作業船評価(試行)	P26
4. 総合評価における取り組み(担い手育成・確保)	
1) 若手技術者育成制度の推進	P28
2) 登録海上起重基幹技能者の評価	P29
3) 特別港湾潜水技士の評価	P30
4) 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価	P31
5) 海上工事施工管理技術者の評価細分化	P32
6) 監理技術者の専任義務の緩和について(特例監理技術者制度)	P33
7) 産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行)	P34
8) 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する評価	P35
9) 適切な工期の確保等について	P36~40
10) 休日確保等に向けた取り組み(試行)	P41~43
11) 人材確保・育成に向けた取り組み	P44
5. 総合評価における取り組み(中小企業の受注機会確保)	
1) WTO対象工事の構成員に係る客観点数の引き下げ	P46
2) (甲型)特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員(技術者)要件緩和	P47
6. 総合評価における取り組み(生産性向上)	
1) ICT活用工事における総合評価落札方式(試行)	P49~50
2) 電子入札システム申請時における申請手続きの簡素化(試行)	P51
7. 総合評価項目の留意点(配置予定技術者)	
1) 配置予定技術者の申請人数の変更	P53
2) 配置予定技術者の「同種」及び「同種性」における従事期間	P54
3) 配置予定技術者評価の工事成績評価期間の拡大	P55
4) 自治体実績評価(試行)	P56
8. 総合評価項目の留意点(作業船、災害時復旧支援体制、災害出動実績)	
1) 受発注者の負担軽減①(使用する作業船の評価)	P58~61
2) 受発注者の負担軽減②(災害時の復旧支援体制の確保)	P62~63
3) 受発注者の負担軽減③(災害により出動した実績の確認資料)	P64~68
4) 包括協定に関する誓約書	P69
9. 技術提案の留意点	
1) 技術提案の配点や着目点数	P71
2) 技術提案の評価方法に関する見直し	P72
3) 技術提案書においてNETIS登録技術を記載する際の留意事項	P73
4) オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表	P74
5) 技術提案の採否の通知	P75
6) 技術提案評価の詳細な通知	P76~77
7) 技術提案履行確認計画書の確認について(技術提案評価型)	P78
10. 入札契約手続きに係る情報提供	
1) 見積り参考資料の開示期間	P80
2) 質問書に対する回答期限	P81
3) 低入札価格調査基準	P82
4) 発注見通し等の公表	P83
5) 発注見通しの公表方法について	P84
6) 閲覧資料等の情報提示について	P85
11. 競争参加資格確認申請時において特に注意が必要な事項	
1) 申請資料の不備等により「欠格」にならないための注意点	P87
2) 申請資料の不備等により欠格及び評価しなかった事例	P88~89
12. 工事現場における取り組み	
1) 工事現場における働きやすい職場環境の整備(再掲)	P91
2) 工事現場における担い手育成活動の実施(再掲)	P92
3) 三者連絡会の対象工事拡大	P93
4) 三者会議の更なる開催	P94
5) 工事書類削減の取り組み	P95~99
6) オンライン電子納品の運用開始	P100
7) 工事現場における遠隔臨場の試行	P101
8) 「労務費見直し尊重宣言」促進モデルの試行	P102
9) 建設キャリアアップシステム(CCUS)モデル工事	P103
10) 「ICT活用施工管理モデル工事」の実施	P104
11) 地元作業船の活用を実施した工事の成績評定(試行)	P105
別冊 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策	別冊

1. 総合評価の基本ルール

1) 総合評価方式選定表

※赤字はR5.4～見直し

総合評価方式の選定の基本ルールは下記の表による。

なお、下記表にある技術提案評価型(S型・WTO)及び技術提案評価型(S型)においては、引き続き原則少ないテーマ数を採用することとし、競争参加者・発注者双方の負担軽減に努める。

また、施工能力評価型において、受注者の固定化がみられた場合等に施工能力評価型(I型・施工計画重視型)を採用する場合がある。

なお、受発注者の負担軽減の観点から、施工能力評価型(I型)の適用範囲を技術的難易度IVの一部で試行する

。

(発注等級)	技術的難易度						適用額
	I	II	III	IV	V	VI	
WTO	技術提案評価型(S型・WTO・ 原則2 テーマ)						6.8億円
A等級	施工能力評価型(I型)又はII型		技術提案評価型(S型・1テーマ)	技術提案評価型(S型・ 原則1 テーマ)		技術提案評価型(S型・1テーマ又は(A型))	2.5億円
B等級	施工能力評価型(II型)	施工能力評価型(I型)		施工能力評価型(I型)[試行]	技術提案評価型(S型・1テーマ)	0.9億円	
C等級 以下							

※政府調達に関する協定 適用額改正 (令和4年度・令和5年度)

2) 施工能力評価型の加算点

※赤字はR5.4～見直し

- ◆施工能力評価型は、加算点合計を原則30点に設定。
(設定割合は加算点換算で、技術者・企業評価で30点。)
- ◆受注機会の拡大を図るため、チャレンジ型を試行する。

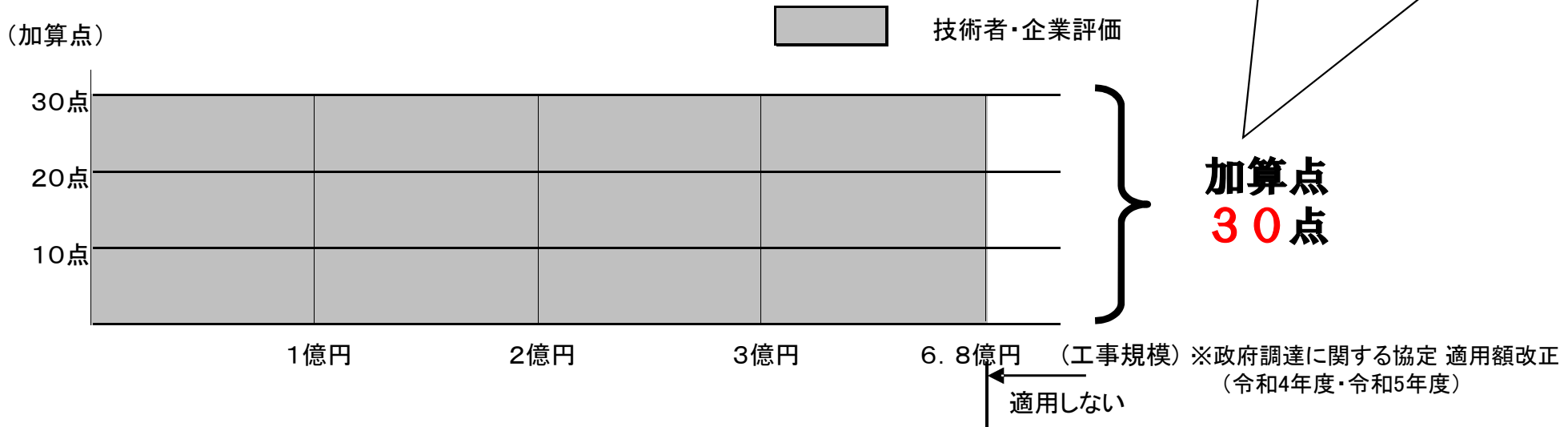
【施工能力評価型 (I型・II型)】

加算点は原則30点

※施工計画は求めない (II型)、若しくは原則点数化しない (I型・標準)

但し、特に施工計画の適切性を求める必要がある案件については、施工計画の評価を点数化する「I型・施工計画重視型」の適用も可とする。施工計画は1項目のみ。

(A4用紙1枚)



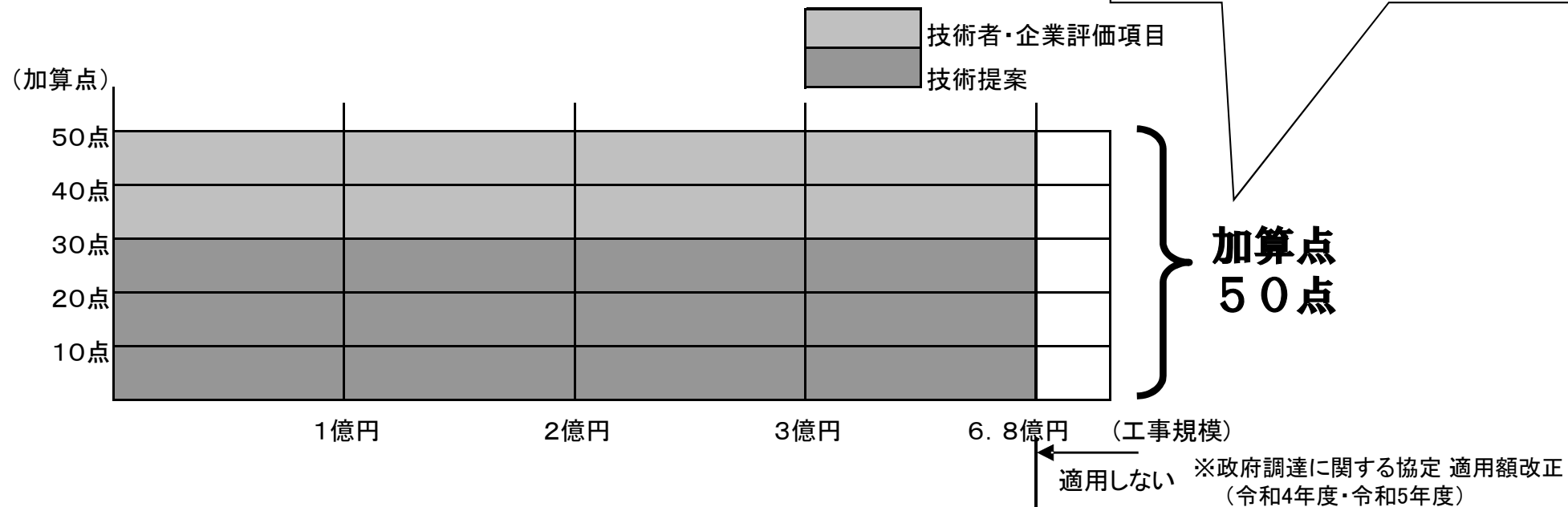
3) 技術提案評価型 (S型・1テーマ) の加算点

※赤字はR5.4～見直し

- ◆技術提案評価型 (S型・1テーマ) は、加算点合計を50点に設定。
技術提案の評価で30点、技術者・企業評価で20点。また、受注機会の拡大を図るため、
企業、技術者の評価比率を引き下げた (技術提案評価30点、技術者、企業評価10点)
チャレンジ型を引き続き試行する。
- ◆また、競争参加者・発注者双方の負担軽減を図るため、 1テーマ **3** 提案とする。

【技術提案評価型 (S型・1テーマ)】

加算点は50点
技術提案は1テーマのみ。提案数は**3**提案とする。(A4用紙1頁)

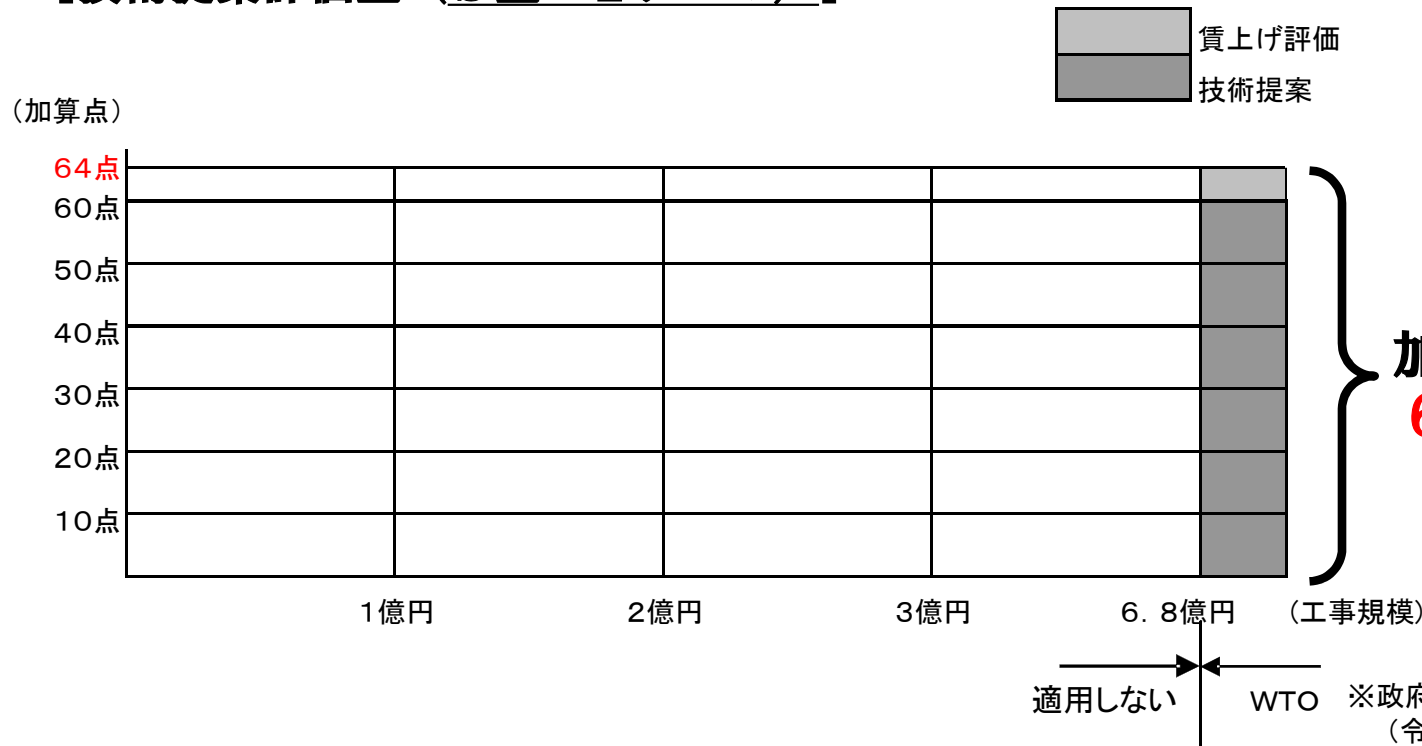


4) 技術提案評価型 (S型・2テーマ) の加算点

※赤字はR5.4～見直し

- ◆技術提案評価型 (S型・2テーマ) 「政府調達に関する協定」適用工事は、技術提案の評価加算点60点及び賃上げ評価加算点4点とし、加算点合計は64点で設定。
- ◆また、競争参加者・発注者双方の負担軽減を図るため、1テーマ3提案とする。

【技術提案評価型 (S型・2テーマ)】



加算点は64点
 技術提案は2テーマ設定。
 提案数はテーマ毎に**3提案**とする。
 (1テーマA4用紙1頁)

加算点
64点

2. 総合評価の方法

2) 技術者の評価の変更点

※赤字はR5.4～見直し

技術者の評価(S型・施工能力評価型:共通)

競争参加者から配置予定技術者の同種工事の施工経験等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、配置予定技術者の経験等の評価を行う。
(満点50点(評価点)として評価する。)

技術者評価

評価の視点		評価項目	評価点	備考
技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	5	(社)全国土木施工管理技士会連合会、(社)日本技術士会、(社)土木学会、(社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会のユニット数が5年間で50ユニット以上を評価。
		同種の施工経験	10	平成20年度以降の発注機関、役職、同種性を評価。
		工事成績	30	当該工種の技術者の地方整備局における工事成績点の過去6年度間の平均により評価。また、施工経験として提出した同種工事の過去6年度間に完成した北海道開発局及び沖縄総合事務局、四国四県の工事成績を評価。
		優良工事技術者表彰	5	令和元年度以降の工事表彰を評価 ※全国表彰を対象とする場合は四国での表彰を優位に評価。
	合計			50

※ CPD(Continuing Professional Development:継続教育)

3) 企業の評価(基本企業評価)の変更点

※赤字はR5.4～見直し

企業の評価(S型・施工能力評価型:共通)

競争参加者から企業の同種工事の施工実績等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、企業の同種工事の施工実績等の評価を行う。なお、「企業の評価」は、全ての分野の工事に共通の「基本企業評価」と、工事の分野により特別に評価要素とする「その他企業評価」から成る。(「基本企業評価」の合計評価点がマイナスであっても競争参加を認める。ただし、評価点合計がマイナスの場合は加算点を「0点」とする。)

基本企業評価

評価の視点		評価項目	評価点	備考
企業評価	企業の施工実績	同種の施工実績	10	平成20年度以降の同種工事の実績を同種性で評価。
		工事成績	30	港湾土木工事は過去5年度間(※それ以外の工種は過去10年度間)平均の工事成績を評価。
		工事に係る表彰	5	令和3年度以降の工事表彰を評価。
		小計	45	
		地域精進度・地域貢献度・社会性	5	平成20年度以降の近隣地域での海上工事等の実績を評価。
	地域精進度・地域貢献度・社会性	災害支援に係る表彰等	5	四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結している企業又は団体に所属しており、令和2年度以降の災害支援に係る表彰を評価。
		災害により出動した実績	5	四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結している企業又は団体に所属しており、令和2年度以降の災害等に係る出動実績を評価。
		事故及び不誠実な行為等	-30~0	累計する。
		小計	-30~15	
	地元企業活用評価	1次下請における地元企業の活用率	10	1次下請金額の総額に対する地元企業の1次下請金額の割合が目標値以上を評価。
		災害協定締結の有無	5	地元1次下請企業(地元元請企業を含む)が、四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結している企業又は団体に所属している場合に評価。

R5d~ 評価内訳 見直し	令和2年度以降の災害支援による表彰等の有無	国土交通大臣または港湾局長、四国地方整備局長、部長等(部長、事務所長及び管理所長)からの表彰、感謝状の実績あり	5	5
		四国内での災害支援による四国四県からの表彰、感謝状の実績あり	3	
		四国内での災害支援による市町村(港湾管理者を含む)からの表彰、感謝状の実績あり	1	
		なし	0	

4) 企業の評価(その他の企業評価)の変更点

※赤字はR5.4～見直し

その他の企業評価

評価の視点		評価項目	評価点	備考
企業評価 その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力の評価	5	四国建設業BCP等審査会発行の認定書がある場合に評価。 一般土木C等級の場合に適用。
		災害時の復旧支援体制の確保の評価	5	四国建設業BCP等審査会発行の認定書又は災害用手持ち重機の有無を評価。 維持修繕工事に適用。
			5	四国地方整備局管内に船籍港又は定係港を有する主作業船保有の有無を評価。港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に適用。
	地理的条件評価	地理的条件(営業拠点)	5	
	作業船評価	使用する作業船の保有	4	工事で使用する主作業船の保有形態を評価。
		新造船の使用 又は 環境性能の高い作業船の使用	6	工事で使用する主作業船が新造船の場合に評価。 (新造船の場合は、環境負荷と重複評価は行わず新造船のみで評価する。)
			4	工事で使用する主作業船の環境性能を評価。
	地元作業船評価	地元企業の所有する作業船を活用	(5)	地元企業の所有する作業船の活用の有無を評価。 地元作業船評価を試行する場合は作業船評価を適用しない。
	ICT	ICT活用	5	「①3次元起工測量」、「②3次元数量計算」、「③3次元出来形測量」、「④3次元データの納品」を全面的にICTを活用する施工者希望型の場合に適用。
	技能者等評価	当該工事の品質確保に有益な資格	5	当該工事の品質確保に有益な資格を評価。 海上工事全般、空港工事(制限区域の影響を受ける工事)の場合に適用。
		基幹技能者の配置	5	一括審査活用方式を除く「技術提案評価型(WT0を除く)及び施工能力評価型」において、主作業船を使用する工事に適用。
		建設マスター等の配置	5	一括審査活用方式を除く「技術提案評価型(WT0を除く)及び施工能力評価型」において、港湾等しゅんせつ工事又は港湾土木工事(潜水作業がある場合)に適用。
		特別港湾潜水技士の配置	5	一括審査活用方式及びチャレンジ型を除く「技術提案評価型(WT0を除く)及び施工能力評価型」において、港湾土木工事(潜水作業がある場合)に適用。
		賃上げの実施を表明した企業等への加点	発注方式による	賃上げの実施を表明した企業等を評価。 総合評価方式による全ての契約に適用。
		賃上げ実施企業等に対する減点	発注方式による	賃上げ基準に達していない企業に対し減点。

評価要素の評価点の算定

各評価要素毎の評価点の算定は、あらかじめ定められた評価基準に基づき、評価項目毎に評価点を与える。(詳細は各工事毎の入札説明書等に記載)

5) 資格保有者又は顕彰の加点評価について(1/3)

※赤字はR5.3～見直し

i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)又はインフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)については局長表彰と同等、i-Construction大賞(四国地方整備局長賞)又はインフラDX大賞(四国地方整備局長賞)は部長等表彰と同等、3R推進功労者等表彰(内閣総理大臣賞、国土交通大臣賞、3R推進協議会会長賞のいずれかに限る)は四国内の県(市町村を除く)の知事、土木部長、県土整備部長表彰と同等の評価を行う。

(例)【技術提案評価型(S型)】

・ i-Construction大賞又はインフラDX大賞の評価対象は、国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事で表彰されたものとする。

・ 表彰評価については、評価基準に示すいずれか1つの表彰のみを評価し、複数表彰の加点評価は行わない。なお、評価基準に示す表彰が重複して提出された場合は、いずれかの評価点が高い表彰のみを評価の対象とする。

技術提案評価		施工計画評価		技術者評価、企業評価																				評価点合計 ①+②+③+④		加算点 (小数位1桁 2位四捨五入)		加算点 合計 A+B			
				技術者評価								企業評価																			
				配置予定技術者評価				施工実績等評価				基本企業評価				その他企業評価															
				CPD (継続教育)	同種工事 の施工経験	工事成績	優秀建設 技術者表彰等	同種工事 の施工実績	工事成績	近隣地域 での施工実績	地域精進度・地域 貢献度・社会性	災害支 援に係る表彰等	災害に よって出動した実績	事故及び 不誠実な行為	小計	災害時等の 対応	地理的条件 評価等	作業船 評価	技能者等評価		賃上げ関係 評価	減点対象 の企業	小計								
特定評価項目1	特定評価項目2	加算点	評価①	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	4	6	5	5	5	5	25	-30	65	125	175	20	50
令和5年度	技術提案評価型(S型・1テーマ)	30	30	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	4	6	5	5	5	5	25	-30	65	125	175	20	50
令和5年度	技術提案評価型(S型・1テーマ) チャレンジ型	30	30	15	55			70	40						-30	40					25	25	25		50	-60	125	165	235	10	40

評価項目	評価基準	配点	評価点
工事に係る 優良工事表彰等	四国地方整備局長表彰(i-Construction大賞及びインフラDX大賞除く)、i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)又はインフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)の実績あり	5点	5
	四国地方整備局管内の部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長)表彰、i-Construction大賞(四国地方整備局長賞)又はインフラDX大賞(四国地方整備局長賞)の実績あり	3点	
	四国内の県の知事、県土整備部長、土木部長(市町村を除く)の表彰または3R推進功労者等表彰(内閣総理大臣賞、国土交通大臣賞、3R推進協議会会長賞のいずれかに限る)の実績あり	2点	
	上記以外	0点	

5) 資格保有者又は顕彰の加点評価について(2/3)

※R4年度と変更なし

港湾構造物の品質確保と円滑な施工を実施するとともに、当該工事における現場不一致等への迅速な対応を図るため、工事全般の施工管理等の職務を担う配置予定主任（監理）技術者、現場代理人（技術指導者含む）について、当該工事に有効な資格を有する場合に加点評価する。

なお、対象資格並びに対象工事は下記のとおり。

○海上工事施工管理技術者（Ⅰ類：浚渫、Ⅱ類：コンクリート構造物、Ⅲ類：鋼構造物）：海上工事全般

○空港工事施工管理技術者：制限区域の影響を受ける空港工事

○海洋・港湾構造物設計士：港湾施設及び海岸保全施設の構造物（岸壁、防波堤、堤防等）の建設又は改良等を行う工事

(例)【技術提案評価型(S型)】

技術提案評価		施工計画評価		技術者評価、企業評価																				評価点合計		加算点合計					
				技術者評価										企業評価																	
				配置予定技術者評価					基本企業評価					その他企業評価																	
				CPD (継続教育)	同種工事の施工経験	工事成績	優秀建設技術者表彰等	小計	施工実績等評価					災害時等の対応	地理的条件評価等	作業船評価	技能者等評価			賃上げ関係評価		小計									
同種工事の施工実績	工事成績	工事に係る優良工事表彰等	近隣地域での施工実績						災害支援に係る表彰等	災害により出動した実績	事故及び不誠実な行為	災害時の復旧支援体制の確保	地域内での拠点				使用する作業船の保有	新造船又は環境性能の高い作業船の使用	基幹技能者の配置	建設マスター等の配置	当該工事の品質確保に有益な資格		特別港湾潜水技士の配置	賃上げの実施を表明した企業等	減点対象の企業						
令和5年度	技術提案評価型(S型・1テーマ)	30	30	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	4	6	5	5	5	5	25	-30	65	125	175	20	50
	技術提案評価型(S型・1テーマ) チャレンジ型	30	30	15	55			70	40						-30	40						25	25	25	50	-60	125	165	235	10	40

評価項目	評価基準	配点	評価点
当該工事の品質確保に有益な資格	当該工事に関連する海上工事施工管理技術者、空港工事施工管理技術者又は海洋・港湾構造物設計士を配置する	5点	5点
	配置しない	0点	

注) 申請できる配置予定技術者等は、1名までとし、また、申請できる資格も海上工事施工管理技術者、空港工事施工管理技術者、海洋・港湾構造物設計士のいずれか1つとする。

5) 資格保有者又は顕彰の加点評価について(3/3)

※赤字はR5.4～見直し

「**港湾等しゅんせつ工事**」又は「**港湾土木工事(潜水作業がある場合)**」において、元請け又は下請けの配置予定現場従事者が、「**建設マスター**」又は「**建設ジュニアマスター**」を顕彰している場合に加点評価する。

(例)【技術提案評価型(S型)】

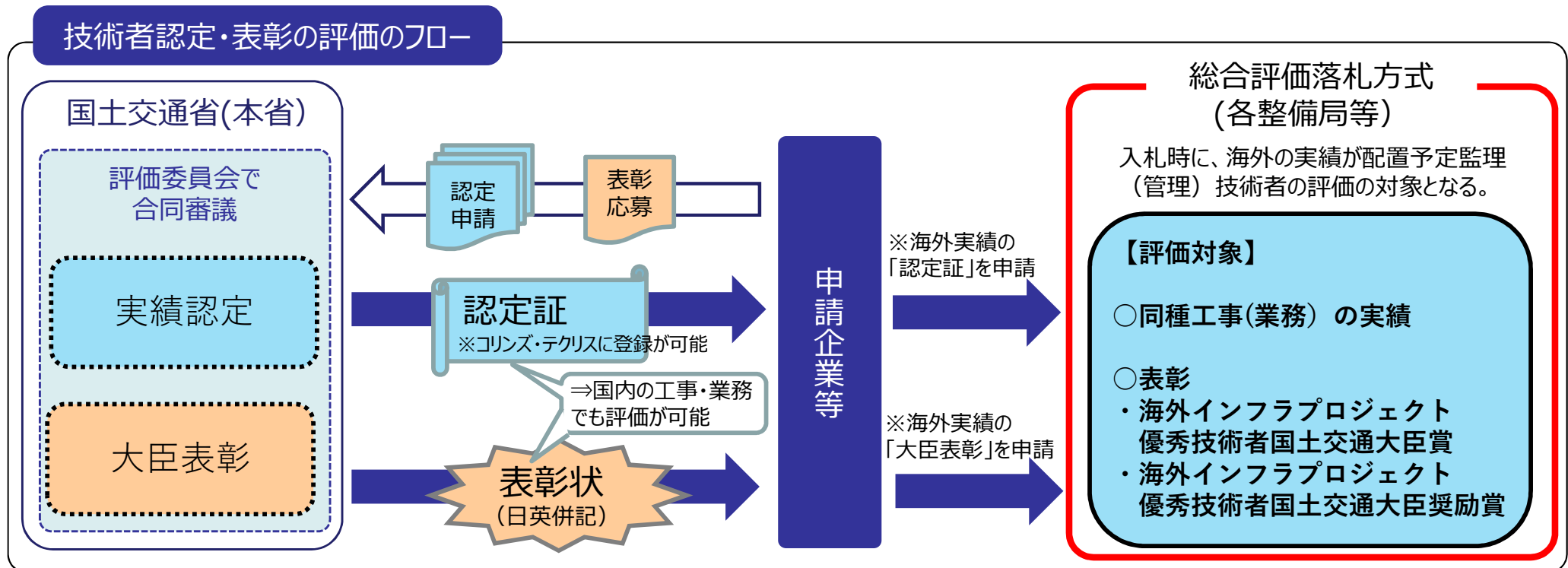
技術提案評価		施工計画評価		加算点																								評価点合計 ①+②+③+④		加算点 (小数位1桁 2位四捨五入)		加算点 合計 A+B	
				技術者評価												企業評価																	
				配置予定技術者評価				施工実績等評価				基本企業評価				その他企業評価																	
				CPD (継続教育)	同種 工事の 施工 経験	工事 成績	優秀 建設 技術者 表彰等	同種 工事の 施工 実績	工事 成績	工事 に係る 優良 工事 表彰等	近隣 地域 での 施工 実績	災害 支援 に係る 表彰等	災害 により 出動 した 実績	事故 及び 不誠 実な 行為	小計	災害時 等の 対応	地理的 条件 評価等	作業船 評価	技能者等 評価		賞上げ 関係 評価		小計	小計	小計	有	無						
令和5年度	技術提案評価型 (S型・1テーマ)	30	30	5	10	30	5	50	10	30	5	5	5	5	-30	60	5	5	4	6	5	5	5	5	25	-30	65	125	175	20	50		
	技術提案評価型 (S型・1テーマ) チャレンジ型	30	30	15	55			70	40						-30	40					25	25	25		50	-60	125	165	235	10	40		

評価項目	評価基準	配点	評価点
建設マスター等の活用	建設マスターを活用する	5点	5点
	建設ジュニアマスターを活用する	3点	
	活用しない	0点	

※「**港湾等しゅんせつ工事**」、「**港湾土木工事(潜水作業がある場合)**」を対象とする

※R4年度と変更なし

今後の海外進出や国内外の技術者の流動化を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。



7) 施工体制評価後の加算点

※R4年度と変更なし

施工体制の評価(S型・施工能力評価型:共通)

施工体制確認型は、原則全ての工事に適用するものとし、施工体制評価点の算定は入札価格水準に応じて「品質確保の実効性」、「施工体制確保の确实性」について評価を行う。(満点30点)

評価の視点	評価項目	施工体制評価点	備考
品質確保の実効性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階を基本とする。
施工体制確保の确实性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階を基本とする。
合計	◎は必須項目	30	

※ 低価格入札を行った者から提出された追加資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて加算点(技術提案のみ)を減ずるものとする。(※加算点に企業評価、技術者評価は含まない)

施工体制評価後の加算点(最終) = 加算点(技術者評価、企業評価) + 開札時の加算点(技術提案評価) × (施工体制評価点 ÷ 30点)

落札者の決定方法(S型・施工能力評価型:共通)

1. 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
2. 1の要件を満たす入札を行ったものに対して、以下により算出される評価値をもって総合評価をする。

評価値 = (標準点 + 加算点 + 施工体制評価点) ÷ 入札価格(単位:億円)

標準点: 要求性能を満足する場合は100点の標準点を与える

加算点: 技術提案に対する加算点と技術者・企業評価に対する加算点の合計点

施工体制評価点: 品質確保の実効性評価点及び施工体制確保の確実性評価点の合計点

予定価格以内で最も評価値の高いものを落札者とする。

3. その他発注方式 (試行)

1) WLBを考慮した総合評価落札方式(段階選抜方式)(1/2)

※赤字はR5.4～見直し

女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業を公共調達の際に評価する取組の導入スケジュール(令和4年10月公表)

国土交通省の導入方針

○社会全体で女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価する。

【導入スケジュール】

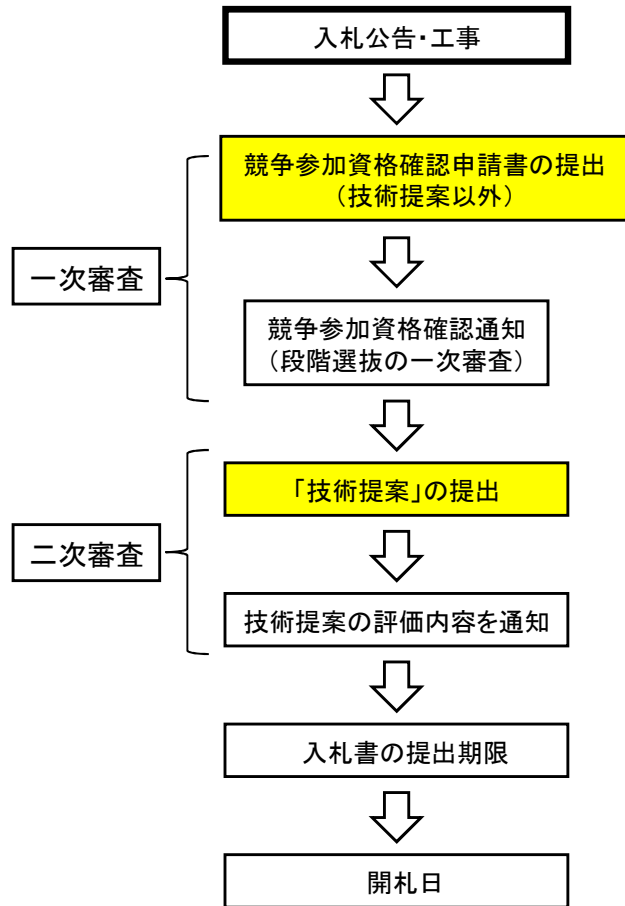
	公共工事等	物品役務等
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ■一般土木工事A等級、建築工事A等級及び港湾土木工事A等級(WTO政府調達協定対象事業)の工事 段階的選抜方式を実施する工事において全面導入済み ■トライくるみん等の新設に伴い、加点対象企業の見直し等を実施。 ■一般土木工事A等級、建築工事A等級及び港湾土木工事A等級(WTO政府調達協定対象事業)以外の工事 競争参加資格を有する企業の認定の取得状況導入を踏まえ、導入対象の拡大を検討 	平成28年度全面導入
令和5年度	<p>工事・業務ともに対象を「全等級・全工種(業種)」に拡大することの検討を引き続き実施。</p>	

1) WLBを考慮した総合評価落札方式(段階選抜方式)(2/2)

※赤字はR5.4～見直し

WLBの推進に向けた取り組みスケジュール(国土交通省公表:平成29年5月)に基づき、WLBを考慮した総合評価落札方式を平成30年度以降契約(工事)の港湾土木工事A等級(WTO)に全面導入する。

段階選抜実施フロー



■WLBを考慮した総合評価落札方式

港湾土木工事A等級(WTO政府調達協定対象事業)を対象に、総合評価の段階選抜方式(5者選抜)にて実施することとし、一次審査の企業評価項目にWLB評価を追加して審査を行う。

■段階選抜 一次審査評価項目

段階選抜 評価項目		評価基準	配点	評価点
① 企業の施工能力等	平成〇〇年度以降の同種工事の施工実績 (JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績	14点	15点
		同種性の認められる工事の実績	0点	
	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価	次のいずれかの認定を受けている。 ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん・くるみん(新基準)・くるみん(旧基準)・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 認定を受けていない	1点	
② 能力技術者の	平成〇〇年度以降に技術者として従事した施工経験 (JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事主任(監理)技術者または現場代理人の経験あり	15点	15点
		より同種性の高い工事で担当技術者の経験あり、同種性の認められる工事主任(監理)技術者または現場代理人の経験あり	7点	
		上記以外	0点	

■二次審査評価項目

評価項目		評価基準	配点	評価点
③ 技術提案	特定評価項目 (2テーマ)	技術提案の目的等を踏まえ提案された内容について、工夫の度合いにより最大60点で評価する。ただし、配慮すべき事項、効果、確実性、安全性等が担保されていること及び過度なコストを要していないことを提案の前提条件とする。	60点 0点	60点
		技術提案の内容如何に係らず、配慮すべき事項、効果、確実性、安全性等が担保されていない。	不可	
④ 施工体制	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	15点
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
		その他	0点	
④ 施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための適切な施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	15点
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
		その他	0点	

■各段階における評価項目

評価項目	一次審査	二次審査
①企業の施工能力等	○	—
②技術者の能力等	○	—
③技術提案	—	○
④施工体制	—	○

2) 任意着手制度(試行)

※R4年度と変更なし

目的

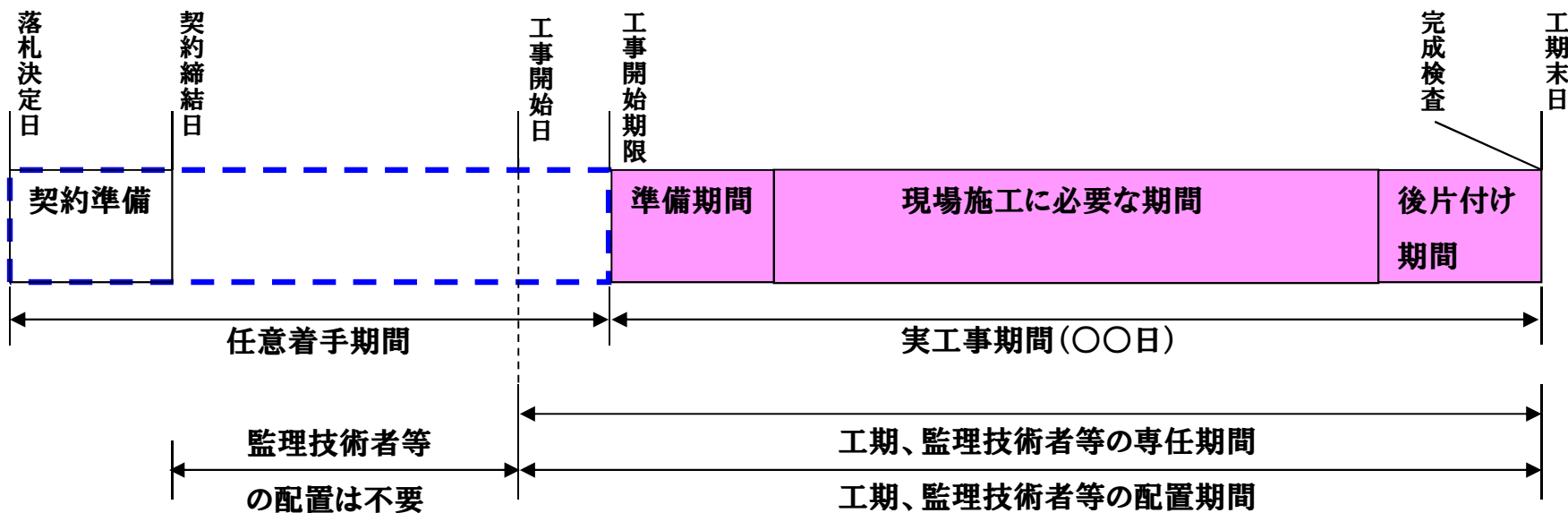
地方整備局(港湾空港関係)が発注する工事において、入札不調・不落の発生抑制や、工事施工業者の受注時期の偏りによる労働者、資機材等の集中を緩和するため、受注者が手持ち工事量を勘案しながら工事開始時期を選択できる任意着手制度の活用を図る。

概要

任意着手制度は、発注者がある期間を任意着手期間として設定し、その期間内に受注者が自らの判断により工事を開始し、開始した日から工期末日までに完成させるものである。なお、契約締結日から工事開始日までの期間は、建設資材や労働力確保等のための準備調整を行うことができる。また、監理技術者等の配置は不要とし、資材の搬入、仮設物の設置、現場詰め所の設置等を行ってはならない。

考え方

- 1) 工期は、受注者が届け出た工事開始日(※1)から工期末日までとする。
- 2) 工期末日は、実工事期間(※2)と任意着手期間(※3)を加えた期間で設定する。
- 3) 契約締結日は、工事開始日を届け出た日とし、落札決定日の翌日から7営業日以内とする。
- 4) 工事開始日は、契約締結日から任意着手期間内で設定する。



※1) 工事開始日: 工事を開始する日として、工期の始期日

※2) 実工事期間: 現場施工に必要な日数に、準備、後片付け日数を加えた期間

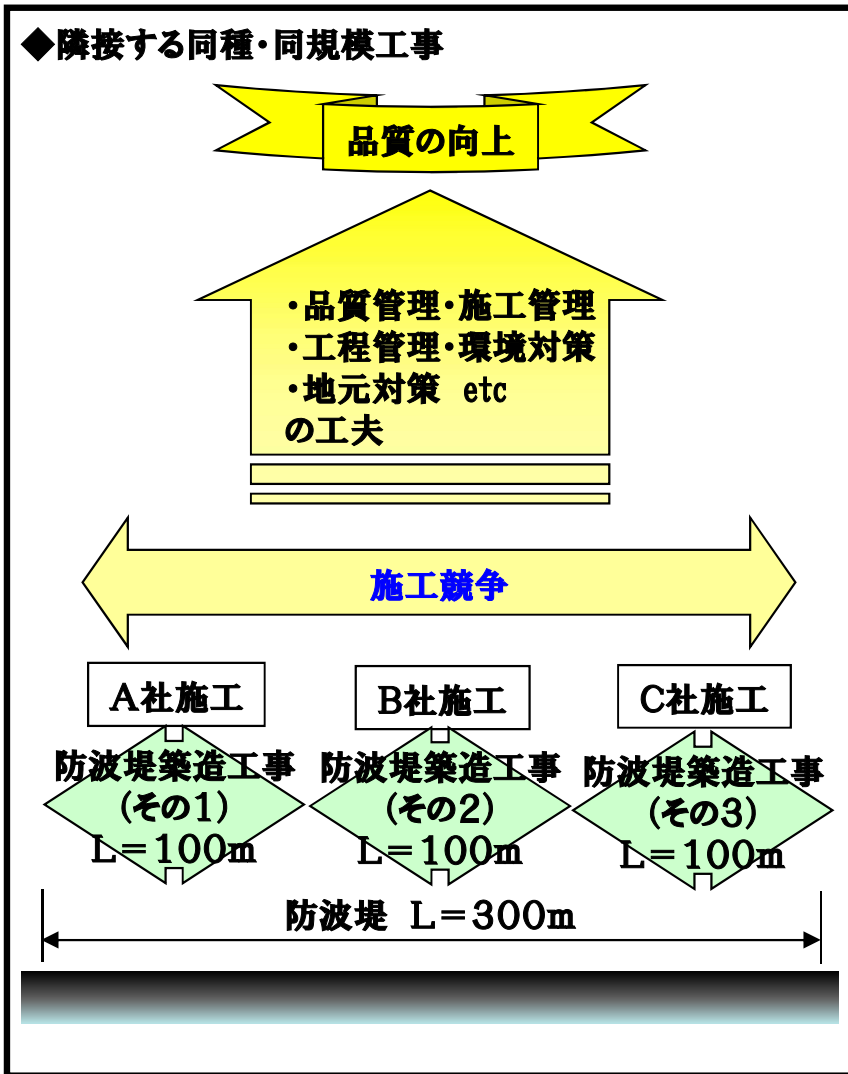
※3) 任意着手期間: 落札決定日から3ヶ月を超えない期間で設定

3) 一括審査活用方式(試行)

※R4年度と変更なし

【一括審査活用方式の目的】

- ・隣接する同種・同規模工事を異なる企業が受注することで、受注者間で施工管理・工程管理・環境対策・地元対策など様々な観点から競争させることによって、総合的に品質の向上を図る。
- ・また、併せて迅速な入札契約手続き、受発注者の事務量軽減、受注業者の固定化対策並びに工事間(受注者間)の連携による効率化も図ることが出来る。



◆手続きイメージ

- ・防波堤築造工事(その1)
- ・防波堤築造工事(その2)
- ・防波堤築造工事(その3)

※同一の参加資格要件・評価項目・技術提案テーマを設定する。

参加申請

競争参加業者

※同一内容の申請書(技術提案含む)で3工事への申請
配置予定技術者については1人で申請

発注者

一括審査

※3工事について同一内容の技術資料で企業・技術者評価、技術提案評価を一括で審査する。

落札イメージ

・防波堤築造工事(その1) A社(落札)
B社
C社
D社

A社落札のため除外

・防波堤築造工事(その2) ~~A社~~
B社(落札)
C社
D社

B社落札のため除外

・防波堤築造工事(その3) ~~A社~~
~~B社~~
C社(落札)
D社

4) 地元企業活用審査型(試行)

※R4年度と変更なし

見直しの背景

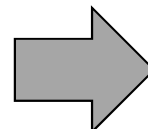
平成26年度以前の評価基準は、地元1次下請け企業の企業成績、企業表彰、工事实績及び入札額に対する地元1次下請け比率で評価を行っていた。この評価基準においては、これらの評価値の高い特定の地元1次下請け企業へ申請が集中し、結果として下請け企業の固定化につながり、受注者として下請け企業の選択の自由度が低くなる等の課題があった。

この課題を改善するため、H27年度に評価基準を下記のとおり見直しを行った。
平成28年度は、他の災害に関する評価基準の見直しを受け、災害協定を「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」に統一する。

見直し前

[H27年度まで]

評価の視点	評価項目	評価内容	評価点
地元企業評価	工事实績	四国地方整備局管内(港湾空港関係)の過去5年度間の当該工種の工事成績点。ただし、港湾等しゅんせつ工事については、過去10年度間とする。	5
	優良工事表彰(団体)、優秀貢献工事表彰(団体)、安全表彰(団体)、優良下請企業表彰(団体)等または四国四県の表彰等	平成24年度以降の ・四国地方整備局管内の優良工事表彰(団体)、優秀貢献工事表彰(団体)、安全表彰(団体)または優良下請企業表彰等 ・四国四県の発注工事に対する知事、土木部長または県土整備部長の表彰	5
	同種工事の施工実績	平成11年度以降の同種工事の施工実績(JVは出資比率20%以上、元請け実績)	5
	事故及び不誠実な行為等	四国地方整備局管内の当該業務に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故・業務関係者事故による評価または、不正又は不誠実な行為による評価	0~ -30
小計			-30 ~15
下請け比率	地元1次下請け比率評価	当該工事にて1次下請けとして建設工事の契約を予定している企業(最大5社)の下請け予定金額が入札金額に消費税相当額を加えた金額に対し20%以上の場合に評価	5
小計			5
評価点合計(地元1次下請け評価)			-30 ~20



見直し後

[H28年度より適用]

評価項目	評価基準	評価点
1次下請における地元企業の活用率	一次下請金額の総額に対する、地元企業の1次下請け金額の割合が目標値以上	10
災害協定締結の有無	地元1次下請企業(地元元請企業を含む)が、四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結している企業又は団体に所属している	5
評価点合計(地元1次下請け評価)		15

5) 施工能力評価型におけるチャレンジ型(試行)

※R4年度と変更なし

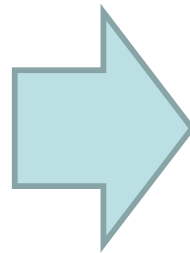
直轄工事実績や県工事実績が無く（少なく）新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保することを目的として、施工能力評価型において、工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事実績等のみで評価を行うチャレンジ型の試行を実施する。

【実施内容】

○施工能力評価型の工事を対象とし、参加者が少ないことが想定される港湾土木工事等で適用予定。

【現行の施工能力評価型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優秀建設技術者表彰等	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域での施工実績	5
	災害支援に係る表彰等	5
	災害により出動した実績	5
その他企業評価		適宜



【チャレンジ型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	15
	同種工事の施工経験	55
	工事成績	—
	優秀建設技術者表彰等	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	40
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域での施工実績	—
	災害支援に係る表彰等	—
	災害により出動した実績	—
その他企業評価		適宜

6) 地元作業船評価(試行)

※赤字はR5.4～見直し

大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため、地域の安全・安心を担う地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価する「地元作業船活用評価型」を試行。
工事の主要工種において、当該港の所在する県内に本店を有する地元企業が所有する作業船を活用する場合に加算点を付与。

■対象工事

「技術提案評価型(WTOを除く)」において、主作業船を使用するA等級向け工事へ適用する。

■評価項目

評価項目	評価基準	配点	評価点
地元作業船の活用	地元企業の所有する作業船を活用	5点	5点
	活用しない	0点	

・『地元作業船の活用』の評価は、5点を満点とし、当該港の所在する県内に本店を有している企業の作業船を活用する場合のみを加点の対象とする。

※主要工種の作業日数の30%以上活用すること。但し、作業船の仕様が主要工種を含む複数工種にまたがる場合には、複数工種の合計作業日数の30%以上でも良い。また、複数の地元作業船を使用して、主要工種及び主要工種を含む複数工種の作業を行う場合も地元作業船の合計作業日数が30%以上あれば良い。

※本試行工事は、企業の施工能力「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」に換えて評価を実施。

※受注者の責において配置出来なかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

■申請時提出資料

・申請書のみで評価し、船舶関係資料の提出は不要。

※契約後に監督職員が「作業船の地元企業の所有状況」及び「活用状況」の確認を実施する。

4. 総合評価における取り組み (担い手育成・確保)

1) 若手技術者育成制度の推進

※R4年度と変更なし

実績が少ないため、主任（監理）技術者に登用されづらい若手技術者（40歳未満）に代えて、経験豊富な技術指導者（旧補助者）で評価する工事を、選択式で引き続き実施する。

- 若手の定義
 - ・公告年度の4月1日に満40歳未満であること。
- 技術指導者に必要な条件等
 - ・主任（監理）技術者に求める要件を全て満たすこと。
 - ・技術指導者は1名のみを申請することとし、複数申請は認めない。
- 適用条件 原則、全工事が対象。なお、特例監理技術者制度対象工事は除く。

（参考：H29年度までは工事難易度、工事発注規模による運用区分は無し。）

項目	工事難易度Ⅰ～Ⅲ、工事発注規模3億円未満	工事難易度Ⅳ以上、又は工事発注規模3億円以上
技術者の組み合わせ	・若手主任（監理）技術者＋技術指導者（非専任）	・若手主任（監理）技術者＋技術指導者（専任）
参加要件（資格、同種工事の実績）	・若手主任（監理）技術者の資格 ・技術指導者の同種工事の実績	・若手主任（監理）技術者の資格 ・技術指導者の同種工事の実績
総合評価加点項目（CPD、施工経験（同種性）、工事成績、表彰）	・技術指導者の実績にて評価	・技術指導者の実績にて評価
技術指導者の指導時期	・定期的（週1回以上かつ4時間／週以上）に若手主任（監理）技術者の指導を現場で行う	・現場に常駐し、指導を現場で行う
他工事との関連（技術指導者）	・他工事に主任（監理）技術者として従事していないこと ・技術指導者として他工事との兼務は3件以内	・他工事に技術者として従事していないこと ・技術指導者として他工事との兼務不可
技術指導者のCORINS登録	・技術指導者が現場に常駐する場合は、現場代理人又は担当技術者としてCORINS登録可 ・技術指導者が現場に常駐しない場合は、CORINS登録不可	・現場代理人又は担当技術者としてCORINS登録可

※R4年度と変更なし

2) 登録海上起重基幹技能者の評価

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「登録海上起重基幹技能者」を現場従事技能者として配置する場合には加算点を付与する取り組みを試行する。

■対象工事

一括審査活用方式を除く「技術提案評価型(WTOを除く)・施工能力評価型」において、主作業船を使用する工事へ適用する。

■対象資格

・登録海上起重基幹技能者

■評価項目

評価項目	評価基準	配点	評価点
登録海上起重基幹技能者の活用	基幹技能者を配置する	5点	5点
	配置しない	0点	

注)「登録海上起重基幹技能者」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。

【 港湾工事における適用例 】

配置を求める工種
浚渫工・揚土工
ケーソン・ブロック等据付
海上地盤改良工
上部工(海上施工)

※主要工種を対象とし詳細は、個別工事の入札説明書参照。

■評価対象者

①及び②を満足する登録海上基幹技能者の配置が有る場合、加算点付与の対象とする。

①登録海上起重基幹技能者は、元請又は下請企業(専門工事業者)と直接的かつ恒常的な雇用であること。

※「基幹技能者の活用」の評価対象者は、「主任(監理)技術者、現場代理人、技術指導者、担当技術者」を除く現場に従事する技能者とする。

※「登録海上起重基幹技能者」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。

②該当工種の主作業船が稼働する期間の全てに従事することを条件とする。

※受注者の責において配置出来なかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

■申請時提出資料

・申請書のみで評価し、証明資料の提出は不要。

※契約後に監督職員が「登録海上起重基幹技能者講習修了証」及び「直接的かつ恒常的な雇用」の確認を実施する。

3) 特別港湾潜水技士の評価

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「特別港湾潜水技士」を現場従事者(潜水作業管理者)として配置する場合には加算点を付与する取り組みを試行する。

■対象工事

チャレンジ型を除く「技術提案評価型(WTOを除く)・施工能力評価型」において、原則3名以上の潜水士による作業が見込まれる捨石均し、ブロック等の据付等の工種が含まれる工事を対象とする。

■対象資格

・特別港湾潜水技士

■評価項目

評価項目	評価基準	配点	評価点
特別港湾潜水技士の配置	特別港湾潜水技士を配置する	5点	5点
	配置しない	0点	

■評価対象者

①及び②を満足する登録海上基幹技能者の配置が有る場合、加算点付与の対象とする。

①特別港湾潜水技士は、元請又は下請企業と直接的かつ恒常的な雇用であること。

※「特別港湾潜水技士の活用」の評価対象者は、「主任(監理)技術者、現場代理人、技術指導者、担当技術者」を除く現場に従事する元請又は下請の技能者とする。

※「特別港湾潜水技士」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。

②該当工種の潜水作業のある期間全てに従事することを条件とする。

※受注者の責において配置出来なかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

■申請時提出資料

・申請書のみで評価し、証明資料の提出は不要。

※契約後に監督職員が「特別港湾潜水技士資格者証」及び「直接的かつ恒常的な雇用」の確認を実施する。

※赤字はR5.4～見直し

4) 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「**建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)**」又は「**建設ジュニアマスター(青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰)**」を現場従事技能者として配置する場合に加算点を付与する取り組みを試行する。

■対象工事

一括審査活用方式を除く「技術提案評価型(WTOを除く)・施工能力評価型」における「港湾等しゅんせつ工事」、「**港湾土木工事(潜水作業がある場合)**」へ適用する。

■対象技能職種

・しゅんせつ工 ・**潜潜水士**

■評価項目

評価項目	評価基準	配点	評価点
建設マスター等の活用	建設マスターを配置する	5点	5点
	建設ジュニアマスターを配置する	3点	
	配置しない	0点	

注)「登録海上起重基幹技能者」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。

■評価対象者

①及び②を満足する建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置が有る場合、加算点付与の対象とする。

①建設マスター、建設ジュニアマスターは、元請又は下請企業(専門工事業者)と直接的かつ恒常的な雇用であること。

※「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」の評価対象者は、「主任(監理)技術者、現場代理人、技術指導者、担当技術者」を除く現場に従事する技能者とする。

※「登録海上起重基幹技能者」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。

②浚渫(床掘含む)工の施工期間又は該当工種の潜水作業のある期間全てに従事することを条件とする。

※受注者の責において配置出来なかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

■申請時提出資料

・申請書のみで評価し、証明資料の提出は不要。

※契約後に監督職員が「顕彰状」、「技能職種」及び「直接的かつ恒常的な雇用」の確認を実施する。



5) 海上工事施工管理技術者の評価細分化

※R4年度と変更なし

■ 目的

海上工事施工管理技術者において、平成30年度までは資格分類毎（Ⅰ～Ⅲ類）による評価は行っていなかったが、海上工事の主たる工種の資格分類毎で試験が実施されており、工種毎の専門性の向上を図るため、令和元年度より資格分類毎に評価を行う。

■ 実施概要

海上工事施工管理技術者は、海上工事の主たる工種毎に Ⅰ類：浚渫、Ⅱ類：コンクリート構造物、Ⅲ類：鋼構造物 に分けて設定し、総合評価で評価する。

Ⅰ類：浚渫

海上工事（大工種）	Ⅰ類の対象工種	主要作業船
浚渫工（航路・泊地）	ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫船
	グラブ浚渫工	グラブ浚渫船
	硬土盤浚渫工	硬土盤グラブ船
	岩盤浚渫工	砕岩兼用グラブ船、砕岩船
	バックホウ浚渫工	バックホウ船
構造物撤去工	海上撤去工（航路・泊地）	起重機船、クレーン付台船、グラブ船

Ⅱ類：コンクリート構造物

海上工事（大工種）	Ⅱ類の対象工種	主要作業船		
基礎工	基礎捨石工	ガット船、クレーン付台船		
本体工	ケーソン式	ケーソン製作工（海上施工）	フローティングドック、ドルフィンドック、クレーン付台船	
		ケーソン進水据付工	クレーン付台船、引船（据付）、ガット船	
	ブロック式	本体ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船	
		場所打式	場所打コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
			水中コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
	プレバックドコンクリート工		ミキサー船、クレーン付台船	
	捨石・捨ブロック式	水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船	
		本体捨石工	ガット船、クレーン付台船	
		捨ブロック工	起重機船、クレーン付台船	
	沈埋トンネル	沈埋トンネル据付工	沈埋函沈設用台船、起重機船、クレーン付台船	
上部工	上部コンクリート工（海上施工）	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船		
海上地盤改良工（コンクリート構造物の基礎施工）	床掘工	浚渫船、ガット船		
	圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーパードレーン船		
	締固工	サンドコンパクション船		
	固化処理工	深層混合処理船		
消波工	消波ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船		
橋梁下部工	基礎工	ケーソン工	クレーン付台船、引船（据付）	
	橋台・橋脚工	橋脚コンクリート工	クレーン付台船、ミキサー船	
構造物撤去工		基礎撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船、ガット船	
		本体工撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船	
		ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船	
		上部撤去工	起重機船、クレーン付台船	
その他の海上工事	Ⅰ類・Ⅲ類へ分類ができない工事。			

Ⅲ類：鋼構造物

海上工事（大工種）	Ⅲ類の対象工種	主要作業船	
本体工	鋼矢板式	鋼矢板工	杭打船、クレーン付台船
	鋼杭式	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
	鋼製セル式	鋼製セル設置・打設工	起重機船、クレーン付台船
	ジャケット式等その他の鋼構造	鋼杭工、ジャケット等製作・据付工	起重機船、杭打船、クレーン付台船、ガット船、ミキサー船
	浮棧橋	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
海上地盤改良工（鋼構造物の基礎施工）	床掘工	浚渫船、ガット船	
	圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーパードレーン船	
	締固工	サンドコンパクション船	
	固化処理工	深層混合処理船	
橋梁下部工	基礎工	鋼管矢板基礎工	杭打船、クレーン付台船
		鋼管杭打工	杭打船、クレーン付台船
構造物撤去工		鋼管杭等撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ船
		ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船
		上部撤去工	起重機船、クレーン付台船

6) 監理技術者の専任義務の緩和について (特例監理技術者制度)

※R4年度と変更なし

【目的】

- ・現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。
- ・元請の監理技術者に関し、監理技術者を補佐する者を置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認する制度を創設し、監理技術者の専任義務の緩和を行う。

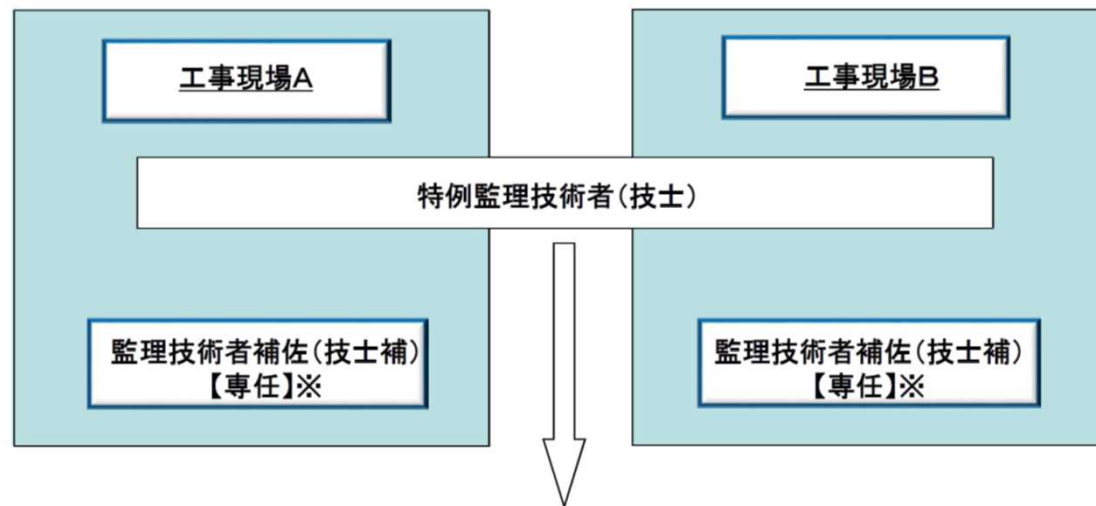
建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)及び監理技術者を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の配置を認める工事(四国地方整備局(港湾空港関係))

- ・分任支出負担行為担当官工事で、工事の技術的難易度がⅡ以下のもの。
 - ・兼務する工事数は2件まで。
 - ・当工事と兼務する工事の移動距離が概ね2時間以内のもの。
(島嶼部は除く。)
- ※兼務可能エリアについては、入札説明書参照

なお、特例監理技術者の配置を認める工事においては、下記の事項は適用対象外とする。

- ・「若手技術者育成制度」試行工事。
- ・一括審査対象工事における同一申請の工事。

※兼務を希望する場合は、入札説明書の記載事項(要件等)を確認の上、競争参加申請時並びに落札決定後に関係書類の提出を行うこと。また、既契約工事で兼務を希望する場合は、監督職員と協議を行うこと。



特例監理技術者は兼務可能

※監理技術者補佐は一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行)を有する者又は一級施工管理技士等の監理技術者の資格を有する者。

7) 産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行)

※R4年度と変更なし

[経緯]

将来の公共工事の品質確保のため、中長期的な担い手の育成・確保を図る観点から産前産後休業及び育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促すことで、技術者(男女問わず)の育成・確保を推進する。

[内容]

配置予定技術者(男女問わず)を対象に、施工経験を求める期間及び表彰対象期間において、産前産後休業及び育児休業を取得していた場合は、取得期間に応じた期間※を加えることができる。この場合においては、産前産後休業及び育児休業を取得したことを証明する資料(様式:休業期間の証明について)を提出すること。

(※取得期間に応じた期間は、「港湾空港関係の申請様式に関する留意点(産前産後休業及び育児休業に伴う技術者の実績及び表彰期間の考え方)」を参照。)

配置予定技術者が評価対象期間内に産休・育休を取得していた場合
(確認できる資料の提出があった場合)

■評価対象期間【延長前】

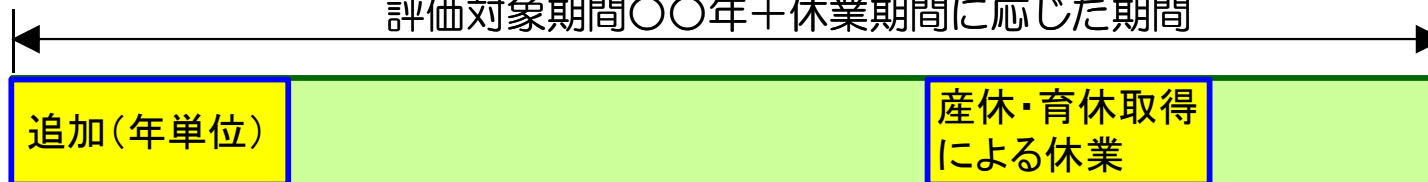
評価対象期間〇〇年



これまでは、休業していた期間も評価対象期間に含まれていた。

■評価対象期間【延長後】

評価対象期間〇〇年+休業期間に応じた期間



今後は、休業期間に応じた期間を評価対象期間に加算できる。

※赤字はR5.4～見直し

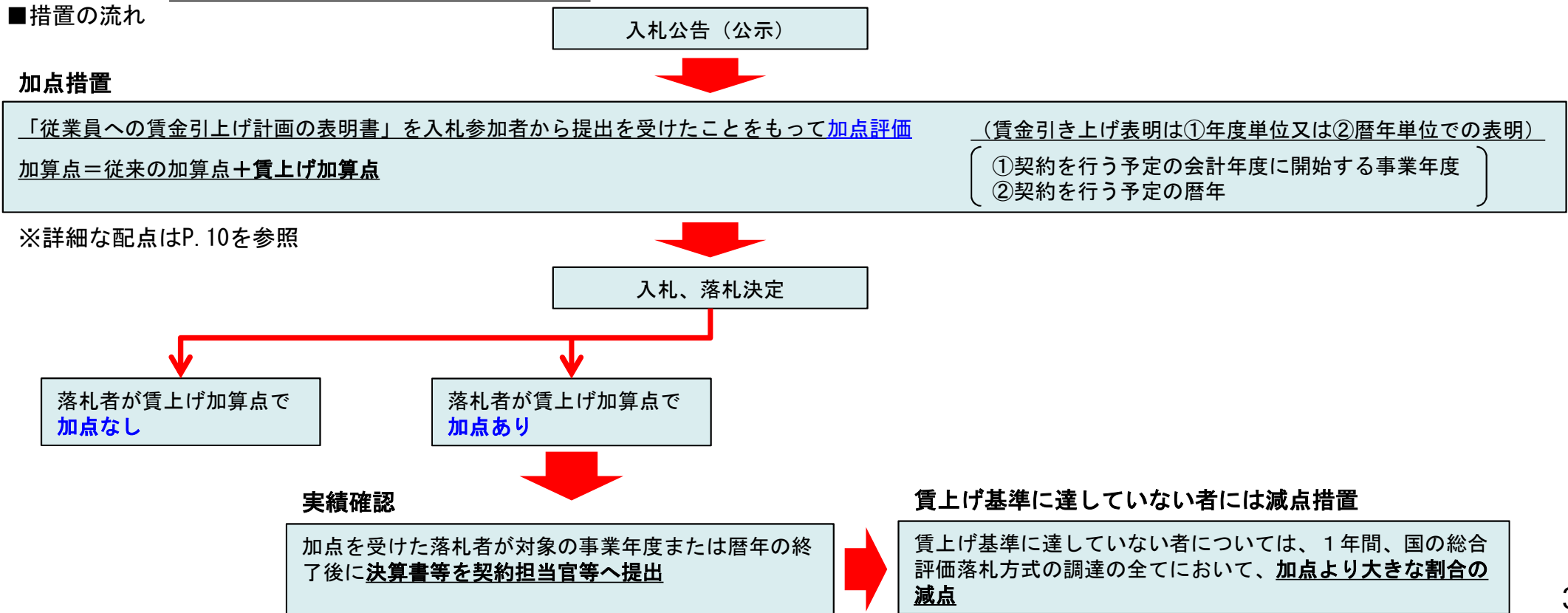
「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行う。また、減点措置の対象企業に対して減点を行う。

■適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。

■加点評価：事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。

■実績確認等：加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、
入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ



※詳細な配点はP. 10を参照

9) 適切な工期の確保等について(1/5)

※赤字はR5.4～見直し

I. 工事品質確保調整会議(統合型)について

○目的

令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、発注者の責務として適切な工期を設定すること、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を適切に行うこと等が規定された。

このため、工事着手前及び設計変更事象発生時等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程等について総合的に確認・調整し、円滑な工事の実施及び品質の確保を図るため、受発注者双方の責任者も参加する工事品質確保調整会議を設置する。

【実施概要】

- 原則として港湾・空港・海岸等工事等の全件を対象
- 開催時期
工事着手前を行うことを原則とするが、設計変更事象発生時のほか必要に応じて複数回開催可能
- 参加者
 - ・発注者；副所長以上及び工務課長、関係課長等、各監督職員等
 - ・受注者；受注者の代表等、現場代理人、監理技術者等
- 開催内容
 - ・設計図書に示された条件明示内容の確認
 - ・工程提示の取組により発注者から提示（提出）された工期設定の条件等の確認と受注者作成による施工工程の確認及び調整
 - ・施工計画書による施工計画の確認（従来の施工会議（施工打合せ）と同様）
 - ・設計変更に関する内容の確認
 - ・その他確認・調整等が必要な事項
- 確認・調整等を行った事項について文書に記録し、必要に応じて契約変更を行うなど適切な対応を行う
（打合せ・確認記録簿の様式が更新。開催内容の各項目のチェックリスト様式に）

品質確保調整会議(工事)チェックリスト

		確認欄	
		受注者	発注者
□□□□□			
工事名			
契約工期			
発注者名			
受注者名			
□□□□□□□□			
開催日			開催回数・回目
開催時期	<input type="checkbox"/> 工事着手前 <input type="checkbox"/> 工事施工途中 <input type="checkbox"/> その他()		
会議内容	<input type="checkbox"/> 施工会議 <input type="checkbox"/> 設計変更協議会 <input type="checkbox"/> 三者会議 <input type="checkbox"/> その他()		
参加者(発注者)	□□□□□□□□□□□□□□※本工事の責任者となる者		
参加者(受注者)	□□□□□□□□□□□□□□※本工事の責任者となる者		
□□□□□			
確認・調整項目	チェック	メモ	
特記仕様書等に示された施工条件について確認・調整を行った	□		
発注者から提示した工期設定の条件等の確認・調整を行った	□		
受注者作成の施工工程の確認・調整を行った	□		
施工計画書による施工計画の確認を行った	□		
発注者から契約変更事務ガイドラインの説明を行った	□		
設計図書の照査結果の確認・調整を行った	□		
設計変更にかかる課題の解決や妥当性等の確認・調整を行った	□		
工事の設計内容について確認・調整を行った	□		
その他	□		

※三者会議及び三者連絡会は、工事品質確保調整会議と併せて開催できる

チェックリスト(抜粋)

Ⅱ. 工程提示型について

○令和元年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮するため、下記のとおり試行する。

1. 対象工事は原則全ての港湾・空港・海岸工事等。
2. 発注者は、工事の契約後速やかに発注者が想定している工程表の情報を提示(提出)。
3. 提示する情報については、受注者が適正な工程を確保するために重要な情報となることを考慮し、準備・後片付け期間、各工種の能力設定、施工順序や現場での作業不可期間等の情報を含んだもの。
4. 発注者及び受注者は、工事品質確保調整会議において発注者が提示した工程について相互で確認・調整し、工期延長の必要がある場合は、港湾工事共通仕様書1-1-18に基づき、工期変更の協議を行う。

9) 適切な工期の確保等について(3/5)

※R4年度と変更なし

Ⅲ. 施工条件チェックリストの明示について

○令和3年7月に策定された「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」において、特記仕様書において的確に条件明示を行うとともに、工程に関する施工条件や関係機関との調整状況等を網羅的に確認できる資料(施工条件チェックリスト)を提供することが定められた。

下記のとおり試行する。

1. 対象工事は原則として、港湾・空港・海岸の全工事。
2. 発注者は、入札公告時に施工条件チェックリストを特記仕様書の参考資料として明示する。

【令和〇年度〇〇港〇〇地区〇〇工事】施工条件チェックリスト

明示項目	明示事項	該当の有無		特記 該当項目
		有	無	
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2. 施工期間、工事の着手時期、施工時間帯及び施工方法が制限される場合は、特定される施工期間、工事の着手時期、施工時間帯及び施工方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議の成立見込み時期	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4. 他官庁、その他関係機関との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工事費及び工程に影響がある場合は、当該条件	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地関係	1. 工事用地等の確保に未処理部分がある場合は、その処理の見込み時期	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2. 施工者にケーソン、ブロック等の製作ヤード及び仮置場所を指定する必要がある場合は、その内容(場所、範囲、荷重条件、期間、有償・無償の別等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3. 作業船を回航する場合で、係留場所及び緊急避難場所等を指定する必要がある場合は、その内容(場所、係留条件等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4. 施工場所が国際埠頭施設である場合、法令遵守や制約の内容(立入制限等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
公害対策関係	1. 工事に伴う公害防止(家屋、水質、騒音、振動・防塵等)のため、施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋、水質、騒音、振動等の調査方法・内容、範囲等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3. 底質ダイオキシン類対策が必要な場合、その内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4. 土壌汚染対策が必要な場合、その内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

施工条件チェックリスト(抜粋)

9) 適切な工期の確保等について(4/5)

※赤字はR4.12～見直し

IV. 「概略工程表開示試行工事」の実施について

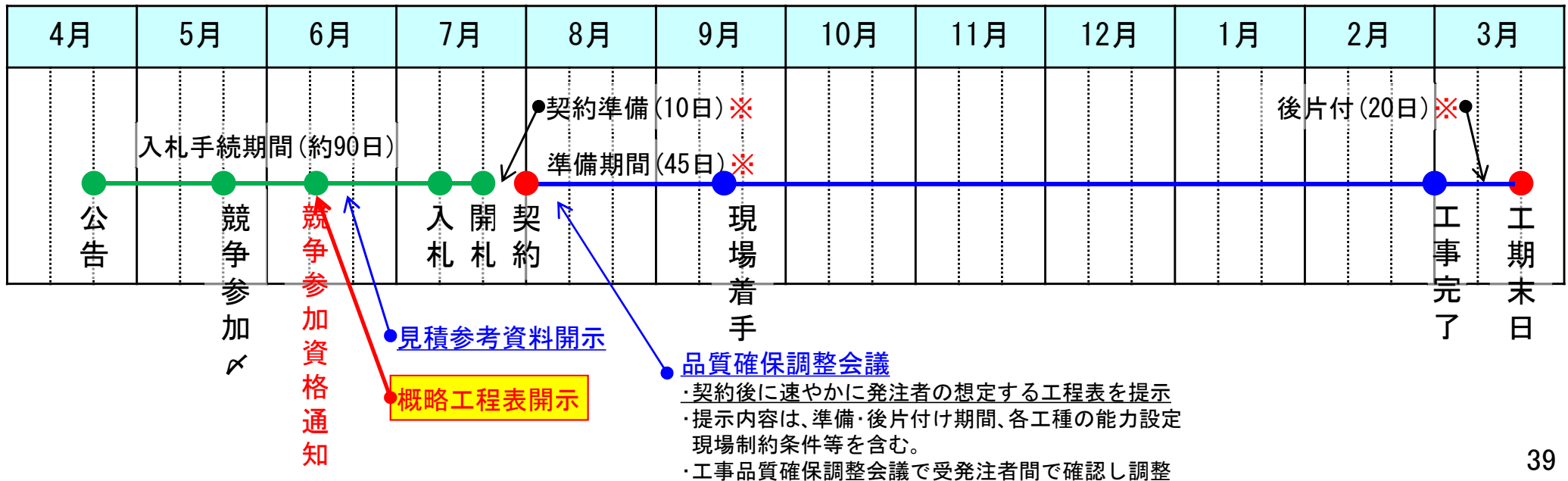
『港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン』（令和3年7月）策定時の港湾・空港工事のあり方検討会や関係団体ワーキンググループにおいて、ご意見があった、入札手続き中の概略工程表開示について、試行工事を実施し、概略工程表の開示に適した工事の選定、開示時期及び内容（工種、工事工程に影響する外的要因）、効果等を検討する。

【実施概要】

- ・ 対象工事：港湾・空港・海岸工事で**工事工程に影響する外的要因等が含まれる工事**
(例. 関係機関調整で施工時期に制約がある工事。供用開始時期が決まっている工事。他工事の工事完了時期が工事工程に影響がある工事。他工種工事で工事工程への影響がある工事など)
- ・ 開始時期：令和4年12月20日以降に入札公告を行う工事から適用
- ・ 概略工程表開示時期：競争参加資格通知時
- ・ 留意事項：見積参考資料と同様に、工事契約上の拘束力を与えない参考資料扱いとする
- ・ アンケートの実施：試行工事の効果等を確認するため、**工事受注者**を対象に実施

(参考) 入札から工事実施のスケジュールと概略工程表提示時期

※: 通達上設定しなければならない最低期間



9) 適切な工期の確保等について(5/5)

※R4年度と変更なし

概略工程表のイメージ(参考)

各工種の数量及び大凡の工事期間、想定される不稼働日等を記載

〇〇港〇〇地区防波堤上部工等工事(概略工程表)

〇年〇月〇日現在

工種	単位	数量	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
本工事	準備	式	1	[Bar]								45日間
	構造物撤去工	個	30		[Bar]							
	基礎捨石工	m ²	530		[Bar]							全体工程に影響しない工程は省略可
	根固工	個	30			[Bar]						
	上部工	スパン	20				[Bar]					
	雑工	m	190			[Bar]						
	安全費	式	1		[Bar]							
	片付工	式	1						[Bar]			20日間
工事工程に影響する外的要因												
施工条件	関連工事	〇〇港〇〇地区防波堤(2) 上部工等工事	[Bar]									当該工事でCP船使用后、本工事で上部工打設
		〇〇港〇〇地区防波堤(1) 改良工事							[Bar]			上部工打設後、当該工事でCP船使用
	関係機関協議											
	漁業関係者	海上工事可能時期		[Bar]								R0.0.00に関係漁協説明済み
	海上保安部	作業許可申請	[Bar]									R0.0.00に〇〇保安部説明済み 〇〇について調整中の事項あり
	年末年始、お盆											8月中旬、12月下旬~1月上旬
	その他不稼働日						[Red Box]					11/12~13みなど祭りのため作業不可
その他											利用者との協議に基づき、2月中に竣工させる必要あり(工期延伸不可)	

<備考>この概略工程表は、入札参加者の適切かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第1条に言う設計図書ではない。従って、この概略工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、具体的な工事の実施工程等については契約締結後に開催する品質確保調整会議において別途協議して決定する。

概略工程表の開示時点における、関係機関との調整状況、関連する他工事の進捗状況等の概略を記載

10) 休日確保等に向けた取り組み(試行)(1/3)

※R4年度と変更なし

I. 荒天リスク精算型について

<目的>

発注者が荒天リスクの精算と工程変更に対応することで、受注者に休日の確保を促す試行工事。
供用係数を従来の固定制から精算制にし、工程変更にも対応することで、むやみに工期短縮に走ることを抑制しつつ休日確保しやすい環境を促すことで、技術者等への過度な負担を軽減し、担い手の育成・確保に繋げる。

<概要>

作業船を使用する海上工事を対象として、施工実績(運転日数・休止日数)により積算基準に基づいた実績供用係数を算出し、工期末までに実績供用係数を用いて契約変更を行う。また、必要に応じて工期延伸も行う。

<対象工事>

作業船を使用する海上工事を対象に、供用係数が高い港湾を中心に、外郭施設の整備が十分ではない港内の工事など、試行効果が発現できる工事・工種への適用を拡大する。

<積算>

令和元年度～ 方針

実態の荒天日数から算出された供用係数ランクが当初積算の供用係数ランクから下がる場合は、当初積算の船舶及び船員供用係数は変更しない。
(但し休日を確保した場合に限る)

10) 休日確保等に向けた取り組み(試行)(2/3)

※R4年度と変更なし

II. 休日確保評価型について

<目的>

- 平成30年度から全工事を対象に取り組んでいる本評価について、令和4年度から実施内容(加点方法や休日確認方法)を変更しており、休日確保への意欲向上を目指す。

<概要>

- 現場における適切な休日の確保を促すため、休日確保を達成した工事に対して、工事成績評定「7. 法令遵守等」において加点評価する。

令和4年度からの取組方針

- ・「週休2日」「4週8休」を達成した場合、成績評定で加点するが、陸上工事・海上工事別の評価とする
- ・休日起算日は、土曜日起算又は月曜日起算のどちらでも可能
- ・「休日」は「現場閉所」を基本。工事特性により困難と判断される場合は「個人単位」で確認
- ・休日確保達成による各加点

【陸上工事】		【海上工事】
週休2日	2点	週休2日又は4週8休
4週8休	1点	2点

※1 軽微な作業等により少数が出勤した日については、代休の取得状況等を確認の上、閉所とみなす。

10) 休日確保等に向けた取り組み(試行)(3/3)

Ⅲ. 休日確保評価型(工期指定)の試行について

※赤字はR5.4～見直し

<目的>

事情により工期延伸が不可能又は困難な工事に対し、本試行を適用することで、工事における休日確保を図る。

【対象工事】

○事情により工期延伸することが不可能又は困難な工事等とする。

【工期延長せずに休日確保するための対策】

○受注者提案による生産性向上に資するNETIS技術の採用等、施工方法変更による工期短縮。

○技術者・技能者等の交替制導入による技術者等個人単位での休日確保。

○工事着手前又は施工途中で工期短縮の必要が生じた場合に、工品質確保調整会議により工期短縮の妥当性等について確認、調整し、対策の有無や内容を決定

○必要な経費については、契約変更の対象とする。

【休日の確認方法】

○現行の休日確保評価型試行工事と同様に現場閉所又は交替制による確認と、休日確保を達成した場合に加点を行う。

(加点方法は休日確保評価型と同様に週休2日又は4週8休を達成した場合に加点)

【労務費の補正】

○週休2日又は4週8休を達成した場合において、労務費の補正を行う。

【交替制での休日の確認方法】

○評価対象は、一部の例外※を除き工事に関わる技術者・技能者全員とする。

○交替制の対象となる期間に対し、対象者1人ずつの休日取得状況を把握する。

○確認方法は、受注者が施工計画書(変更含む)に明記し、導入前に受注者が提案し監督職員と協議する。

※一部の例外；測量等に関わる技術者、交通誘導員、運送業者等、安全監視船の船員のほか建設業法によらない業者等

【達成条件】

○対象者1人ずつに対し、週休2日・4週8休等の休日取得を標準とする。

四国において、令和5年度は1件程度試行予定

※本試行により取組を行わずに工事を完了し、週休2日、4週8休のいずれかを確保した場合には、労務単価、機械経費(賃料)、共通仮設費率および現場管理費率の補正を行う

※R4年度と変更なし

<目的及び概要>

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）の趣旨を踏まえ、建設現場における担い手育成等の取組を推進する。

建設現場における担い手育成等の取組を推進するため、若手技術者を配置した工事、働きやすい職場環境を整備した工事及び担い手育成活動を実施した工事については、成績評定で評価する。

令和4年度から の取組方針

<若手技術者を配置した工事（若手技術者育成制度：再掲）>

- ・ 満40歳未満の者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合に評価する。

請負工事成績評定の「5. 創意工夫」で評価

（ただし、主任（監理）技術者が工事の途中で交代した場合には評価しない。）

<働きやすい職場環境を整備した工事>

- ・ 快適トイレを導入した工事、かつ快適トイレを導入した工事現場において、以下のいずれかの職場環境を整備した場合に評価する。

休憩室と独立して設置された喫煙室（空気清浄機等の設備を必須とする）、
施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室

請負工事成績評定の「5. 創意工夫」で評価

<担い手育成活動を実施した工事>

- ・ 土木業界に関係の有無に関わらず子供から大学生等までの若手に対し、受注者が現場視察・実習、講習会等を開催し、建設業への関心の喚起や、建設技術の習得の機会を提供した場合に評価する。

※目的を理解し、受注者自らの企画・立案により担い手育成活動を実施した工事を対象とする。

※ただし、受注者（下請を含む）の職員を対象としたものは対象としない。

請負工事成績評定の「6. 社会貢献等」で評価

5. 総合評価における取り組み (中小企業の受注機会確保)

1) W T O 対象工事の構成員に係る客観点数の引き下げ

※R4年度と変更なし

W T O 対象工事における参加要件の緩和

中小建設業者の受注機会の確保を目的とし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員に係る客観点数について、特定建設工事共同企業体として効果的な共同施工のために必要な施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる工事について、客観点数の引き下げ幅を拡大する。

見直し前

[H29年度適用]

【港湾土木工事】

JV構成企業	客観点数	引下げ
		代表者
代表者以外の構成員	950点以上	200点

見直し後

[H30年度より適用]

【港湾土木工事】

JV構成企業	客観点数	引下げ
		代表者
代表者以外の構成員	850点以上	300点

【港湾等しゅんせつ工事】

JV構成企業	客観点数	引下げ
		代表者
代表者以外の構成員	850点以上	100点

【港湾等しゅんせつ工事】

JV構成企業	客観点数	引下げ
		代表者
代表者以外の構成員	750点以上	200点

2) (甲型) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員 (技術者) 要件緩和

※R4年度と変更なし

代表者以外の構成員 (技術者) 要件緩和

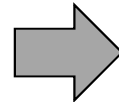
中小建設業者の受注機会の確保を目的とし、(甲型) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員の技術者要件について緩和 (同種実績を求めない) する。

【対象】 原則として、(甲型) 特定建設工事共同企業体が対象となる全工事。

見直し前

[H29年度適用]

JV構成企業	参加資格要件
代表者以外の構成員	資格, <u>同種実績</u> , 雇用関係



見直し後

[H30年度より適用]

JV構成企業	参加資格要件
代表者以外の構成員	資格, 雇用関係

※「甲型」とは、共同施工方式のことであり、1工事について予め定めた出資費率に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同施工する方式である。

6. 総合評価における取り組み (生産性向上)

※R4年度と変更なし

四国地方整備局港湾空港部では、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す新しい取り組みとして、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づくICT活用工事を、ICT浚渫工、ICT基礎工、ICTブロック据付工において引き続き実施する。施工者希望型については、加算点を付与する取り組みを実施する。(空港工事の施工者希望型II型は対象外)

■総合評価落札方式に関する事項 注)太字:型式で異なる点

【施工者希望型】

(1)総合評価(企業評価(その他企業評価))で評価する

※施工者の希望により①～⑥を全面活用する場合、ICT活用工事計画書について評価する

(2)総合評価(技術提案(施工計画等))の評価対象外

※ICT活用施工技術を応用した提案は応用部分のみ評価対象

(3)必要経費は変更計上する

(4)工事成績評定時に評価する

なお、受注者の責により実施されなかった場合は3点減点する

【発注者指定型】

(1)総合評価(企業評価・技術者評価)で評価しない

(2)総合評価(技術提案(施工計画等))の評価対象外

※ICT活用施工技術を応用した提案は応用部分のみ評価対象

(3)必要経費は当初設計で計上

(4)工事成績評定時に評価する

なお、受注者の責により実施されなかった場合は3点減点する

「ICT活用工事」

施工プロセスの各段階においてICTを全面的に活用する工事

- ①3次元起工測量・・・ICT浚渫工、ICT基礎工
- ②3次元数量計算・・・ICT浚渫工、ICT基礎工
- ③ICTを活用した施工・・・ICT浚渫工、ICT基礎工、ICTブロック据付工
- ④3次元出来形測量・・・ICT浚渫工
- ⑤完成形状把握のための3次元測量・・・ICTブロック据付工
- ⑥3次元データの納品・・・ICT浚渫工、ICT基礎工、ICTブロック据付工

■適用

【施工者希望型】・・・工事規模2.5億円未満 or 中小企業対象工事

【発注者指定型】・・・工事規模2.5億円以上

■対象工事

【ICT浚渫工】・・・原則全工事実施予定

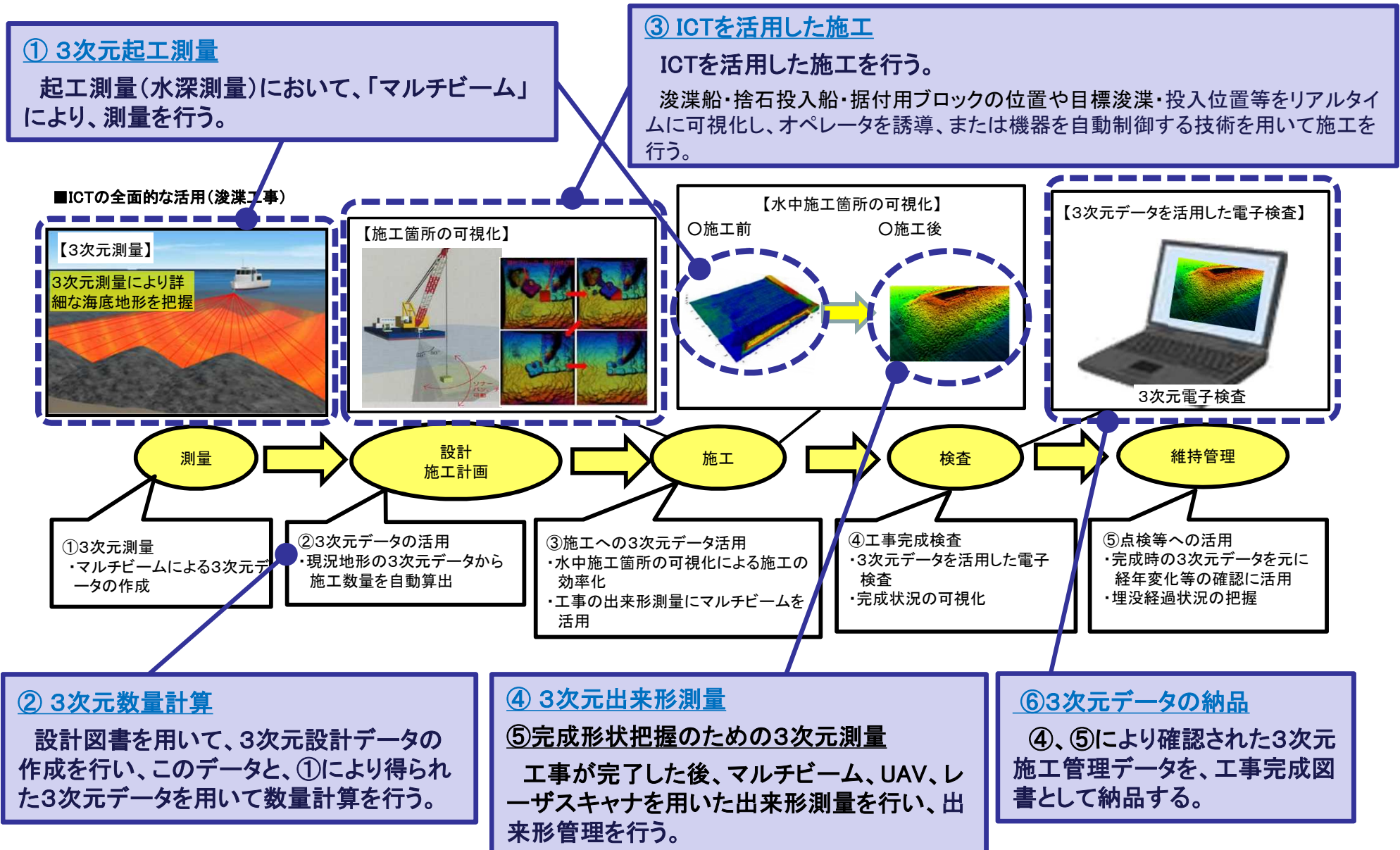
【ICT基礎工】・・・原則全工事実施予定

【ICTブロック据付工】・・・原則全工事実施予定

■評価項目及び評価基準(施工者希望型のみ、ICT浚渫工の場合)

評価項目	評価基準	配点	評価点
ICT活用工事 (ICT活用工事計画書)	「①3次元起工測量」、「②3次元数量計算」、「③ICTを活用した施工」、「④3次元出来形測量」、「⑤3次元データの納品」の全ての段階で全面的にICTを活用	5	5
	・上記以外	0	

※R4年度と変更なし



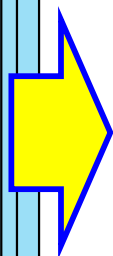
『ICT浚渫工・基礎工・ブロック据付工』の取組み方針の実施イメージ

※R4年度と変更なし

電子入札システム申請時において、工事实績等の申請書類の様式に記載している「コリンズ番号」を発注者が確認することにより、証明資料となる特記仕様書等の提出書類の削減を図り、申請手続きの簡素化に繋げる。
但し、発注者がコリンズ内容を確認し、コリンズの内容だけで判断できない場合は追加資料を求める。

従来

- I. 競争参加資格確認申請書
- II. 同種の工事の施工実績
 <証明資料:20枚程度/者>
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面
 - 請負工事成績評定通知書
- III. 主任(監理)技術者等の資格・工事経験
 <証明資料:20枚程度/者>
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面
 - 請負工事成績評定通知書
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
- IV. 技術指導者の資格・工事経験
 <証明資料:20枚程度/者>
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面
 - 請負工事成績評定通知書
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
- V. 技術提案
- VI. 工事に使用する作業船の申請
 - 国際大気汚染防止原動機証書及び国際大気汚染防止原動機証書の追補1式
 - 船舶登記簿謄本
 - 共同保有契約書



R1d~(本官)、R4d~(分任官)

- I. 競争参加資格確認申請書
- II. 同種の工事の施工実績
 <証明資料:1枚程度/社>
 - コリンズ登録内容確認書(1枚目のみ)又は契約書・特記仕様書・図面 **不要**
 - 請負工事成績評定通知書 **不要**
- III. 主任(監理)技術者等の資格・工事経験
 <証明資料:3枚程度/者>
 - コリンズ登録内容確認書(1枚目のみ)又は契約書・特記仕様書・図面 **不要**
 - 請負工事成績評定通知書 **不要**
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
- IV. 技術指導者の資格・工事経験
 <証明資料:3枚程度/者>
 - コリンズ登録内容確認書(1枚目のみ)又は契約書・特記仕様書・図面 **不要**
 - 請負工事成績評定通知書 **不要**
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
- V. 技術提案
- VI. 工事に使用する作業船の申請
 - 国際大気汚染防止原動機証書及び国際大気汚染防止原動機証書の追補1式 **事後確認**
 - 船舶登記簿謄本
 - 共同保有契約書

工事实績等に関する証明資料の提出を
約9割削減(60枚程度→7枚程度)

■対象工事:本官・分任官工事について試行として実施する。

7. 総合評価項目の留意点 (配置予定技術者)

1) 配置予定技術者の申請人数の変更

※R4年度と変更なし

①目的

配置予定技術者（主任（監理）技術者）を複数名申請から1名申請とし、契約後一定期間内での変更を認めることにより、申請書類の削減や申請手続きの簡素化を図る。

②競争参加申請時における配置予定技術者

従来、配置予定技術者の複数申請を可としていたが、**1名のみを申請することとし、複数申請は認めない。**

③変更申請受け付け期間

契約日から工事着手日1週間前までに、⑤の書類により申請する。

- ※ 工事着手日とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む。）の初日をいう。（港湾工事共通仕様書より）
- ※ 工事着手日が主任（監理）技術者の専任を要する期間の始期であることから、変更主任（監理）技術者が申請時の配置予定技術者と同等であることを確認する期間として、1週間前を期限とする。

④変更主任（監理）技術者に必要な条件

変更前の主任（監理）技術者と**同等以上の技術力が変更後の主任（監理）技術者1名にて確保されること。**

- ※ 「同等以上の技術力」とは、以下の「⑤主任（監理）技術者を変更する際の提出書類」の発注者による確認結果が、競争参加申請時の資格要件を満足していることに加え、評価点合計が同点以上であること。
なお、評価点合計が変更前よりも高い場合は、変更前と同点として扱う。

⑤主任（監理）技術者を変更する際の提出書類

変更後の主任（監理）技術者が当初主任（監理）技術者と同等以上と判断するための、以下の書類を提出する。

- ・ 変更後の主任（監理）技術者の参加資格、施工経験、表彰などが評価・確認できる資料。
- ・ 受注会社との一定の雇用期間（競争参加資格確認資料等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用）が確認できる資料。

⑥変更が認められなかった場合の措置

発注者側での確認の結果、変更後の主任（監理）技術者が同等以上と認められなかった場合は、競争参加申請時の配置予定技術者を配置するものとし、配置出来ない場合は契約を取り消す。

⑦工事着手日1週間前以降の主任（監理）技術者変更

従来どおり、病休・死亡・退職等極めて特別でやむを得ない場合以外での変更は認められない。

2) 配置予定技術者の「同種」及び「同種性」における従事期間

※R4年度と変更なし

平成30年度から、配置予定技術者(技術指導者含む)の「同種工事」、「同種性の認められる工事」、「より同種性の高い工事」の実績として必要な従事期間を定める。

実績として必要となる従事期間(技術者の従事期間と契約工期が一致しない場合)

参加資格要件【同種工事】

・従事状況が、工事着手日から工期末日まで(工期内完成検査の場合は完成検査日まで)の期間の50%以上且つ、該当工種に従事していることが確認できない場合は、実績として認めない。ただし、次に掲げる①又は②の「工事現場への専任を要しない期間」が存在する工事実績については、その期間を除く。

評価項目【「同種性の認められる工事」及び「より同種性の高い工事」】

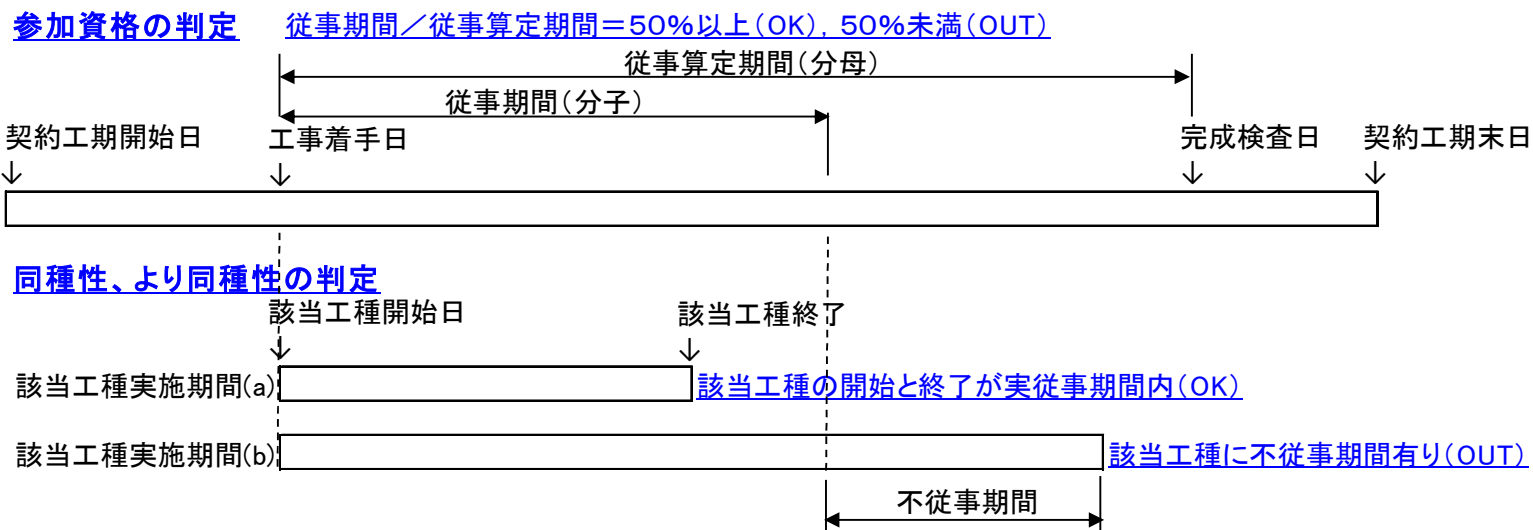
・従事状況が、工事着手日から工期末日まで(工期内完成検査の場合は完成検査日まで)の期間の50%以上且つ、該当工種の従事期間が100%従事していることが確認できない場合は、実績として認めない。ただし、次に掲げる①又は②の「工事現場への専任を要しない期間」が存在する工事実績については、その期間を除く。

① 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。

② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。

(注)「工事現場への専任を要しない期間」については、上記①②のいずれの場合も発注者と建設業者の間で取り交わした書面により、その期間が明確に確認できる設計図書もしくは打合せ記録等の資料を添付すること。添付が無い場合は、契約工期を基本に従事期間を判定するものとする。(技術者の従事期間と契約工期が一致する場合は不要)

※工事着手日とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む。)の初日をいう。(港湾工事共通仕様書より)



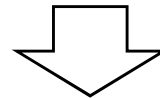
※R4年度と変更なし

3) 配置予定技術者評価の工事成績評価期間の拡大

・技術者の過去の工事成績の活用を図り、特定の技術者への偏りを解消するため、配置予定技術者評価の工事成績評価期間について、平成30年度までは過去5年度間の評価としていたが、令和元年度より過去6年度間の評価に拡大する。

～平成30年度

当該工種の地方整備局における過去5年度間の平均工事成績点。 施工経験として提出した同種工事の工事成績点(過去5年度間に完成した北海道開発局または、沖縄総合事務局発注の工事に係る施工実績又は四国四県発注の工事に係る施工実績を評価する)	当該工種の地方整備局における過去5年度間の工事成績点が平均80点以上 北海道開発局または、沖縄総合事務局の施工経験として提出した同種工事の工事成績点が80点以上	30	30
	当該工種の地方整備局における過去5年度間の工事成績点が平均66点以上、79点以下 北海道開発局または、沖縄総合事務局の施工経験として提出した同種工事の工事成績点が66点以上、79点以下 (工事成績1点につき2点きざみで配点する)	28 2	
	四国四県が発注した施工経験として提出した同種工事で75点以上	10	
	当該工種の地方整備局における過去5年度間の工事成績点が平均65点以下又は工事成績なし、北海道開発局または、沖縄総合事務局の施工経験として提出した同種工事の工事成績点が65点以下又は工事成績なし、四国四県が発注した施工経験として提出した同種工事で75点未満又は工事成績なし	0	



令和元年度～

当該工種等の工事成績点 ① 地方整備局における平均工事成績点 ② 北海道開発局、沖縄総合事務局発注の施工実績評価 ③ 四国四県発注の施工実績評価	① 当該工種における過去6年度間の工事成績点が平均80点以上 ② 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)の工事成績点が80点以上	30	30
	① 当該工種における過去6年度間の工事成績点が平均66点以上、79点以下 ② 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)の工事成績点が66点以上、79点以下 (工事成績1点につき2点きざみで配点する)	28 2	
	③ 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)で75点以上	10	
	① 当該工種における過去6年度間の工事成績点が平均65点以下又は工事成績なし、 ② 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)の工事成績点が65点以下又は工事成績なし、 ③ 施工経験として提出した同種工事(過去6年度間に完成した施工実績)で75点未満又は工事成績なし	0	

※R4年度と変更なし

4) 自治体実績評価(試行)

・近年、直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、担い手の中長期的な育成・確保の観点から、配置予定技術者の評価について、直轄発注工事と地方公共団体発注工事の施工経験を同等に扱う取り組みを試行する。

評価内容	評価項目	評価基準	配点	得点
配置予定技術者	継続教育 (CPD)	(社)全国土木施工管理技士会連合会、(社)日本技術士会、(社)日本建築士会連合会及び建築設備士関係団体CPD協議会及び(社)土木学会のCPDにおいて、過去5年間で学習したユニット数が50ユニット以上	5	5
	施工経験	国土交通省・他省庁・特殊法人等の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 地方公共団体(港湾管理者含む)の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	10	10
			地方公共団体(港湾管理者含む)の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	
		民間の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 国土交通省・他省庁・特殊法人等の、より同種性の高い工事で担当技術者の施工経験あり 地方公共団体(港湾管理者含む)の、より同種性の高い工事で担当技術者の施工経験あり	4	
		国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 地方公共団体(港湾管理者含む)の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	8	
			地方公共団体(港湾管理者含む)の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	
		民間の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で担当技術者の施工経験あり 地方公共団体(港湾管理者含む)の、同種性の認められる工事で担当技術者の施工経験あり	2	
	工事成績	当該工種の地方整備局における過去6年度間の工事成績点が平均80点以上 北海道開発局または、沖縄総合事務局の施工経験として提出した同種工事の工事成績点が80点以上	30	30
		当該工種の地方整備局における過去6年度間の工事成績点が平均66点以上、79点以下 北海道開発局または、沖縄総合事務局の施工経験として提出した同種工事の工事成績点が66点以上、79点以下 (工事成績1点につき2点きざみで配点する)	28 ~ 2	
		四国四県が発注した施工経験として提出した同種工事で75点以上	10	
	表彰	四国地方整備局長表彰又はi-Construction大賞(国土交通大臣賞・優秀賞)の実績あり	5	5
		四国地方整備局管内の部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長)表彰の実績あり	3	
計				45

■ 試行内容

- ・施工経験：「直轄の実績」と「地方公共団体の実績」を同等に評価。
- ・表彰：評価項目として設定しない。
- ・対象工事：港湾土木工事(B等級以下)で、四国管内で数件程度試行。

8. 総合評価項目の留意点 (作業船、災害時復旧支援体制、 災害出動実績)

※赤字はR5.4年～見直し

1) 受発注者の負担軽減①(使用する作業船の評価)(1/4)

〔背景と経緯〕

- ・港湾の機能強化や老朽化対策及び災害復旧等に不可欠な作業船は減船や老朽化が進んでいる。
- ・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」により、作業船も対象としたNO_xの排出規制が平成17年より実施され、段階的に強化されているが、作業船保有者の約97%が中小企業であり、厳しい経営環境から買換が進んでいないこともあり、現有作業船の95%がNO_x排出規制適用前に建造された船舶となっている。

◎平成28年度より令和3年度まで

作業船保有状況と環境性能の評価項目について評価点を見直すことで、共有保有の保有状況を適切に評価点に反映する。
また、申請時点において使用する作業船が確定できず、申請を断念していた企業の申請を促すため複数申請を可とする。

①自社保有あるいは共有保有の割合に応じて加点する。

※リース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶も自社保有船舶に含めることができる。

②申請できる作業船は複数でも可とし評価の一番低い作業船を加算対象とする。なお、申請されたいずれかの作業船については履行義務を課す。

◎令和4年度

作業船保有状況と環境性能の評価に係る確認について、契約後確認とした。

◎令和5年度～

新造船に係る評価を新たに開始する。

■対象工事(総合評価タイプ)

WTO及びチャレンジ型を除く、主作業船を使用する全ての海上工事
(ただし、地元作業船評価試行対象工事には適用しない)

1) 受発注者の負担軽減①(使用する作業船の評価) (2/4)

※R5.4～新たな取り組み

①評価の概要

工事で使用する主作業船に関する評価について、従来から実施している「保有状況」・「環境性能」の評価に加え、令和5年度より「新造船」に関する評価を新たに実施する。

②新造船の定義

- ・新造船とは、平成22年7月以降に自ら新造し環境基準を満たした船舶をいう。
- ・自ら新造とは、参加申請者が新造時に出資し、申請書の提出期限(二封筒方式による発注の場合、確認資料の提出期限)までに建造が完了していることをいう。

③新造船評価の内容

- ・新造船に係る出資比率に応じて加点評価を行う。
- ・新造船使用の場合は、環境性能の高い作業船使用と重複評価は行わず、新造船使用のみで評価する。
- ・詳細な評価方法は以下のとおり。

評価項目	評価基準	配点	得点	
使用する作業船の保有	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を自社保有している	4	4	
	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を共有している申請者の持ち分(出資)比率に配点(満点)を乗じて加点する(少数点以下切り捨て)	75%以上100%未満		3
		50%以上75%未満		2
		25%以上50%未満		1
上記以外	0			
新造船使用又は環境性能の高い作業船使用の有無	新造船使用 工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主船舶を平成22年7月以降に自ら新造し環境基準を満たした主作業船の新造のみに関わる出資比率に配点(満点)を乗じて加点する(少数点以下切り捨て)	50%以上	6	6
		20%以上50%未満	5	
		20%未満	4	
	環境性能の高い作業船使用 工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船に設置している窒素酸化物の放出基準の対象となる原動機のすべてが、環境基準を満たしている	4		
上記以外	0			
小 計			10	

※赤字はR5.4年～見直し

1) 受発注者の負担軽減①(使用する作業船の評価) (3/4)

作業船評価について、令和3年度までは競争参加資格確認申請時に保有状況及び環境性能の確認資料を求めていた。令和4年度より、保有状況、環境性能の確認について競争参加資格確認申請時は申請様式のみ提出とし、契約後に監督職員が保有状況、環境性能の確認を行うことで、入札契約手続きの負担軽減を行う。令和5年度より開始する新造に関する評価の確認についても同様とする。

【～令和3年3月31日(公告)まで】

使用する作業船の保有：入札・契約手続き時において、保有状況の確認資料一式（写真、保有形態確認資料）を申請資料に添付して提出。

環境負荷の低い作業船の使用：入札・契約手続き時において、環境性能の確認資料一式（写真、国際大気汚染防止原動機証書及び国際大気汚染防止原動機証書の追補一式の写し）を申請資料に添付して提出。

【令和4年4月1日(公告)以降】

入札・契約手続き時は、申請様式（使用有無及び保有形態に「○（マル）」を記載、共同保有の場合は持ち分比率、新造の場合は新造への出資比率を記載）のみの提出とし、契約後に監督職員が保有状況、新造及び環境性能の確認を実施。

～R3d

工事に使用する作業船の申請

1. 環境性能の高い作業船使用の有無	・有 ・無
2. 上記作業船の保有形態	・自社保有 ・共有(〇〇%) ・その他

※1 環境性能の高い作業船使用が無に該当する場合でも、保有形態がその他以外に該当する場合は、2. 以下を記載のこと。
(工事に使用する作業船に設置された原動機一覽除く)
※2 共有(共同保有)の場合は、持ち分(出資)比率を記載のこと。
※3 その他とは借上、リース(ファイナンスリース除く)、下請保有を指す。

3. 上記作業船の申請時における在港場所	〇〇港
----------------------	-----

4. 作業船の諸元	船種：〇〇船
	船名：〇〇号
	推進形態：非自航式
	規格・能力等： 〇〇t吊

工事に使用する作業船に設置された原動機一覽

記載例

駆動部	型式番号	機関の種類	基数	備考
推進部	6EY26LW	ディーゼル機関 720kw/2250rpm	1	
スバッド部	00HS00FU	〇〇機関 〇〇kw/〇〇rpm	1	
吊り上げ部	12GX34KW	〇〇機関 〇〇kw/〇〇rpm	1	

R5d～

工事に使用する作業船の申請

工事名： 〇〇〇〇工事 又は ① 〇〇工事、② 〇〇工事

会社名： _____

1. 作業船の保有	作業船の保有形態	・自社保有 ・共有(〇〇%) ・その他
2. 新造船使用又は環境性能の高い作業船使用の有無	新造船	・有(出資率：〇〇%) ・無
	環境性能の高い作業船	・有 ・無

1. 作業船の保有
※1 共有(共同保有)の場合は、持ち分(出資)比率を記載のこと。
※2 その他とは借上、リース(ファイナンスリース除く)、下請保有を指す。
※3 本様式を提出し受注した場合は、監督職員が「保有形態」の確認を実施するため、契約後に「様式-1 1 契約後」を提出すること。
※4 新造船使用及び環境性能の高い作業船使用が無に該当する場合でも、保有形態がその他以外に該当する場合は、申請欄の自社保有又は共有に記載のこと。

2. 新造船使用又は環境性能の高い作業船使用の有無
新造船使用
※1 平成22年7月以降に自ら新造した作業船(新造船)を使用する場合は、申請欄の有に「○」を記入すること。
※2 新造のみに関する出資率を申請欄に記入すること。
※3 本様式を提出し受注した場合は、監督職員が「新造への出資比率」、「建造後の期間」、「環境性能」の確認を実施するため、契約後に「様式-1 1 契約後」を提出すること。

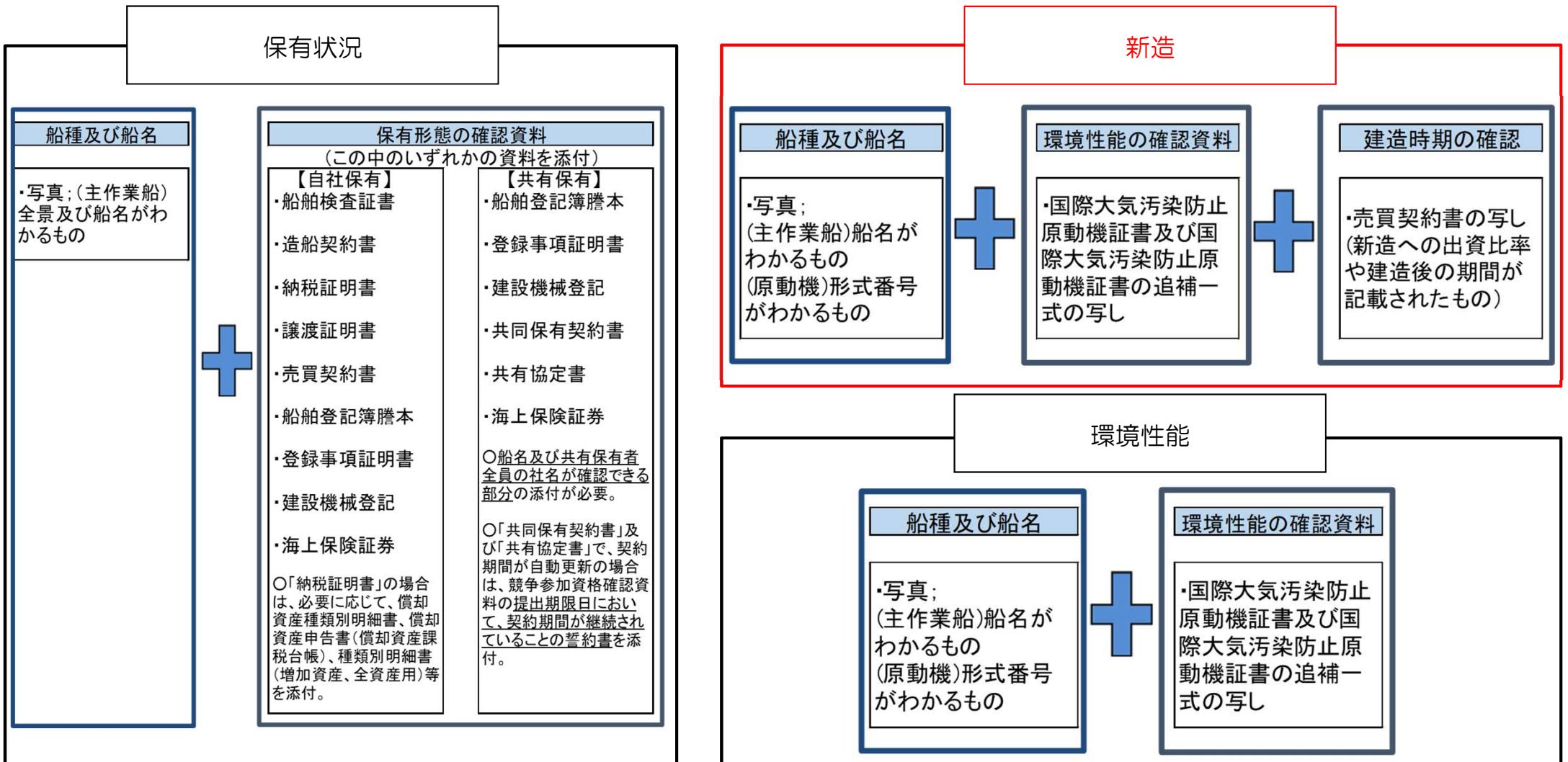
環境性能の高い作業船
※1 環境性能の高い作業船を使用する場合は、申請欄の有に「○」を記入すること。
※2 本様式を提出し受注した場合は、監督職員が「環境性能」の確認を実施するため、契約後に「様式-1 1 契約後」を提出すること。

1) 受発注者の負担軽減①(使用する作業船の評価) (4/4)

※赤字はR5.4～見直し

契約後の確認については、令和3年度までの参加申請時の確認資料と同様、以下資料を監督職員に提出する。

加対象となった船舶においては、主要工種の作業日数の30%以上を活用すること。但し、作業船の使用が主要工種を含む複数工種にまたがる場合は複数工種の合計作業日数の30%以上でも良い。



2) 受発注者の負担軽減②(災害時の復旧支援体制の確保)(1/2)

※R4年度と変更なし

災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有の確認について、平成30年度までは工事毎に保有状況の確認資料を求めていた。令和元年度より、船舶保有の確認について従来の各工事毎ではなく、事前審査による「船舶保有確認書」を工事毎の申請資料に添付し評価を行うことで、入札契約手続きの負担軽減を行う。

【～平成30年度】

入札・契約手続きにおいて、船舶保有にかかる[確認資料一式]を申請資料に添付

- 工事毎に毎回資料を添付し申請する必要があり、提出資料が膨大になり、審査作業も煩雑になる。
- 確認に必要な資料が不足していることで、船舶保有として評価されないものがあった。



【令和元年度～】

・令和元年9月30日までの公告案件については、従来どおり入札契約手続き時において、船舶保有にかかる[確認資料一式]を申請資料に添付

・令和元年6月3日から事前審査の申請受付開始、令和元年10月1日以降の公告案件より運用(確認書による評価)開始

- ＜船舶保有をより確実に評価するために、申請方法を事前審査で発行する「船舶保有確認書」及び競争参加資格確認申請時に保有形態(自社保有、共同保有又は傭船の契約(協定)期間)が継続されていることの「誓約書」のみとする。＞
- ＜「船舶保有確認書」の有効期限は「船舶保有確認書」の発行日より2年間とする。＞

[船舶保有確認書]を申請する際の留意事項

- 予め「申請要領」を確認のうえ、船舶保有と認められる内容であるものを申請するとともに、添付資料に不足が無いよう資料を整えて申請すること。
- 申請資料に不足等がある場合は、確認のための追加資料を請求する等時間を要することとなるため、余裕をもった申請を行うこと。

※「船舶保有確認書」の発行後に保有状況についての契約形態等が変更になった場合は、有効期限内であっても変更の事実が確認された日をもって、「船舶保有確認書」の効力は失効となるため、再申請しなければならない。変更があったにも関わらず、変更前の内容で審査した「船舶保有確認書」を使用した場合は、虚偽申請と見なし、処罰の対象となる恐れがある。

※詳細は「災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領」を四国地方整備局(港湾空港部)のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

【ホームページのアドレス】 <https://www.pa.skr.mlit.go.jp/business/contract/rule/main.htm>

2) 受発注者の負担軽減②(災害時の復旧支援体制の確保)(2/2)

【～令和元年9月30日(公告)まで】

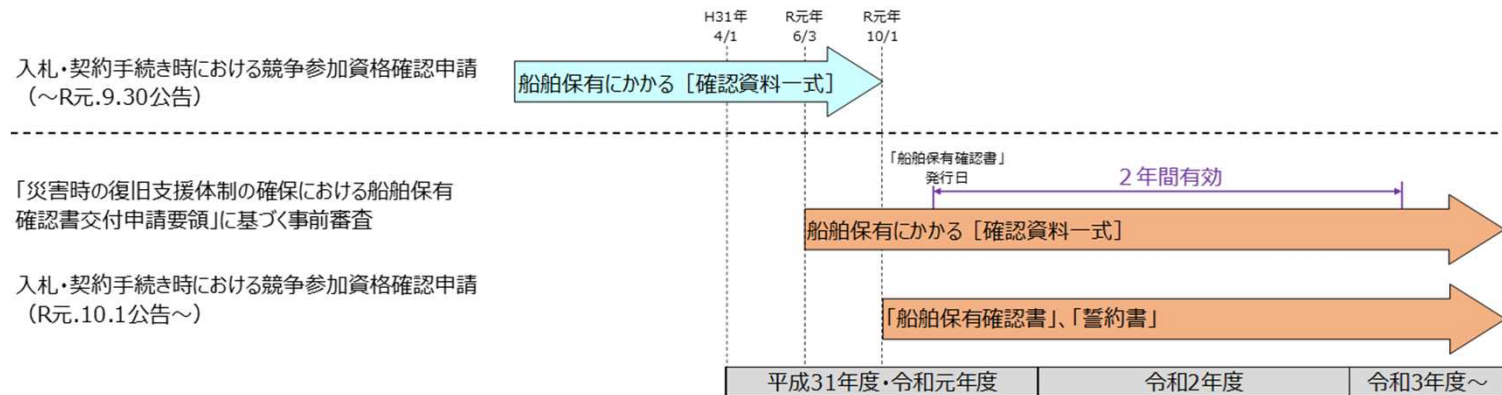
※R4年度と変更なし

入札・契約手続き時において、工事案件毎に、申請資料に評価基準に示されている船舶の確認資料一式(写真、保有形態確認資料)を添付して提出。



【令和元年10月1日(公告)以降】

工事案件毎に提出していた確認資料に代えて、事前審査で発行する「船舶保有確認書」及び競争参加資格確認申請時に保有形態(自社保有、共同保有又は傭船の契約(協定)期間)が継続されていることの「誓約書」のみとする



国四整品確審〇〇号
令和〇〇年〇月〇日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に、貴社より申請のあった、下記の船舶が、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領(令和元年6月3日)に示される「船舶保有」であることを確認したので本書を交付する。なお、本書の有効期限は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

記

主作業船種別
船舶名称
保有形態
船舶港・定係港



様式一〇
令和〇〇年〇月〇〇日

支出負担行為担当官
四国地方整備局長 殿

〇〇建設株式会社
代表者 〇〇 〇〇 印

災害時の復旧支援体制の確保における誓約書

(主作業船が自社保有の場合)
1. (主作業船の種別及びその船名を記載)は、自社保有であり、競争参加資格確認資料の提出期限日においても継続していることを誓約致します。

(主作業船が共有船の場合)
1. (主作業船の種別及びその船名を記載)は、共有船であり、契約(協定)期間については、自動更新であり契約(協定)期間が、競争参加資格確認資料の提出期限日においても継続していることを誓約致します。

(主作業船が傭船の場合)
1. (主作業船の種別及びその船名を記載)は、傭船であり、契約期間については、自動更新であり契約期間が競争参加資格確認資料の提出期限日においても継続していることを誓約致します。

※「誓約書」は競争参加資格確認資料の提出期限日においても契約が継続していることを証明するために添付するものとし、「災害時の復旧支援体制の確保」における船舶保有確認書交付申請要領(四国地方整備局港湾空港部品質確保室制定)に基づいて、船舶保有と確認したものに対して発行する「船舶保有確認書」と共に、添付がない場合は災害時の復旧支援体制の確保は評価しない。

※提出書類については、「港湾空港関係工事の申請様式に関する留意点」のP.2～4参照。
なお、R3年4月より、事前審査に係る自社共有と共有保有船の保有形態確認資料に「海上保険証券」を追加しました。

3) 受発注者の負担軽減③(災害により出動した実績の確認資料)(1/5)

※R4年度と変更なし

「災害時により出動した実績」を「実績確認書」が交付された実績のみ対象とする

平成28年4月より「災害により出動した実績」は、四国地方整備局港湾空港部品質確保室制定「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領(平成28年4月18日)(以下「申請要領」という)」に基づく「実績確認書」が交付された実績並びに申請要領に基づく「確認資料一式」を入札・契約手続時に申請資料としてきた。

【平成28年度】2種類の申請方法を選択

「入札・契約手続時」における「確認資料一式」
○内容が不足していることで、実績として認められないものがあった。
○実績確認書が交付されていないものは、その都度申請する必要があり、提出資料が膨大になる。

「事前審査」による「実績確認書」
○事前審査であることから、添付内容に不足があれば、確認・追加を行うことで、「申請要領」に基づく「災害時における緊急復旧等」の要件に適合していれば、確実に実績として認められた。

【平成29年度以降】実績をより確実に評価するために、申請方法を「実績確認書」及び「誓約書」のみとする。 ＜平成29年4月から適用開始＞

「実績確認書」を申請する際の留意事項

- 予め「申請要領」を確認のうえ、実績と認められる内容であるものを申請するとともに、添付資料に不足が無いよう資料を整えて申請すること。
- 申請資料に不足等がある場合は、確認のための追加資料を請求する等時間を要することとなり、申請から交付までに2週間程度を要するため、余裕をもった申請を行うこと。

3) 受発注者の負担軽減③(災害により出動した実績の確認資料) (2/5)

※R4年度と変更なし

工事の競争参加を申請する都度に提出していた「災害時における緊急復旧等の実績」の評価に関する資料作成等の負担軽減を継続します。

【平成28年度まで】

- 下表に示す評価基準に合致する配点を、総合評価の評価点として加算している。

災害時における緊急復旧等の実績評価

● 企業評価

災害により出動した実績

評価項目	評価基準	配点	得点
平成〇〇年度以降に災害により出動した実績の有無	四国地方整備局の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	5	5
	四国四県の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	3	
	四国内の市町村の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	1	
	なし	0	

※四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結している企業又は団体に所属していることが前提

※災害時における緊急復旧等の実績がある場合は、国・県・市町村からの指示書(票)、契約書等の契約が確認出来る資料の写し(いずれか1件)及び災害内容・現地作業内容・被災原因が確認出来る資料(報告書、契約図書等)を提出すること。

【平成29年度以降】



評価基準に示されている実績を証明するため、競争参加資格確認申請を提出する工事案件毎に、提出していた確認資料に代えて、「実績確認書」及び「誓約書」のみとする。

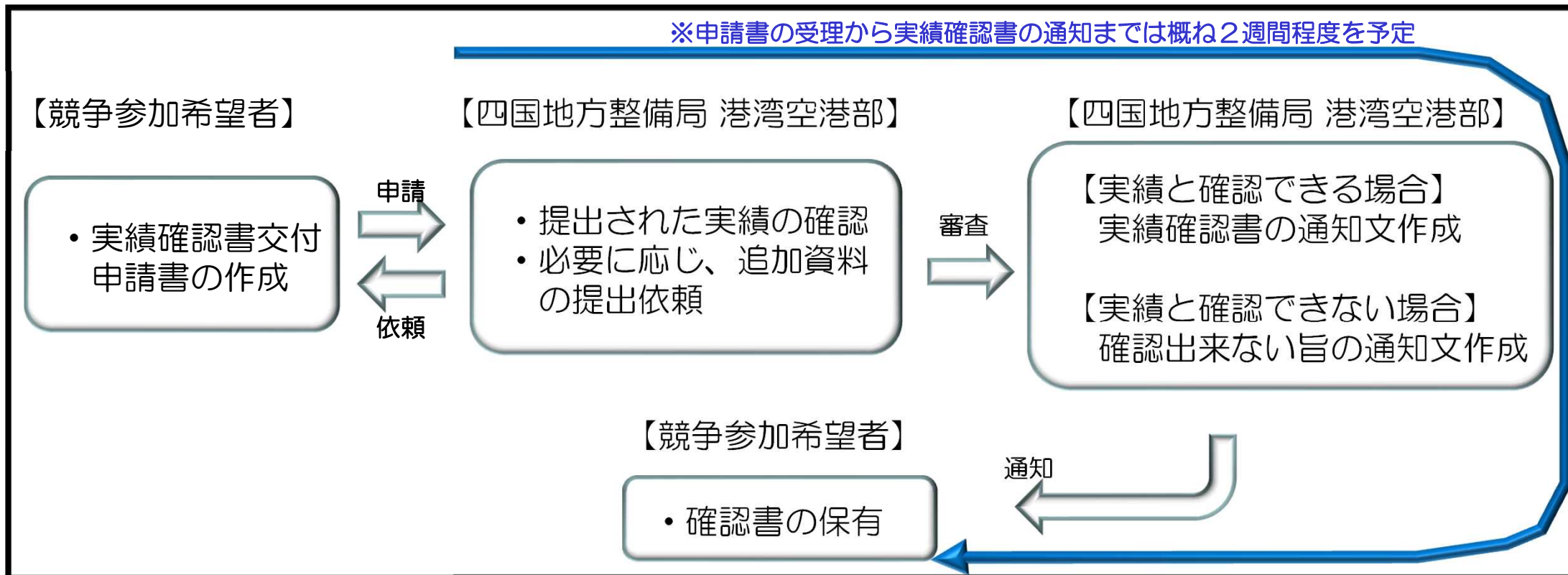
※R4年度と変更なし

【事務手続きの負担軽減】

「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室制定 平成28年4月18日）」に基づいて、必要な資料を提出して頂き、その資料により「災害時の緊急復旧等の実績」であると確認したものに対して、確認書を交付します。

これにより、競争参加資格申請書を提出する工事案件毎に作成・提出していた各種資料に代えて、実績確認書及び誓約書のみを提出して頂ければ良いこととなります。

【申請の方法（申請のフロー図）】



【申請書類】

申請にあたっては、必要な関係書類を四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室に提出してください。なお、実績の確認をするために、提出して頂いた資料に不足や不明な点がある場合は、資料の追加をお願いする場合があります。

(資料不足等による資料の不備で、実績確認書が交付されないことはありません)

●交付申請書類の概要

- 交付申請書（様式1及び様式2）
 - 契約行為がわかる指示書（票）、契約書等または「指示もしくは要請」が確認できる資料の写し
 - 作業内容の分かる資料（報告書、契約図面、作業状況写真等）
 - 現地作業着手までに余裕期間を許されない緊急性が確認できる資料（作業工程表等）
 - 災害による被害の具体的な内容が確認できる資料（規模等分かる図面や写真）
- ……等

※詳細は「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室制定 平成28年4月18日）」を四国地方整備局（港湾空港部）のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

【ホームページのアドレス】

<https://www.pa.skr.mlit.go.jp/business/contract/rule/main.htm>

※R4年度と変更なし

【交付する実績確認書の例】

●実績と確認できる場合

国四整品確第1号
平成28年4月8日

高松市サンポート3-33
●●建設株式会社
代表者 四国 太郎 殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時における緊急復旧等の実績確認書

平成28年4月2日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業が、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年4月1日）に示される「災害時における緊急復旧等」であることを確認したので本書を交付する。なお、本書の有効期限は、平成30年3月31日までとする。

記

工事または作業	
内 容	作業船による開発保全航路における沈降物の回収
開始日	平成26年7月29日
発注者	四国地方整備局 港湾空港部
工事名	平成26年度 ○△□工事

【実績確認書の有効期限】
四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第11条(実績確認書の有効期限)
「災害時における緊急復旧等」の応急復旧工事または作業の開始日の年度から、その年度を含み4年度間を有効期限とする。

●実績と確認できない場合

国四整品確第1号
平成28年4月8日

高松市サンポート3-33
●●建設株式会社
代表者 四国 太郎 殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時における緊急復旧等に関する通知

平成28年4月2日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業は、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年4月1日）に示す「災害時における緊急復旧等」と確認できないことを通知する。

記

工事または作業	
内 容	土嚢製作及び危険箇所へのブルーシート張り作業
開始日	平成26年7月29日
発注者	四国地方整備局 港湾空港部
工事名	平成26年度 ○△□工事

実績と確認できない理由

- 四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第6条第1項に該当しない。

4) 包括協定に関する誓約書

※R4年度と変更なし

様式-2別紙

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
四国地方整備局次長 殿

〇〇建設株式会社
代表者 〇〇 〇〇 印

誓約書

四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結している下記、企業又は団体に所属している旨誓約します。

1. 名称 (一財)〇〇〇協会

【参考】

注)「四国地方整備局(港湾空港関係)と災害発生時における緊急的な応急対策等業務に関する包括的協定書」に締結している企業又は団体とは、以下のとおり。

- ・一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部
- ・四国港湾空港建設協会連合会
- ・一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部
- ・全国浚渫業協会関西支部
- ・一般社団法人日本潜水協会
- ・一般社団法人海洋調査協会
- ・一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会

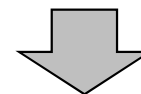
※上記、包括協定(港湾空港関係)締結先以外の企業又は団体名を記載した場合及び添付がない場合は評価しない。

【見直し内容】

平成28年4月より、「災害により出勤した実績」、「災害貢献に係る表彰」及び「地元企業審査型の災害協定締結の有無」の評価に伴い、競争参加申請書の提出期限における包括協定加盟団体への所属状況を、「名簿又は誓約書(様式-2別紙)」により確認してきたが、包括協定を締結していない企業又は団体名称の記載による誓約書があったことから、平成28年8月から包括協定先を記載した。

【見直し前】

平成28年4月より、申請者の包括協定加盟団体への所属状況を確認する資料として、「名簿又は誓約書」を添付。



【見直し後】

申請者の包括協定加盟団体への所属状況を確認する資料として、「誓約書」の添付を必須とする。

なお、「誓約書」の添付がない場合又は包括協定(港湾空港関係)を締結している企業又は団体以外の名称が記載されたものは評価しない。

9. 技術提案の留意点

◆技術提案について、配点及び着目点数の設定等は以下のとおりとする。

■特定評価項目の配点比率(WTO S型2テーマ 技術提案加算点計60点)
1:1(1テーマ目30点:2テーマ目30点)とする。

■着目点の配点

1着目点当りの配点は10点、1テーマ3着目点合計30点とする。

■着目点数の設定

- ・着目点①、着目点②、着目点③それぞれについて1提案
- ・自由提案は設定しない

■その他

- ・各技術提案の配点は、入札説明書において明示する。
- ・1着目点毎に1つの提案を記載すること。評価するのは最初の提案と判断したもの。
2番目以降の提案内容は評価対象外。

[見直し内容] (令和元年度より)

申請様式の「NETIS欄」への記載は、技術提案に記載する技術がNETIS登録技術のみと誤解を招く恐れがあったため、「NETIS欄」を「実績欄」に見直し、留意事項の記載内容も見直しを行った。

【様式5-1 留意事項】【技術提案にNETIS登録技術を使用する際の留意事項を追加】

注14)

○技術提案に記載する技術が、入札説明書交付日においてNETIS掲載されている技術、且つNETIS登録情報の適用範囲内の提案を行う場合は、実績欄にNETIS登録の技術名称及び登録番号を記載するとともに、施工実績を有する場合は実績を記載すること。

○技術提案に記載する技術が、入札説明書交付日においてNETIS掲載されている技術、且つNETIS登録情報の適用範囲外の提案を行う場合は、実績欄にNETIS登録の技術名称及び登録番号を記載するとともに、当該技術提案と同一の使用条件で過去に施工し、問題なく完成できた実績及び結果を記載すること。なお、実績及び結果を記載しない場合は、評価の対象としない。

○技術提案に記載する技術が、入札説明書交付日においてNETIS掲載が終了している技術を提案する場合は、実績欄にNETIS登録の技術名称及び登録番号を記載するとともに、NETIS登録情報の適用範囲内又は外に関わらず、当該技術提案と同一の使用条件で過去に施工し、問題なく完成できた実績及び結果を記載すること。なお、実績及び結果を記載しない場合は、評価の対象としない。

○技術提案の実績欄に以下の事項を記載すること。

(記載例)

実績:○○○○○工事(△△技術)

結果:▽▽条件において◇◇作業に△△技術を使用し、□□が行えた。

※R4年度と変更なし

適用時期等

オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について

(総合評価方式)

※ 国土交通省四国地方整備局(港湾空港関係)が発注する総合評価方式を適用する工事において、オーバースペック及び標準的項目との理由により評価しない技術提案の事例を公表します。

技術提案において、本事例及び本事例に類似するオーバースペックと判定される内容が含まれる場合は、提案そのものが評価されないため、ご留意願います。

なお、個別の工事において評価しない項目については、それぞれの入札説明書等でご確認いただくようお願いいたします。

※ 平成28年4月18日以降の公告分より適用します。

平成28年4月

四国地方整備局 港湾空港関係

四国地方整備局(港湾空港関係)のオーバースペック等の判断は平成23年8月に国総研がHPで公表している「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について」に基づき行っていた。

近年、四国地方整備局(港湾空港関係)の技術提案において、HPの公表以外にオーバースペック等と判断される提案が増加してきたこと及び技術提案の採否の通知により申請者が評価されている提案のストックが蓄積され評価にメリハリが付きにくくなってきたこと、また、業界への技術力の更なる研鑽が図られることを期待し、オーバースペック等の事例を公表するものである。

なお、四国地方整備局港湾空港部のHPにてすること平成28年4月に公表を行うものとし、平成28年4月以降の公告案件より適用から、技術提案の作成にあたっては公表資料をよく確認すること。

※四国地方整備局港湾空港部のHPに「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について」を掲載しておりますので、申請の都度ご確認ください。

5) 技術提案の採否の通知

※R4年度と変更なし

競争参加資格確認通知書

令和〇年〇月〇日

企業ID ○〇〇
 企業名称 ○〇株式会社
 氏名 ○〇 〇〇 殿

支出負担行為担当
 ○〇地方整備局次長
 ○〇 〇〇

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

通知書番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
公告日	平成〇〇年〇月〇日
調達案件名称	〇〇港〇〇地区〇〇工事
入札開始日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分
入札書提出締切日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分
内訳書開封予定日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分
開札予定日時	平成〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分
競争参加資格の有無	有
	理由または条件
技術提案に基づく入札の可否	可
	理由または条件

技術提案における採否の通知は従来どおり、左記の競争参加資格確認通知書にて競争参加資格有りの者に対して行う。

技術提案は、以下のとおり評価する。また、評価しない技術提案については履行義務を課さないものとする。

【 ○:評価する、-:評価しない又は実施を認めない 】

特定評価項目1 「ケーソンの据付に関する施工管理」

提案1: (○)

提案2: (-)

提案3: (-)

※「▲△すること」については、監督職員の承諾を得られた場合に限り、実施を妨げない。

提案4: (○)

特定評価項目2 「潜水作業時における安全対策」

提案1: (○)

提案2: (○)

提案3: (○)

提案4: (-)

※「△△すること」については、実施を認めない。

※1 施工能力評価型は通知対象外

技術提案の評価結果に関する問い合わせ窓口
 〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号 高松サポート合同庁舎8階
 四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室長
 メールアドレス pa.sk-r-skjg-i88s3@mlit.go.jp
 ※問い合わせ手続きに関する詳細は入札説明書を参照。

(留意事項)
 上記問い合わせは、本通知の技術提案の評価結果に関する説明を求めるものであり、評価結果自体に不服がある場合は、別途入札説明書の「○. 総合評価落札方式における非落札者に対する理由の説明」にある苦情処理の申立て手続きを行って頂きますようお願い致します。

6) 技術提案評価の詳細な通知(1/2)

※赤字はR5.4～見直し

問い合わせ様式

(様式-〇)

問い合わせ様式(落札決定通知後用)

技術提案の評価結果に関する問い合わせ

令和〇〇年〇〇月〇〇日

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長 殿

会社名
代表者氏名

下記工事に係る技術提案の評価結果について、下記のとおり問い合わせします。

1. 公 告 日 令和〇年 月 日
2. 工 事 名 〇〇〇〇工事 又は ① 〇〇工事、② 〇〇工事
3. 問 い 合 わ せ 内 容 (問い合わせは、以下の内容に限る)
 - ・特定評価項目〇の提案◇、及び特定評価項目●の提案▲、■
について、加點評価の中でもより優位に評価されているか教えて下さい。
 - ・上記提案について、複数提案の有無を教えてください。
4. メール送信者名等 (役職・氏名) (電話番号)
(メールアドレス)

※押印は不要。

通知の内容

・オーバースペックへの対策として、落札決定後に入札参加者から問い合わせがあれば、以下の事項の通知を行う。

なお、問い合わせ内容は以下の内容に限る。

- (1) 申請者より優位に評価された技術提案の有無
- (2) 申請者の技術提案における複数提案の有無

入札説明書記載例

(1) 入札参加者は、前頁の問い合わせに加えて、落札者の決定通知日の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時の間。)に、左記様式により品質確保室長に対し、メールにより説明を求めることができる。その際の連絡先は前頁と同じとする。なお前頁の問い合わせをしなかった入札参加者であっても、この期間に説明を求めることができる。

(2) 品質確保室長は(1)の問い合わせをした者に対し、問い合わせのできる最終日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)にメールにより説明する。

6) 技術提案評価の詳細な通知(2/2)

※赤字はR5.4～見直し

技術提案の評価結果に関するメールによる説明

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇建設株式会社
〇〇 〇〇殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

下記工事に関する平成〇〇年〇月〇日の問い合わせに対する説明は以下のとおりです。

【工事名】: 〇〇港〇〇地区防波堤(〇)築造工事

【公告日】: 平成〇〇年〇月〇日

【問い合わせ内容】

特定評価項目〇の提案△、□、及び特定評価項目●の提案▲、■について、加點評価の中でもより優位に評価されているか教えて下さい。

【説明内容】

特定評価項目〇「ケーソン据付に関する施工管理」

提案△: 同提案より優位に評価された提案はありません。(複数提案: 有り)

提案□: 同提案より優位に評価された提案はあります。(複数提案: 無し)

特定評価項目●「潜水作業時における安全対策」

提案▲: 同提案より優位に評価された提案はありません。(複数提案: 有り)

提案■: 同提案より優位に評価された提案はあります。(複数提案: 無し)

なお、この評価は、現場条件や他社との相対評価によって異なるものであることから、全ての案件の技術評価において同様の評価を得られるものではありません。

説明例

問い合わせをした会社の技術提案	それ以外の会社の技術提案	記載方法
◎	◎	同提案より優位に評価された提案はありません。
◎	○	同提案より優位に評価された提案はありません。
○	◎	同提案より優位に評価された提案はあります。

※ ◎最も高い評価、○最も高い評価ではない評価

7) 技術提案履行計画書の確認について(技術提案評価型)

※R4年度と変更なし

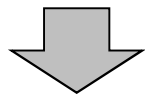
技術提案履行計画書

1. 工事名：〇〇港〇〇地区〇〇工事
2. 工期：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
3. 受注者名：〇〇建設株式会社

評価項目	技術提案 (VE提案) or 技術的所見 (施工計画書)		履行確認方法		
	提案項目	提案内容	確認内容	方法	頻度(時期)
工事全般における〇〇〇〇について	1.〇〇〇〇	提案タイトル：1.〇〇〇〇	1-①仕様内容 ・〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇
		1) 〇〇〇〇 2) 〇〇〇〇 3) 〇〇〇〇	1-②運用状況 ・〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇
	2.〇〇〇〇	提案タイトル：2.〇〇〇〇	2-①仕様内容 ・〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇
		1) 〇〇〇〇 2) 〇〇〇〇 3) 〇〇〇〇	2-②運用状況 ・〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇
	3.〇〇〇〇	提案タイトル：3.〇〇〇〇	3-①仕様内容 ・〇〇〇〇		
		1) 〇〇〇〇 2) 〇〇〇〇 3) 〇〇〇〇	3-②運用状況 ・〇〇〇〇		

早期の確認が必要な技術提案については、1つからでも提出可能。

[見直し前] (～R3. 3末まで)
全ての技術提案内容の履行計画をまとめて確認。



[見直し後] (R3. 4～)
技術提案履行開始時期を踏まえ、早期の確認が必要な提案に関しては、着目点1つからでも計画書の提出を可能とし、提出があったものから順次確認を実施。

10. 入札契約手続きに係る情報提供

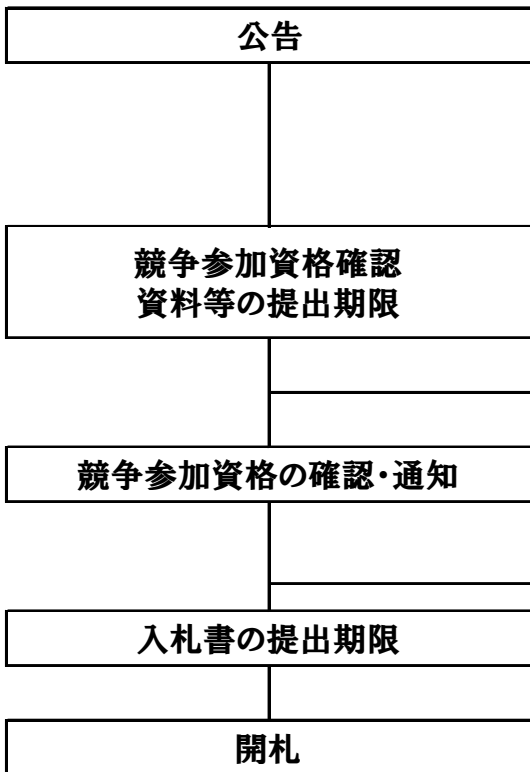
1) 見積り参考資料の開示期間

※R4年度と変更なし

見積り参考資料の開示については、入札(見積)参加者の適正かつ迅速な見積りに資するよう、**入札書の提出期限の日から起算して平日11日以前までに開示を行うこととし、対象となる工事等については、見積参考資料の開示を行う工事等である旨を入札公告及び入札説明書において明記する。**なお、開示方法は電子メールにて開示を行うため、開示を希望する者は、競争参加資格確認申請書に送付先メールアドレスを記載した書類を添付すること。

技術提案評価型(S型)、施工能力評価型(I型、II型)の工事を対象とし、WTO、同時提出型(二封筒方式)は除く。

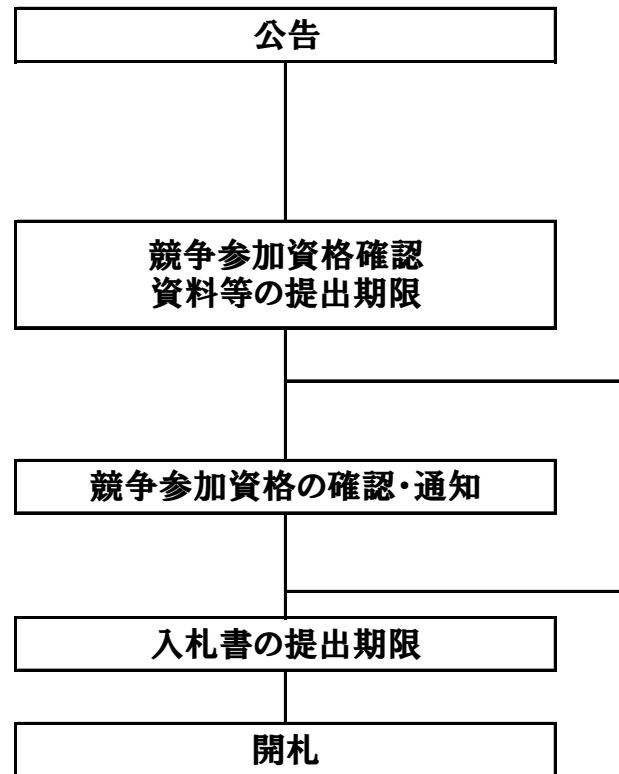
見直し前 (～R3.1未迄)



見積り参考資料開示期間【14日】

入札説明資料記載例
①開示期間: 令和○年○月○日(○)から、入札開始日の前日までの(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)9時00分から16時00分まで。

見直し後 (R3.2～)



見積り参考資料開示期間【入札締切日の平日11日前から、入札締切日の前日】

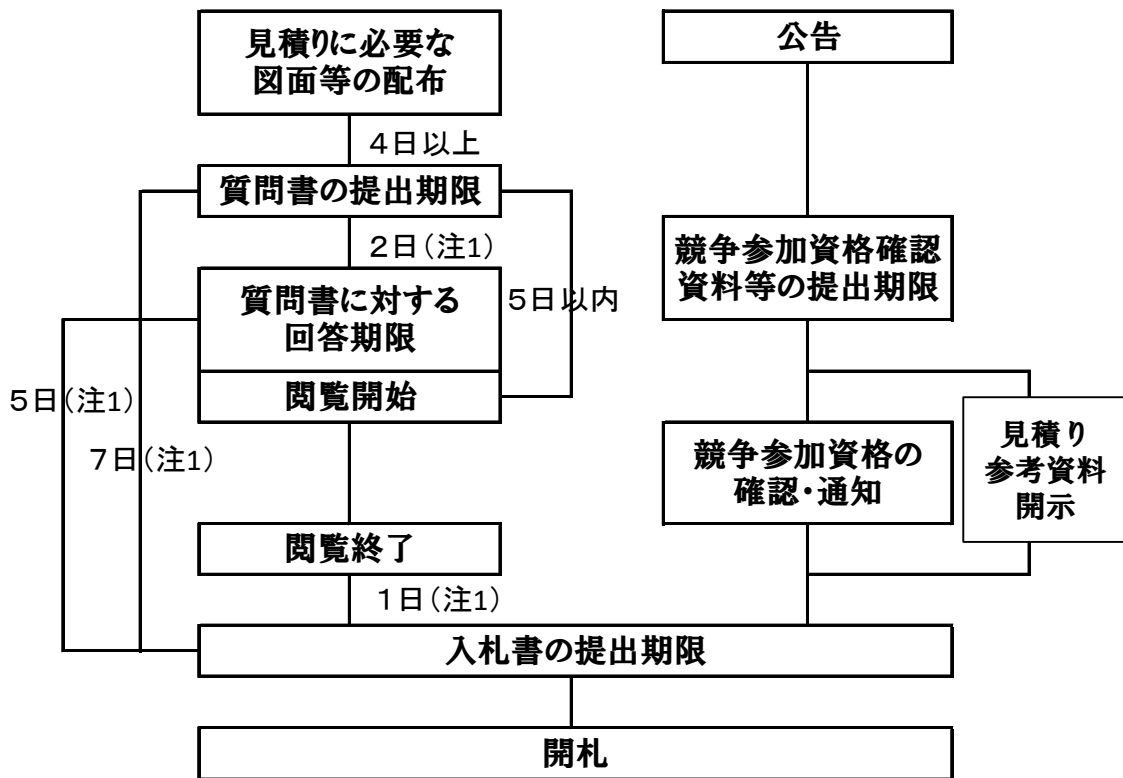
入札説明資料記載例
①開示期間: 令和○年○月○日(○)から、入札開始日の前日までの(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)9時00分から16時00分まで。

2) 質問書に対する回答期限

※赤字はR5.4～見直し

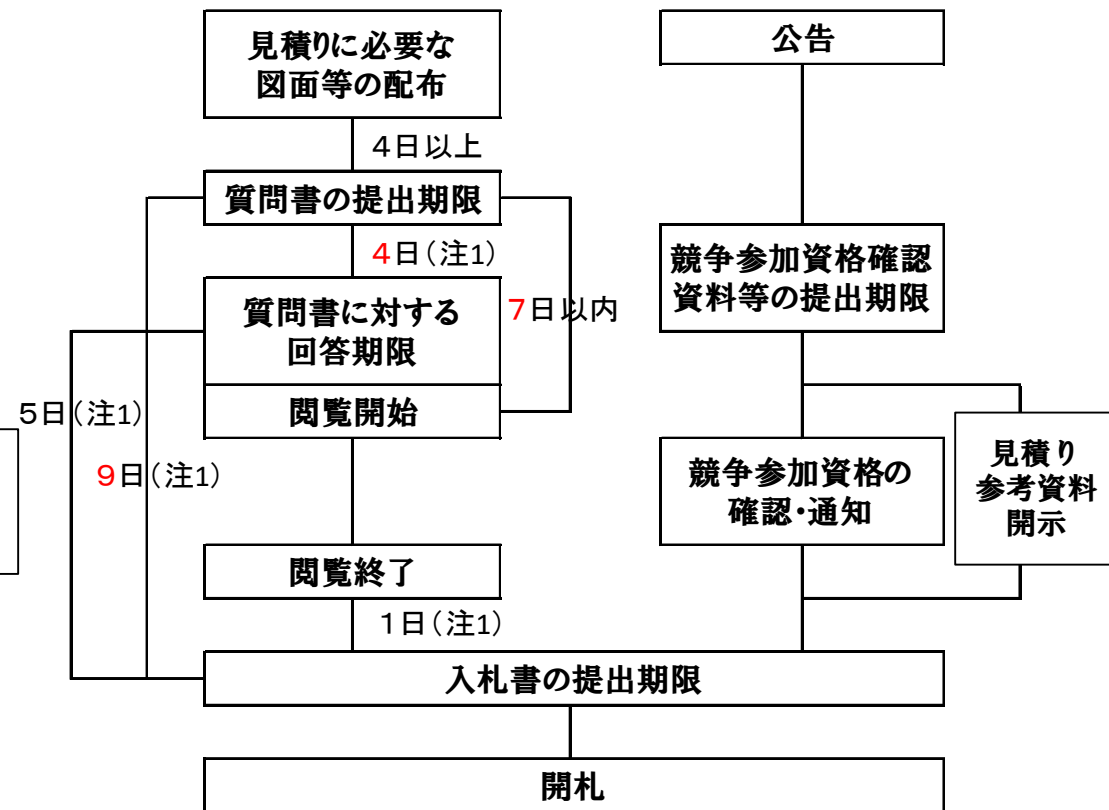
入札参加者が適切に入札書の提出を行えるよう、入札説明書（申請書類、技術提案、積算等）に対する質問回答について、最終の回答から入札書の提出期限までの期間については、余裕を持った日数を確保に努める。また、入札説明書の日程一覧表にて、入札説明書及び見積参考資料に対する質問への回答期限を記載するものとする。

見直し前（～R5.3末迄）



(注1) 土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

見直し後 (R5.4～)



(注1) 土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

質問書の提出期限日に質問が集中する状況のため、質問書の提出期限を令和5年度より見直し。

3) 低入札価格調査基準

※R4年度と変更なし

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」⇒「一般管理費等×0.68」

改定時期		H20.4～	H21.4～	H23.4～	H25.5.16～	H28.4.1～	H29.4.1～	H31.4.1～	R4.4.1～
範囲	予定価格の	2/3	7.0/10	7.0/10	7.0/10	7.0/10	7.0/10	<u>7.5</u> /10	7.5/10
		～ 8.5/10	～ 9.0/10	～ 9.0/10	～ 9.0/10	～ 9.0/10	～ 9.0/10	～ <u>9.2</u> /10	～ 9.2/10
計算式	直接工事費 × 算入率	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	<u>0.97</u>	0.97	0.97
	共通仮設費 × 算入率	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90
	現場管理費 × 算入率	0.60	<u>0.70</u>	<u>0.80</u>	0.80	<u>0.90</u>	0.90	0.90	0.90
	一般管理費等 × 算入率	0.30	0.30	0.30	<u>0.55</u>	0.55	0.55	0.55	<u>0.68</u>

- ・アンダーラインは改定箇所
- ・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定

4) 発注見通し等の公表

※R4年度と変更なし

工事・業務に係る発注見通しの公表は、従来四半期毎(4月、7月、10月、1月)及び補正予算等のタイミングで下記ツールにて公表を行ってきたところであるが、よりきめ細かいタイミングで公表を行っていき、全国的な課題となっている不調・不落対策に努める。

公表ツール

1. 四国地方整備局記者発表資料 → 四半期毎及び補正予算等のタイミング
<https://www.pa.skr.mlit.go.jp/>
2. 港湾空港関連入札・契約情報 → 四半期毎及び補正予算等に加え、追加・変更があった場合に月1回公表
<https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/> (例:4月に公表後、次回7月の公表時期までに追加・変更があった場合に月1回公表を行う)
3. 入札情報サービス → 四半期毎及び補正予算等に加え、追加・変更があった場合に月1回公表
<https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm> (例:4月に公表後、次回7月の公表時期までに追加・変更があった場合に月1回公表を行う)
4. 港湾空港関係の申請様式に関する留意点 <https://www.pa.skr.mlit.go.jp/business/contract/rule/main.htm>



平成●●年度
港湾空港関係工事の申請様式に関する留意点

国土交通省
四国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Shikoku Regional Development Bureau

平成●●年●月
四国地方整備局 港湾空港関係

5) 発注見通しの公表方法について

※赤字はR5.4～見直し

毎月更新を行っている発注見通しの公表について、令和5年4月1日以降の公表より、新規公表、公表内容更新、案件取り消し等の情報が把握可能な記載とする。

【R5.4.1からの記載例】

1-0. 工事名： 高知港海岸湾口地区護岸（改良）工事（その（1））
 1) 工事種別： 港湾土木工事
 2) 工事場所： 高知県高知市種崎地先
 3) 工期： 約5ヶ月
 4) 工事概要： 構造物撤去工 1式
 （工事発注規模）
 1億5,000万円以上2億5,000万円未満
 5) 入札予定時期： 第3四半期
 6) その他： 施工体制確認型総合評価落札方式
 同種工事実績要件 構造物撤去工
令和5年5月新規公表

1-0. 工事名： 高知港海岸湾口地区護岸（改良）工事（その（2））
 1) 工事種別： 港湾土木工事
 2) 工事場所： 高知県高知市種崎地先
 3) 工期： **約4ヶ月**
 4) 工事概要： 基礎工 1式、止水矢板工 1式、本体工 1式
 （主要建設資材需要見込み量）
 生コンクリート 約1千m³
 （工事発注規模）
 9,000万円以上1億5,000万円未満
 5) 入札予定時期： 第3四半期
 6) その他： 施工体制確認型総合評価落札方式
 BIM/CIM活用工事（施工者希望型）
 同種工事実績要件 場所打ちコンクリート
令和5年5月更新；3）工期

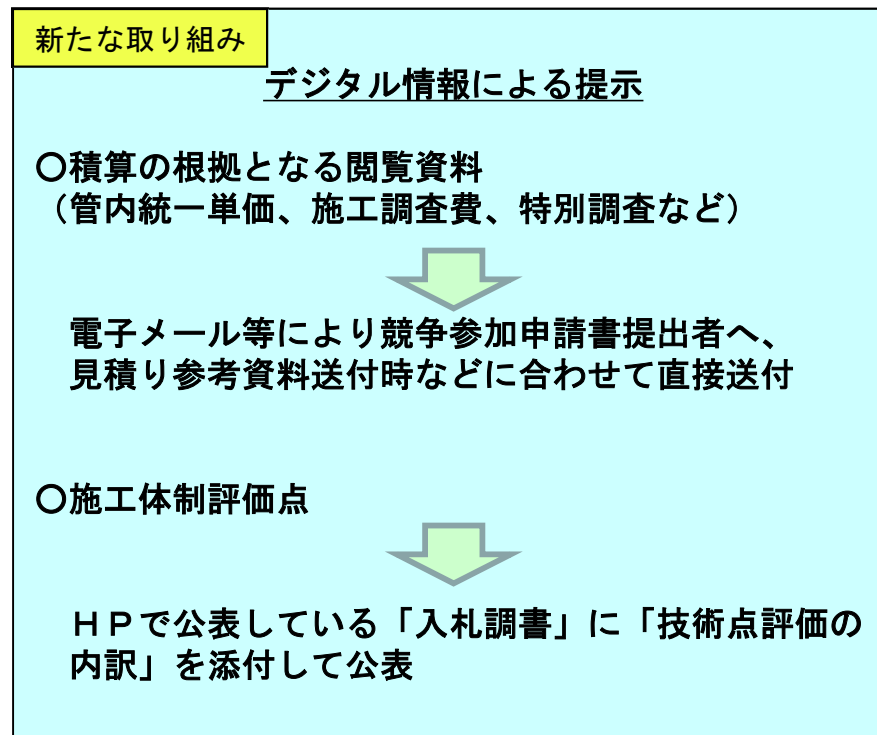
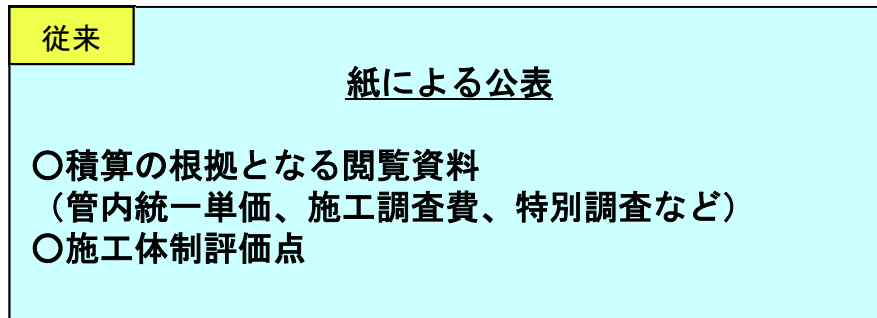
1-0. 工事名： 室津港室津地区防波堤（Ⅱ）工事（その（1））
 1) 工事種別： 港湾土木工事
 2) 工事場所： 高知県室戸市浮津
 3) 工期： 約5ヶ月
 4) 工事概要： 被覆・根固工 1式（被覆ブロック製作16t型 約100個、6t型 約100個）
 （工事発注規模）
 3,700万円以上9,000万円未満
 5) 入札予定時期： 第3四半期
 6) その他： 施工体制確認型総合評価落札方式
 特例監理技術者配置対象工事
 同種工事実績要件 コンクリート製プレキャスト部材製作
令和5年5月案件取り消し

・「その他」欄の最後の行に、新規、内容修正、取り消し等の情報を表示する

6) 閲覧資料等の情報提示について

※R4年度と変更なし

現在、紙により公表している積算の根拠となる閲覧資料（管内統一単価、施工調査費、特別調査など）や施工体制評価点について、デジタル情報での提示に努める。



※R3.4月以降の公告案件から、順次、デジタル情報による提示を行う。

11. 競争参加資格確認申請時 において特に注意が必要な事項

1) 申請資料の不備等により「欠格」にならないための注意点

※R4年度と変更なし

申請資料の不備等により「欠格」になることを避けるため、特に以下のことについて注意すること。

1) 「配置予定技術者を複数申請から1名申請へ変更」することに関する注意点 (P.36～37参照)

- ① 複数申請した場合は、「欠格」となる。
- ② 契約工期と従事期間が一致しない場合
 - ・従事期間が50%未満の場合は、「欠格」となる。
 - ・従事期間と契約工期が一致しない場合は、「該当工種を明示した実施工程表」の添付がない場合は、「欠格」となる。

2) 添付資料の注意点

- ① 申請様式と添付資料の相違
 - ・申請様式に記載されている内容(記載が無い場合も含む)と、その申請書に係る添付資料の内容が相違している場合は評価しない。
 - 例) 申請様式の記入欄に、〇〇の有無について **無** 又は「記載がない」場合に、該当する添付資料が有る。
- ② 資料の不鮮明
 - ・競争参加資格確認資料が網羅されていても、不鮮明な場合は「欠格」となる。
 - 例) 監理技術者資格者証の文字が不鮮明で内容が認識できない。
- ③ 資料の添付漏れ
 - ・参加資格要件に係る添付資料が不足する場合は、「欠格」となる。
 - 例) 監理技術者資格者証の表面はあるが、「監理技術者講習修了証又は監理技術者資格者証裏面に監理技術者講習修了履歴」の添付が無い。
 - 例) 監理技術者資格関連資料はあるが、1級土木施工管理技士の資格者証の添付が無い。

2) 申請資料の不備等により欠格及び評価しなかった事例(1/2)

※R4年度と変更なし

申請資料の不備等により「欠格」及び「評価しない(0点評価)」とした事例は以下のとおり。

1) 欠格事例

- ① 配置予定技術者について、工期と従事期間が不一致で実施工程表の提出が無い。
→ 工期内検査を実施した場合、「工期内の完成検査日まで従事していた場合」又は「工期末日まで従事していた場合」のみ実施工程表の添付を省略できるため、注意すること。
- ② 同種工事の実績が申請資料にて確認出来ない。
 - ・ 「異形消波ブロックを製作した工事」の設定に対し、提出された申請資料が「緩傾斜ブロック」の記載しかなく、異形消波ブロックの確認が出来ない。
 - ・ 「場所打ちコンクリートを1日1スパン当り40m³以上打設した工事(※ブロック1個当りの体積40m³以上の製作工事も含む)」の設定に対し、「異形消波ブロック100t/個」の申請であったが、ブロック名称等が不明なため1個当りのコンクリート体積の確認が出来ない。

2) 申請資料の不備等により欠格及び評価しなかった事例 (2/2)

※R4年度と変更なし

2) 評価しなかった事例

①各評価項目共通

- ・申請された実績や表彰が、評価対象期間のものではない。

②優良工事表彰等

- ・四国四県の表彰について、土木事務所長表彰での申請である。

③災害支援による表彰等

- ・表彰状や感謝状の内容が、災害支援についてのものではない。

④災害により出動した実績

- ・誓約書に記載の団体等について、四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結している企業又は団体ではない。
→四国地方整備局(港湾空港関係)以外の団体等は評価対象外である。なお、対象となる団体等は入札説明書様式に【参考】として記載している。

12. 工事現場における取り組み

1) 工事現場における働き易い職場環境の整備(再掲)

※R4年度と変更なし

■ 目的

建設業における女性の活躍や若手の入職・定着のため、魅力ある建設現場に向けて女性技術者等が働き易い職場環境の推進を図る。

■ 対象案件

働き易い職場環境を整備した工事に対して、工事成績評定で評価する。

■ 実施概要

原則、全発注工事

■ 評価の考え方

女性技術者の配置あり、なしに関わらず、「快適トイレの導入」を実施した工事で、かつ快適トイレを導入した工事現場において、以下のいずれかの職場環境を整備した工事を評価する。

休憩室と独立して設置された喫煙室(空気清浄機等の設備を必須とする)、
施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室

→ 実施した場合、工事成績評定の「創意工夫」において評価する。



施錠可能なロッカー



休憩室

2) 工事現場における担い手育成活動の実施(再掲)

■ 目的

子供から大学生等までの若手に対し、建設業への関心の喚起や技術習得の機会を提供する活動を推進する。

■ 実施概要

担い手育成活動を実施した工事に対して [工事成績評定で評価](#)する。

■ 対象案件

原則、全発注工事



大学生を対象とした
測量実習



大学生を対象とした
建設機械の操縦体験

■ 評価の考え方

土木業界に関係の有無に関わらず子供から大学生等までの若手に対し、受注者が現場視察・実習、講習会等を開催し、建設業への関心の喚起や、建設技術の習得の機会を提供した場合に評価する。

上記の目的を理解し、受注者自らの企画・立案により担い手育成活動を実施した工事を対象とする。

なお、受注者(下請を含む)の職員を対象としたものは対象としない。

→ 実施した場合、工事成績評定の「社会貢献等」において評価する。

3) 三者連絡会の対象工事拡大

目的：情報共有による双務性の向上、労働条件の適正化・下請け業者や労働者等に対する円滑な支払いの促進等による労働環境の改善が図られるよう努める

対象：全ての工事において設置が可能（従来は施工プロセス対象工事を中心）

出席者：発注者、受注者（元請け）、受注者（下請け）

発注者

- ・ 所長および副所長
- ・ 監督職員
- ・ 検査職員
- ・ 品質監視員



受注者（元請け業者）

- ・ 現場代理人
- ・ 主任技術者

受注者（下請け業者）

- ・ 各工種の専門工事業者

◆ 三者連絡会の内容

（初 回）

- ・ 趣旨・目的の説明
- ・ 部分払い等の協議・確認
- ・ 「建設業法令遵守ガイドライン」の周知・相互の確認

（施工途中）

- ・ ※必要に応じて開催
- ・ 設計、工法等の大幅見直し
- ・ 新規下請参入

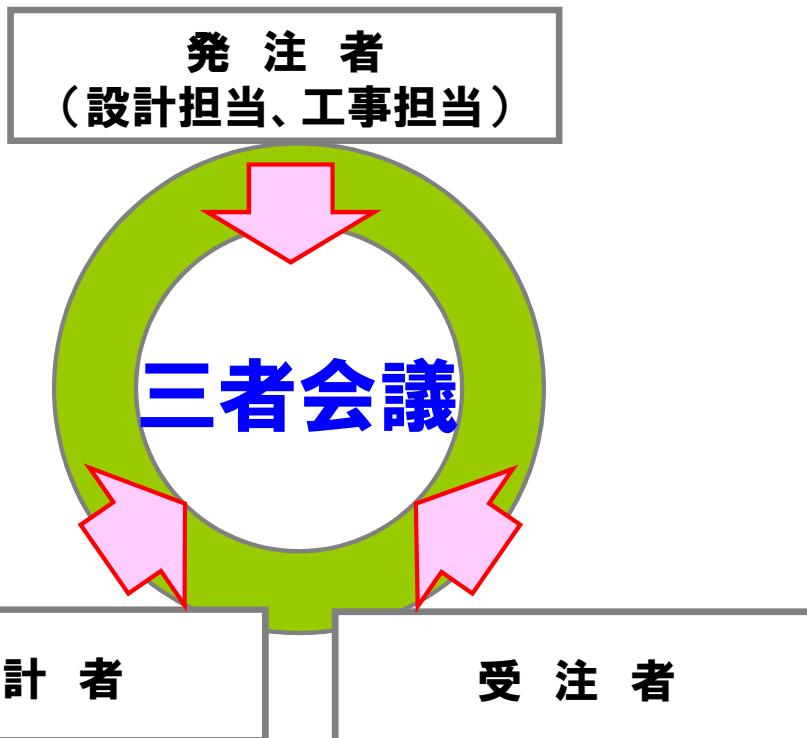
（最 終）

- ・ 取組成果と課題の抽出
- ・ 下請への支払確認

※三者会議及び三者連絡会は、工事品質確保調整会議と併せて開催できる

4) 三者会議の更なる開催

- 目的** : 工事目的物の品質確保や工事の手戻り防止のため、設計思想の伝達及び情報共有
- 対象** : 設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事において、設置が可能
- 出席者** : 発注者、設計者、受注者



◆ 三者会議の内容

- ・(発注者) 施工上の留意事項等の説明
- ・(設計者) 設計意図の説明
- ・(受注者) 現場条件に適した技術提案の説明、設計への質問

※三者会議及び三者連絡会は、工事品質確保調整会議と併せて開催できる

※R4年度と変更なし

5) 工事書類削減の取り組み(1)

工事書類の「集約等」(1)

○ これまで提出していた様式の情報を週間工程表に集約することにより、提出する書類を削減。

週間工程表(試行)

週間工程表

工種・種別・細別		月日	実施										予定					出来高(%)	備考
		9/17	9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27	9/28	9/29	9/30				
		曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	実施数量			
		天気			曇	晴		曇											
準備工		1式														100.0	完了		
被覆・根固工		1式	休	休	休				休							47.4			
被覆ブロック製作	シェークアップブロック4t型	270個	工	工	工				工							(個)	(個)		
			型枠組立	型枠組立				型枠組立											
			コン打設 9ヶΣ108	コン打設 9ヶΣ117				コン打設 9ヶΣ126										128	142
			脱枠・転置 9ヶΣ90	脱枠・転置 9ヶΣ99				脱枠・転置 9ヶΣ108										108	162
後片付け工		1式																	
検査及び立会確認等								9:00~ コンクリート 現場試験			9:10~ 積載重量確認 中央生コン			9:00~ コン打設 現場立会	15:00~ コンクリート 強度試験 中央生コン		進捗率(%)	9月30日までの 計画進捗率(%)	
						バックホウ (0.45m3)No 5搬出					バックホウ (0.45m3)No 6搬出					実績 41.1 予定 41.1	54.6		
記事							10:00~ 週間工程 会議 災害防止 協議会							10:00~ 週間工程 会議					

- ① 履行報告書(工事旬報)
- ② 実施工程表(作業日報)
- ③ 休日作業願
- ④ 材料検査願
- ⑤ 立会願
- ⑥ 施工状況検査願
- ⑦ 主要船舶機械搬入・搬出通知

5) 工事書類削減の取り組み(2)

※R4年度と変更なし

工事書類の「集約等」(2)

- 指示書等の様式を1枚の様式に集約し、工事書類削減を図る。
 - あわせて、集約した様式に変更概算額を明示し、双務性向上を図る。 ※R元年度より試行
 - 工事帳票管理システムを活用するすべての工事で試行 ※R3年度より試行
- なお、試行により工事関係書類を作成することが明らかに負担となる場合は適用しなくてもよい。
(R2年度までは、ケーソン及びブロック製作工事で試行)

書類集約・削減

◇ 様式の集約

指示書等の7種類様式を1枚に集約し、工事書類を削減。

◇ 押印欄の削除

電子帳票管理システムによる申請を原則とし、紙による書類提出を削減。

双務性の向上

◇ 変更概算金額の明示

集約した様式には、変更見込み概算額を明示。
受注者との協議等において双務性を向上。
※但し、概算額は参考値

◇ 契約書に基づく変更内容の明示

集約した様式に契約書の条項に基づく変更内容であることを明示。

※例：契約書第〇〇条第〇〇に基づき〇〇します。

変更概算額の記載欄を追加

集約様式(案)

様式番号 99

工事打合せ簿(指示・協議・承諾・提出・報告・通知書)

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成	年	月	日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出						
	<input type="checkbox"/> その他 ()						
工事名							
※1下記について、契約書第〇〇条第〇〇項に基づき〇〇します。 (内容)							
添付図 葉、その他添付図書							
※2変更見込み概算額 万円 <input type="checkbox"/> 増 <input type="checkbox"/> 減 但し参考値であり、契約変更額を拘束するものではない							
処理 ・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:					
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:					

(注) 1. 該当する口内にレを記入すること。
2. ※1は、書類の種類毎に適宜記載する。
3. ※2は、変更見込み概算額の指示が必要な場合に記載する。

協議や指示する内容が契約書第〇条〇項に基づくのかを明示

5) 工事書類削減の取り組み(3)

工事書類の「提出抑制」

○ 建退共や安全訓練、レミコン試験結果、写真撮影の提出を限定的にすることで、工事書類の削減へ繋げる。

◇ 建設業退職金共済制度活用書類、安全教育・訓練の実績 等

- ・ 労働者個人の共済手帳の提示・提出は求めない。
- ・ 有資格者名簿は、火薬類取扱保安責任者以外は求めない。
- ・ 立会等は、設計図書に規定があるものに限定。

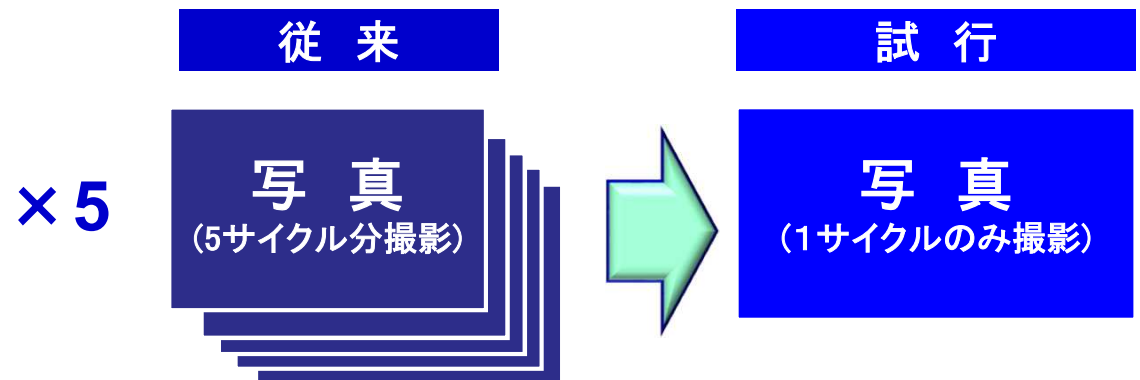
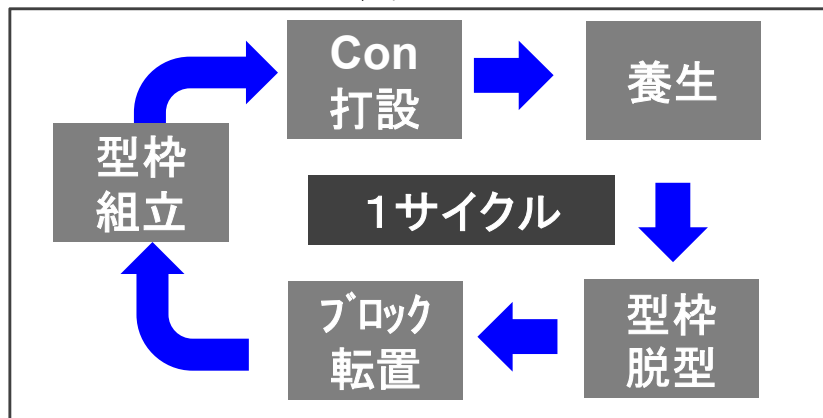
◇ レミコン(スランプ、圧縮試験データ)、写真撮影の頻度、ブロック製作(型枠形状寸法)

- ・ レミコンの試験結果は、管理表のみ提出。
- ・ ブロック型枠形状寸法は、観察結果を記録整理。

◇ 写真の抑制

- ・ 写真は、代表的な1サイクル分のみ提出することで抑制。

例) 消波ブロック製作



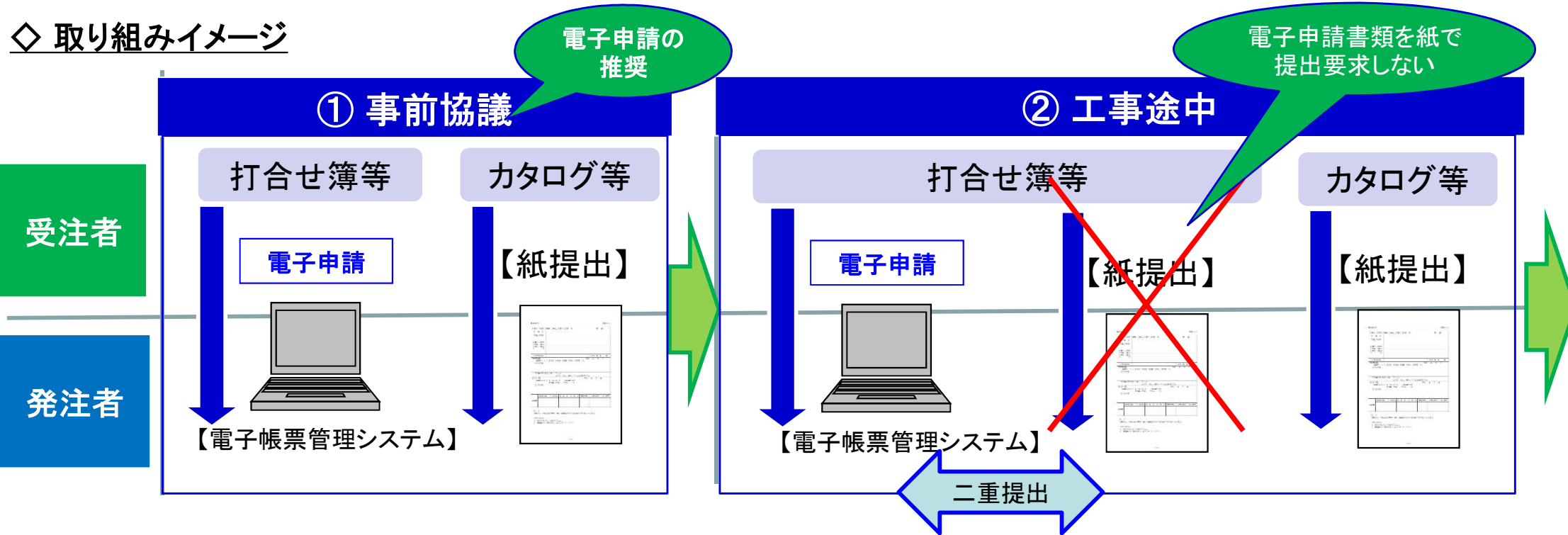
5) 工事書類削減の取り組み(4)

※R4年度と変更なし

工事書類の「二重提出の防止」の徹底

- 事前協議により決定した電子納品と紙納品の提出方法を徹底し、工事書類の「二重提出防止」を強化する。

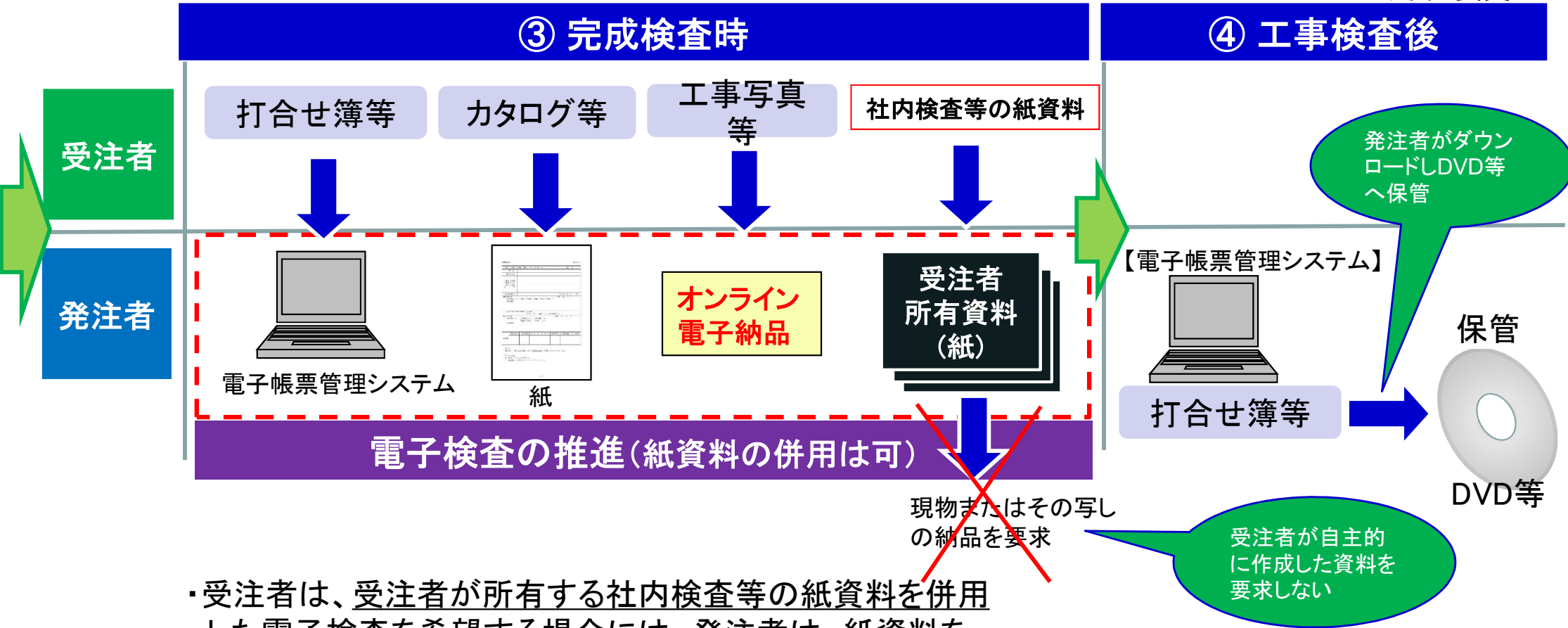
◇ 取り組みイメージ



- ・受注者双方は、提出書類及び電子納品の方法等について、工事着手前に「工事関係書類一覧表(案)」により協議する。
※ メーカーカタログ等、紙資料の提出が効率的となる場合は「紙」でも可。
- ・発注者は、電子帳票管理システムにより処理された帳票等について、紙資料として必要となる場合には、発注者が印刷・製本する。
- ・発注者は、受注者に対して印刷・製本を要求しない。

※R4年度と変更なし

5) 工事書類削減の取り組み(5)



- ・受注者は、受注者が所有する社内検査等の紙資料を併用した電子検査を希望する場合には、発注者は、紙資料を併用した電子検査を行う。
- ・ただし、発注者は、受注者が所有する社内検査等の紙資料について、現物またはその写しの納品を要求しない。
- ・なお、電子検査にあたっては、電子納品等運用ガイドラインを参考に電子検査を推進する。
- ・また、電子帳票管理システムを利用したオンラインによる電子検査の他に「電子納品物検査支援システム」を使用したオフライン方式による電子検査を実施する。

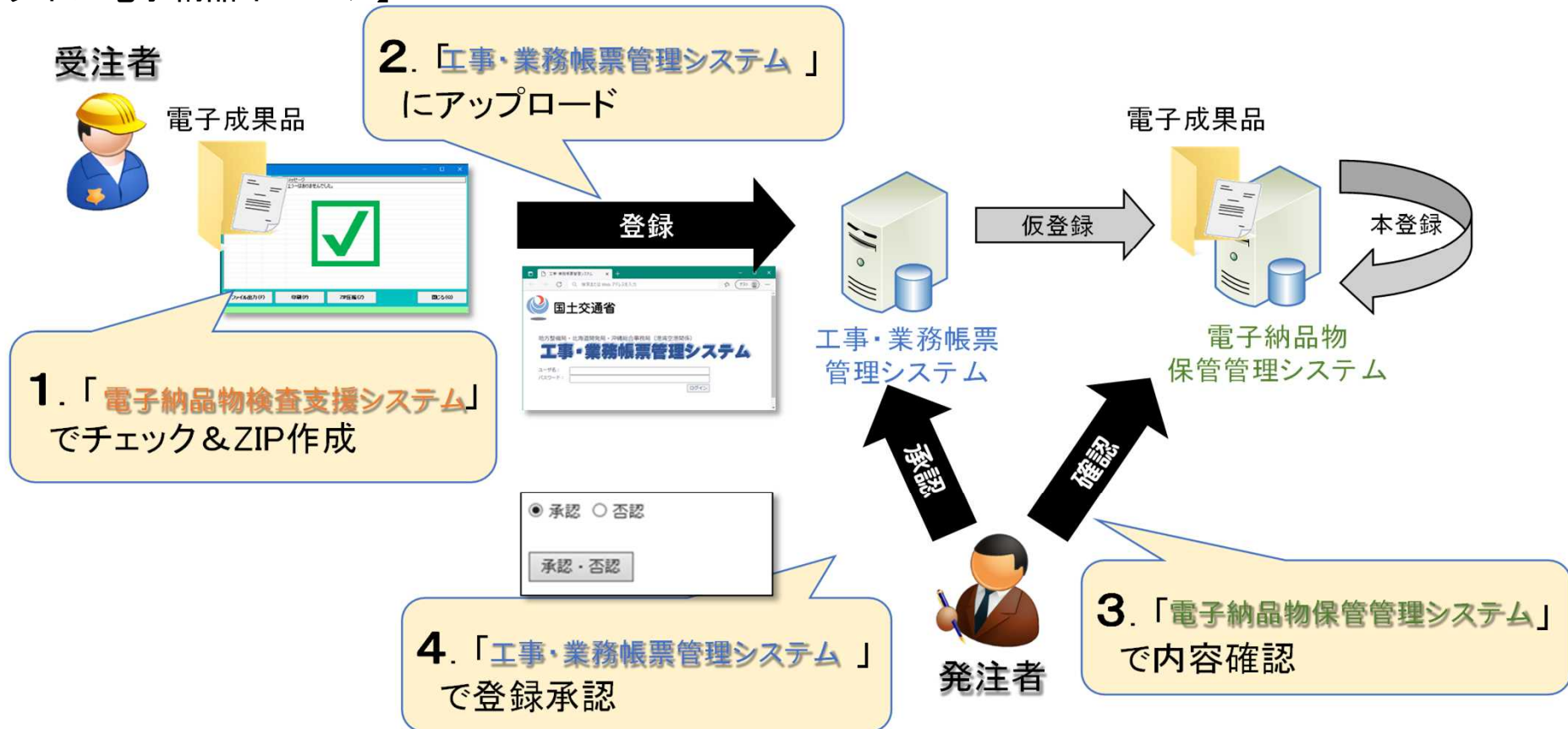
- ・発注者は、当該工事で処理した打合せ簿等の工事帳票について、検査後に電子帳票管理システムから電子データをダウンロードし、DVD等の電子媒体で適切に保管する。
 ※ 打合せ簿等の工事帳票は、電子納品の対象外。

6) オンライン電子納品の運用開始

○工事完成図書及び業務成果品の電子化の推進や、サイバーポート施策に寄与する取り組みとして、設計～施工～維持管理の一元的なデータ管理が可能となるオンライン電子納品の運用を、令和4年4月より開始する。

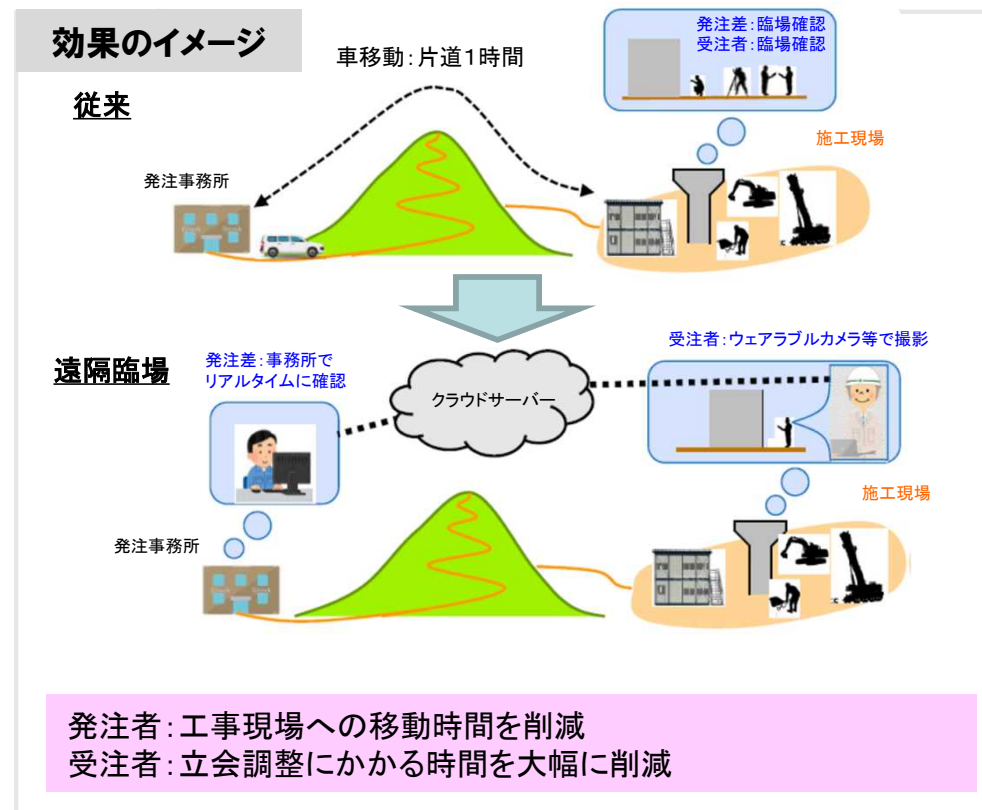
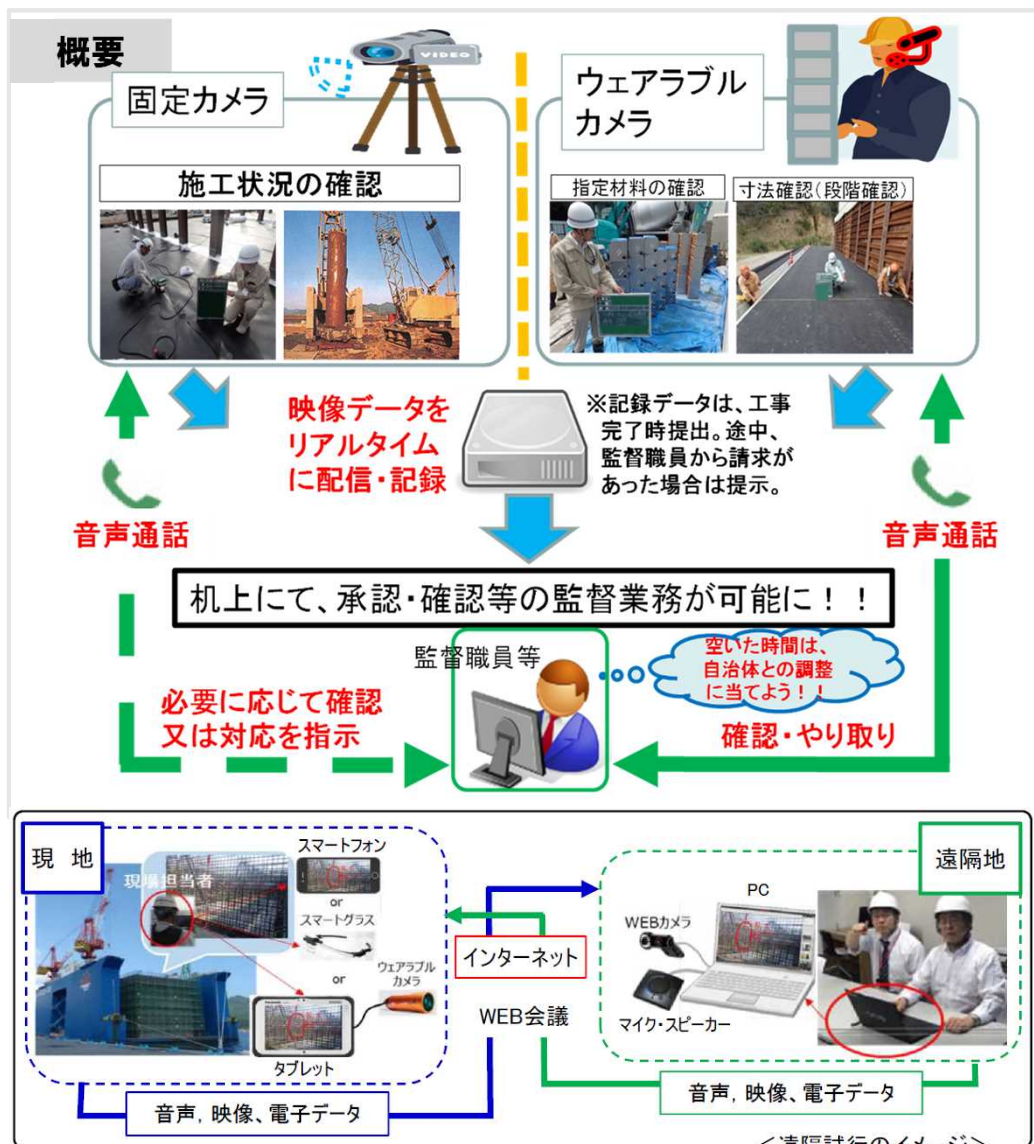
- ・対象：全ての工事及び業務
- ・運用開始：令和4年4月1日
- ・実施内容：従来、電子媒体(CD-R等)で納品されていた完成図書等を、インターネット経由でクラウド上に納品する。
「工事・業務帳票管理システム」と「電子納品物保管管理システム」で構成される。

【オンライン電子納品イメージ】



※赤字はR4.12～見直し

工事現場における「施工状況検査」、「材料検査」及び「立会」について、受発注者の作業効率化を図るため、ウェアラブルカメラ等を利用した遠隔臨場を令和5年度から本実施に移行。



○R4.12.1以降に入札契約手続きを開始、及び遠隔臨場の対象工種がある工事は原則、全てに適用。
○通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になる現場はこの限りではない。

8)「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行

【目的・方法】

- ・ 令和元年6月に一部改正された「建設業法」において、元請負人は下請代金のうち労務費相当については現金で支払うよう適切に配慮することが規定されたことや、「品確法」において、受注者の責務として適正な請負代金・工期での下請契約締結を規定された。
- ・ このため、港湾空港建設業における労働賃金改善に関する取組みを促進するため、「労務費見積り尊重宣言」をし、下請契約を締結する元請者に対し、工事成績評価においてインセンティブを付与するモデル工事を試行する。

【対象工事】

- 原則、発注Aランク以上の工事を対象とする。

【工事成績評価】

- 確認方法

三者連絡会において元請企業と下請企業間の労務費の見積書等を確認するとともに、下請企業に契約の実施状況をヒアリングする。

- 成績評価

加点点評価条件；工事成績評価の「創意工夫」の配点の範囲内で評価する。

以下の全ての条件を満たした場合に加点する。

- ①「労務費見積り尊重宣言」を公表した事実を確認できる。
- ②見積書に加えて注文書において労務費(労務賃金)が内訳明示されている。
- ③支払いが確認できる。

なお、①、②、③が確認できない場合の減点を行わない。

※赤字はR5.4～拡大

【目的・効果】

- ・CCUSは、建設技能者の処遇改善、建設現場の生産性向上に向け建設業退職共済制度や社会保険の加入確認などが活用されるなど、「業界共通の制度インフラ」として各種施策が講じられている。
- ・CCUSを港湾工事に活用し、港湾技能者の確保と育成、港湾の建設現場の生産性向上を促進。
- ・令和5年度から建設業退職共済制度がCCUSを活用した電子申請方式に完全移行予定であり、CCUSモデル工事の試行開始。

【対象工事】

- ・港湾・海岸・空港の発注Aランク以上の**全ての**工事を対象とする。

【試行内容】

- ・右の指標をすべて達成した場合は、工事成績評定の「5.創意工夫 I 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。
- 上記をすべて達成し、平均登録技能者率が90%以上の場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

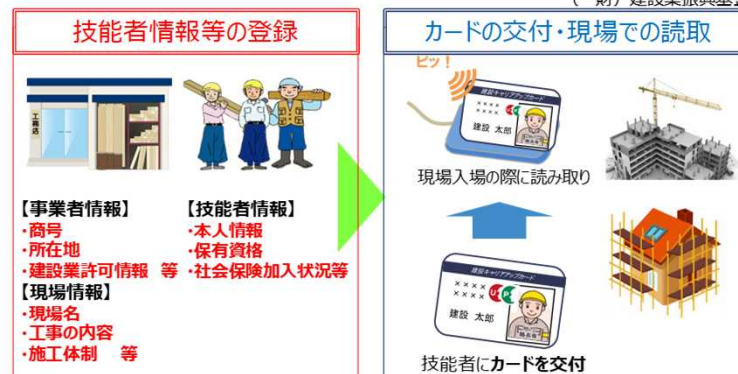
【積算での支援内容】

- ①カードリーダーの設置費用
 - ・最大2台/工事を基本としつつ、現場条件に応じて必要台数を計上
- ②現場利用料(カードタッチ)
 - ・現場利用料の明細に基づき現場管理費として計上

■CCUSモデル工事の指標

指標	目標基準
平均登録事業者率 (CCUS登録事業者数/下請企業数)	90%
平均登録技能者率 (CCUS登録技能者数/技能者数)	80%
平均就業履歴蓄積率 (カードリーダーへタッチして現場へ入場した技能者数/工事現場へ入場した技能者数)	50%

<建設キャリアアップシステムの概要>



10)「ICT活用施工管理モデル工事」の実施

※赤字はR4.12～見直し

【目的・効果】

- ・ ICT活用工事の港湾関係工事のほとんどは大規模な工事に活用されており、中小規模の工事での活用はまれな状況である。
- ・ ICT活用工事の受注機会の少ない中小規模の工事に、ICT施工の中でも比較的導入しやすく、他工事への適用に関しても汎用性の高い「遠隔臨場」と「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」及び「電子検査」を完全実施することで、中小クラスのICT施工スキルの向上の一助を目指す。

【対象工事】

発注等級をB 等級以下とする港湾・海岸工事を対象とする。
但し、A 等級まで拡大した場合は対象としないこととする。

【試行内容】

下記①～③の取り組みすべての実施が確認出来た工事に対して工事成績評定の「創意工夫」で評価

①遠隔臨場 : 当該工事の共通仕様書に基づくすべての材料検査、施工状況検査及び立会を原則すべて遠隔臨場で実施

②デジタル工事写真の小黑板情報電子化 : 工事写真の写真管理を「デジタル工事・業務写真の小黑板情報電子化」(国港技第66号:R3.1.19)を用いて管理

③電子検査 : 電子検査をオンライン検査またはオフライン検査にて実施

なお、①～③の実施が確認できない場合の減点は行わない。

11) 地元作業船の活用を実施した工事の成績評定(試行)

※R4年度と変更なし

大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため、地域の安全・安心を担う地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価する「地元作業船活用評価型」を試行することとなった。

これを踏まえて、工事成績評定においても、地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価する試行を実施する。(四国地方整備局独自) : 令和4年4月1日以降公告する工事から適用

■評価対象工事

- ・海上工事において、地元企業が所有する作業船を使用した工事
- ・対象船舶は主作業船とする。
- ・地元企業とは当該港の所在する都道府県内に本社・本店を有している地元企業とする。

■評価の考え方

- ・作業船の作業日数の30%以上で地元作業船を使用した場合に評価する。
- ・複数の地元作業船を使用して作業を行う場合も、地元作業船の合計作業日数が30%以上あれば評価する。

■評価方法

地元企業が所有する船舶を当該工事の主作業船に使用した場合
⇒工事成績評定の「社会性等 地域への貢献等」において評価する。

別冊

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

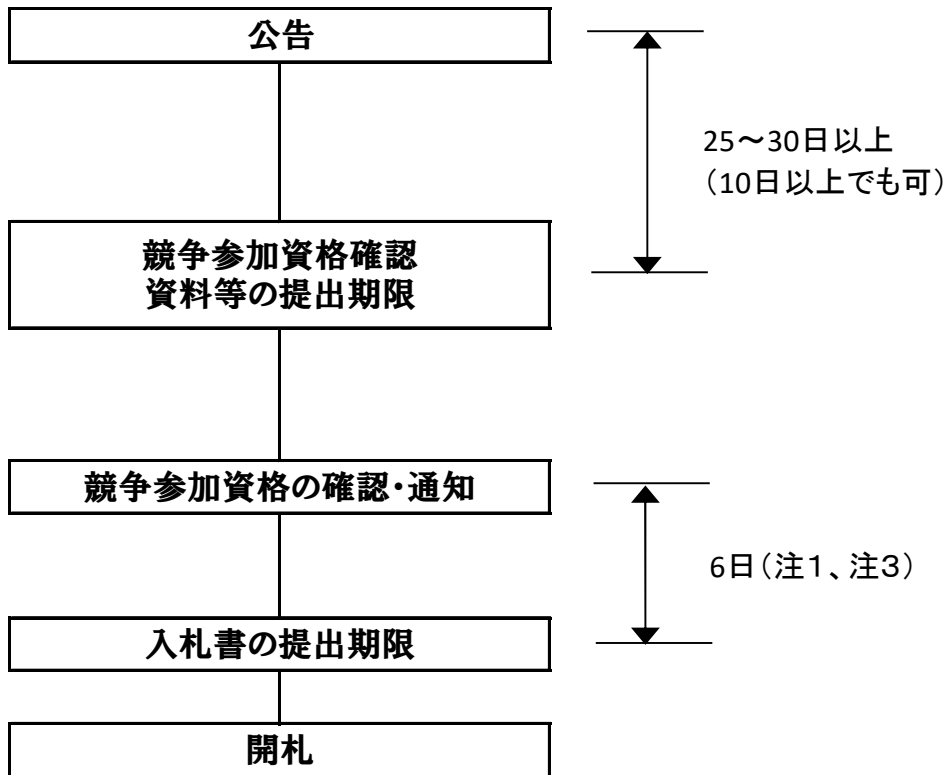
1) 入札手続き期間の延長【工事】

※R4年度と変更なし

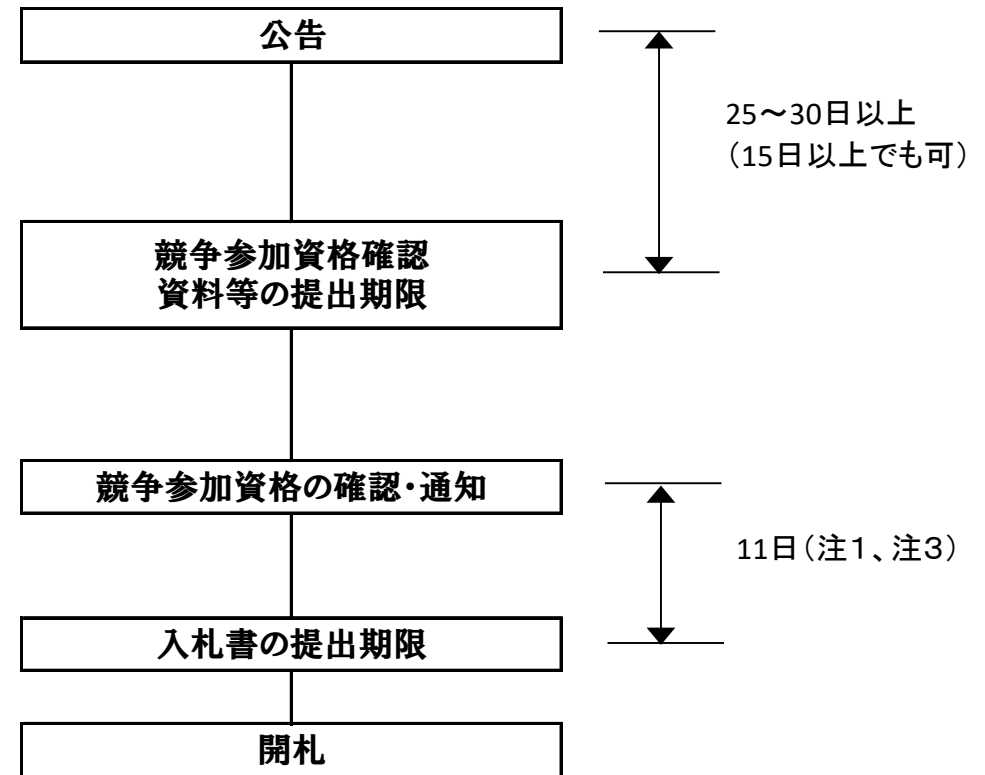
工事については、施工能力評価型において競争参加資格の要件および過去の競争参加資格者の状況から、全国企業(港湾土木工事A等級等)が参加すると想定される工事、及び技術提案評価型については、競争参加資格確認申請書等の提出および入札書等の提出の期限を、それぞれ標準より5日間程度(土日祝を除く営業日)延長する。

例: 一般競争入札【技術提案評価型(S型・1テーマ) 施工体制確認型】

見直し前



見直し後



(注1) 土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

(注3) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

2) 継続教育(CPD)の取扱い、施工実績評価の緩和【工事】

○CPD評価対象期間の延長

※R4年度と変更なし

【現入札説明書】

配置予定技術者のCPD(継続教育)の取り組み状況として、下記の団体のCPDにおいて、過去5年間で学習したユニット数が50ユニット以上の実績を記載し、その証明書類を添付すること。なお、証明書類は申請書及び資料の提出期限日から過去1年以内のものとする。

- ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会
- ・(公社)日本技術士会
- ・(公社)日本建築士会連合会
- ・建築設備士関係団体CPD協議会
- ・(公社)土木学会



【変更入札説明書】

配置予定技術者のCPD(継続教育)の取り組み状況として、下記の団体のCPDにおいて、過去5年間で学習したユニット数が50ユニット以上の実績を記載し、その証明書類を添付すること。なお、証明書類は申請書及び資料の提出期限日から過去2年以内のものとする。

- ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会
- ・(公社)日本技術士会
- ・(公社)日本建築士会連合会
- ・建築設備士関係団体CPD協議会
- ・(公社)土木学会

○施工実績評価の緩和

【変更入札説明書】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、一時中止や工期の延長を行ったことにより、完成・引渡しが完了しなかった工事についても、同種工事の施工実績として求めている該当工種が完成していれば、実績として認める。(事故など、指名停止、文書注意、口頭注意の対象となる不祥事が発生していないこと。)

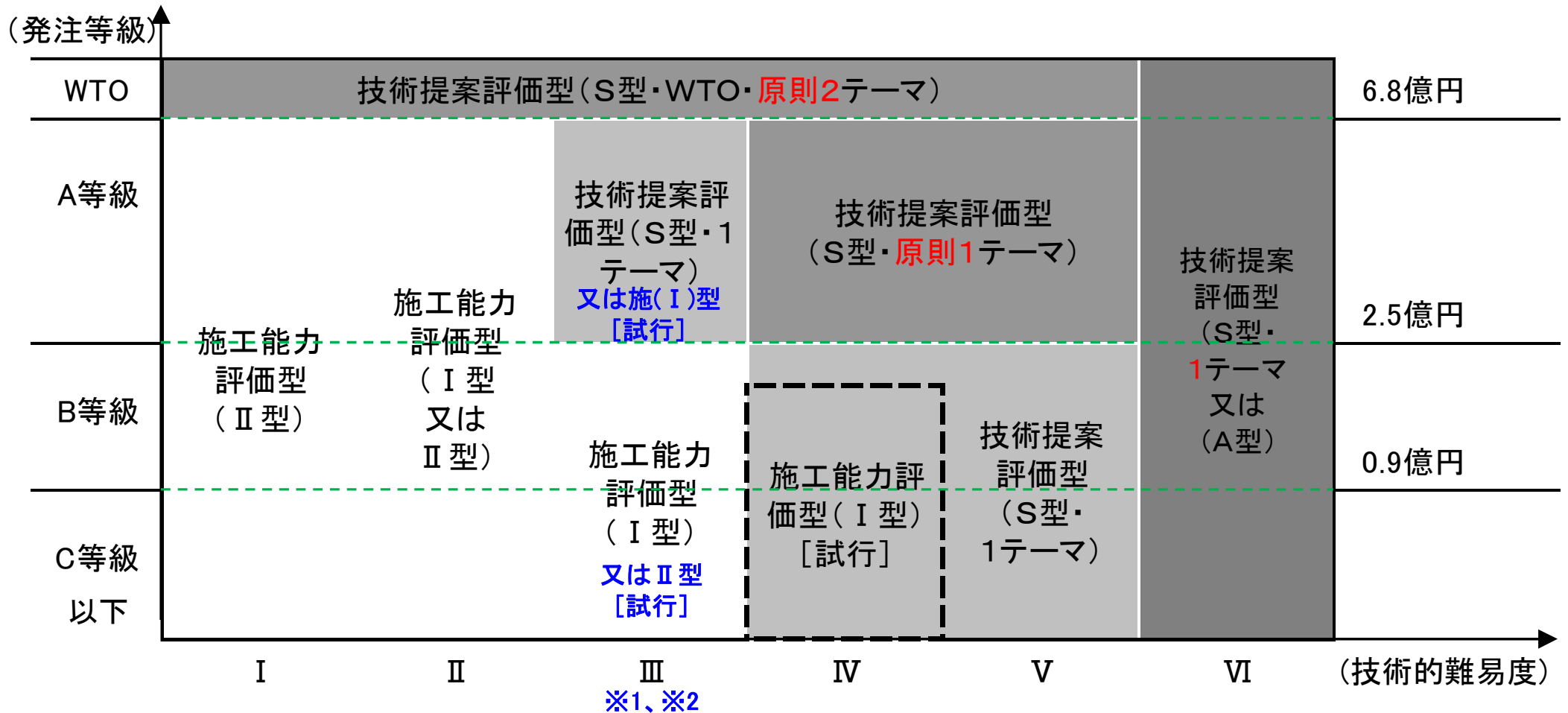
3) 技術的難易度Ⅲにおける簡易な発注方式の拡大(試行)

※赤字はR5.4～見直し

不調・不落対策及び新型コロナウイルス感染症にかかる対応として、技術的難易度Ⅲにおける簡易な発注方式の拡大(試行)を行う。

技術提案評価型(S1型) → 技術提案評価型(S1型)または、施工能力評価型(I型)

施工能力評価型(I型) → 施工能力評価型(I型)または、施工能力評価型(Ⅱ型)



※1 主工事が ICT対象工種 または単純工事の場合は、下位の発注方式とすることができる。

※2 不調・不落対策および新型コロナウイルス感染症に係る対応として下位の発注方式を一部で試行する。